

東広島市公共施設等総合管理計画



平成 29 年 3 月

東広島市

(表紙の写真)

西条中央ポンプ所 (西条)
志和堀地区農業集落排水処理施設 (志和)
ひがしひろしま聖苑 (八本松)
賀茂環境センター (黒瀬)
西条駅前第1自転車駐車場・西条駅前駐車場 (西条)
八本松中央幼稚園 (八本松)
志和中学校 (志和)
入野小学校 (河内)
安芸津学校給食センター (安芸津)
中央図書館 (西条)
旧木原家住宅 (高屋)
豊栄屋内球技場 (豊栄)
黒瀬中央公園 (黒瀬)
竹仁保育所 (福富)
小田診療所 (河内)
湯盛住宅 (安芸津)
道の駅湖畔の里福富 (福富)
東広島消防署東分署 (河内)
第七方面隊 豊栄第二分団(旧第八)格納庫 (豊栄)
高屋出張所 (高屋)
すみよし公園 (高屋)
志和生涯学習センター (志和)
黒瀬児童館 (黒瀬)
安芸津文化福祉センター (安芸津)
乃美鍛冶屋線 (豊栄)
学園橋 (福富)
高屋ポンプ場 (高屋)
龍王山総合公園 (黒瀬)
八本松配水池 (八本松)
西条駅北第2自転車駐車場 (西条)

目 次

序章 はじめに

1	公共施設等総合管理計画の策定に当たって	1
2	公共施設等総合管理計画の性格	1
3	公共施設等総合管理計画の位置付け	2
4	対象とする公共施設の範囲	3
5	普通財産の取扱い	4

第1章 公共施設等を取り巻く現況及び将来の見通し

1	総人口や年代別人口についての今後の見通し	5
2	財政の状況	6
3	公共施設の状況（建築物）	8
4	公共施設の状況（インフラ施設）	13
5	公共施設の維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込みや これらの経費に充当可能な財源の見込み等	17
6	市民アンケートの結果	19

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1	計画期間	20
2	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	21
3	現状及び課題に関する基本認識	22
4	公共施設等の総合的な管理に関する基本的な考え方	23
5	計画のフォローアップの実施方針	31

第3章 施設グループごとの方針（建築物編）

1	上水道施設等	35
2	下水道施設等	38
3	斎場等	43
4	処理場	46
5	駐車場	49
6	幼稚園	52
7	小学校	55

8	中学校	63
9	給食施設	68
10	図書館	71
11	文化施設	74
12	スポーツ施設	79
13	都市公園	84
14	保育所	91
15	医療施設	95
16	住宅	98
17	産業施設	108
18	消防署	113
19	格納庫	116
20	基地	121
21	庁舎	124
22	公園（自然公園等）	128
23	研修施設	132
24	集会施設	139
25	児童施設	150
26	福祉施設	154

第4章 施設グループごとの方針（インフラ施設編）

1	道路	161
2	橋りょう	166
3	河川	168
4	港湾・漁港	171
5	公園	175
6	上水道施設等	183
7	下水道施設等	190
8	その他の施設	194

序章 はじめに

1 公共施設等総合管理計画の策定に当たって

全国各地で公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中、本市においても、昭和50年代後半からバブル経済期を中心に多くの公共施設を整備しており、大規模改修や建替え及び更新に関する問題が表面化しています。

特に、本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえると、今後も厳しい財政状況が続くことが予想され、一度に大量の公共施設の改修や建替え及び更新を行うことが難しいこと、我が国全体で少子高齢化が進む中において、本市の人口は引き続き増加傾向にあるものの伸び悩みが見受けられ、中心部から離れた地域では減少傾向にあることや、将来的には人口減少に伴い公共施設全体での利用の減少が想定されることから、長期的な展望に基づいた上で公共施設の利用需要を把握し、財政負担の平準化を進めるとともに、施設の更新及び統廃合、長寿命化等の推進により適正な配置を目指していく必要があります。

そのため、平成22年度に、本市が所有する全ての公共施設（建築物）の現況を把握するための調査を行い、平成25年度に、本市の公共施設の適正配置に関する現状と課題（以下「現状と課題」とします。）の分析及び基本方針（以下「基本方針」とします。）を策定し、平成26年度には、「東広島市公共施設の適正配置に係る基本計画」（以下「基本計画」とします。）を策定しました。

本計画は、基本計画を基礎として、道路や橋りょうなど、市が所有するインフラ施設を加えて公共施設全体について長期的な視点から検討を行い、次の世代に向けて持続可能な公共施設の体系を構築するために必要な修正を加えて再編するものです。

2 公共施設等総合管理計画の性格

本計画は、公共施設全体を対象として、大きく建築物とインフラ施設に区分を行い、それぞれの視点から、持続可能な公共施設の体系を構築していくための基本的な方向性を示します。

これは、平成26年度に策定した基本計画で示しているように、建築物にはある程度の代替性があり、構造に変更を加えることや、機能の移転及び集約等により他の場所に配置することも可能であることから、社会経済情勢の変化に対応して、必要な公共サービスをどの場所で提供するかといった適正配置が検討の柱の1つとなるのに対し、インフラ施設にはこうした機能の代替性がほとんどなく、長寿命化対策が基本になるためです。

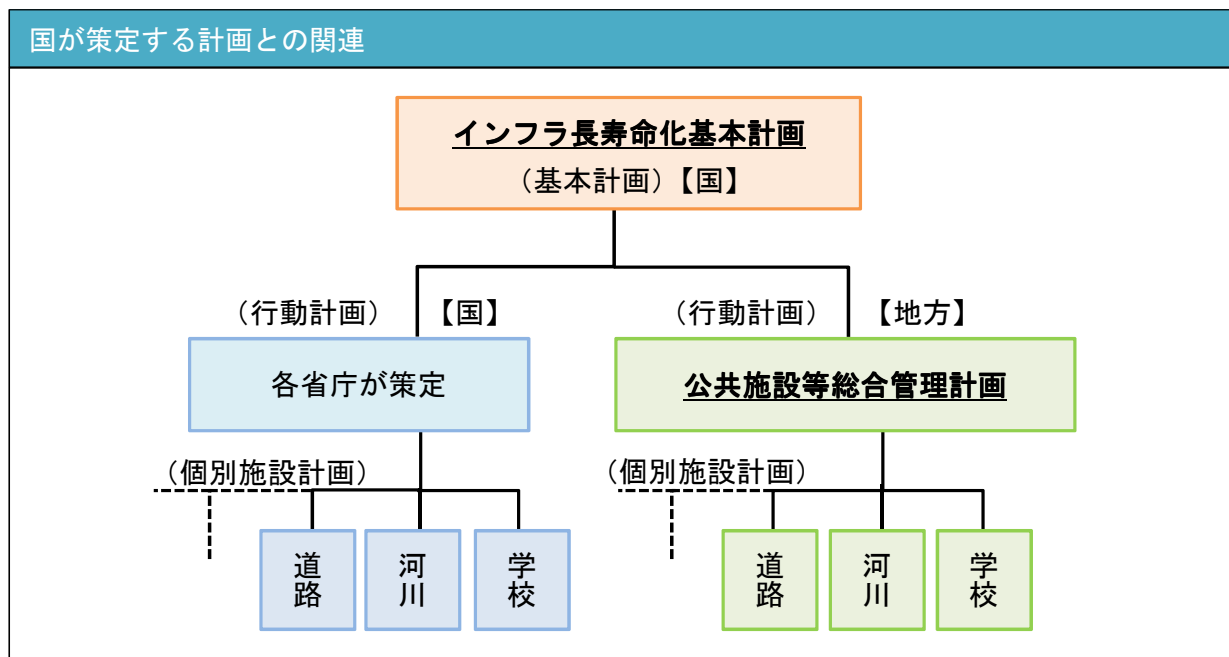
3 公共施設等総合管理計画の位置付け

(1) 国が策定する計画との関連

公共施設等総合管理計画については、平成 26 年 4 月 22 日付けの総務大臣通知において、全ての地方公共団体に対して、所有する公共施設等の全体の状況を把握し、現況及び将来の見通しを分析するとともに、これを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を定める計画を策定するよう要請されています。

また、本計画は国からの要請に対応する「行動計画」に位置付けられますが、平成 32 年頃が目標とされている「個別施設計画」については、それぞれの施設を所管する所属において、該当する計画を既に策定しているか、今後策定する予定がある場合は、その計画が「個別施設計画」となります。

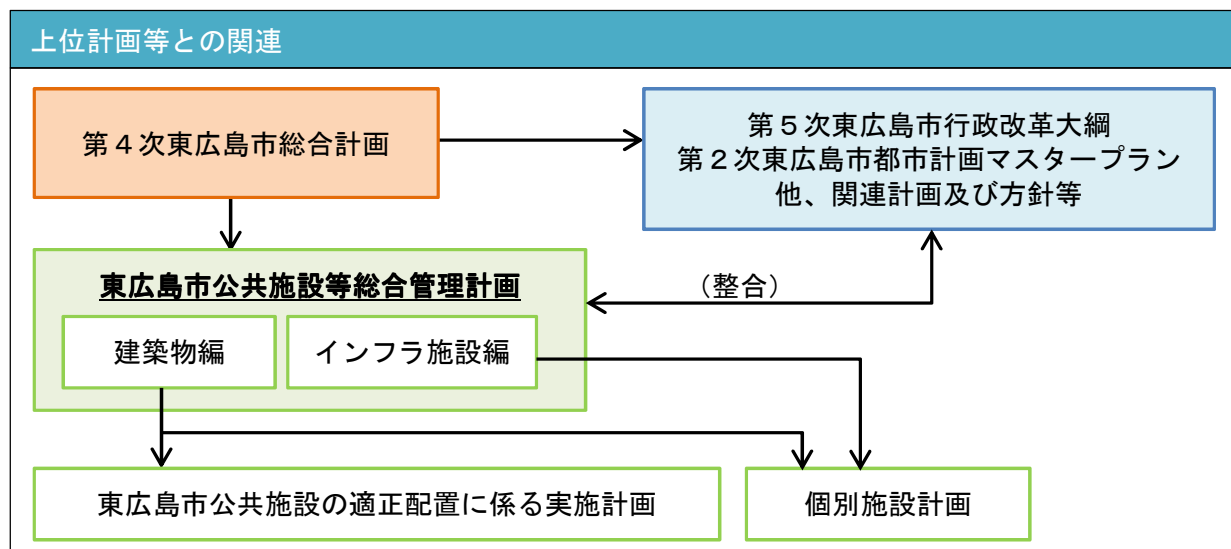
ただし、建築物については、先行して基本計画等を策定してきたこともあり、各施設を所管する所属で該当する計画を策定しない施設については、本計画に記載している、建築物編の「施設グループごとの適正配置及び管理運営に関する基本的な方針」に基づき、平成 28 年 11 月に策定した「東広島市公共施設の適正配置に係る実施計画」が「個別施設計画」となります。



資料 総務省ホームページ

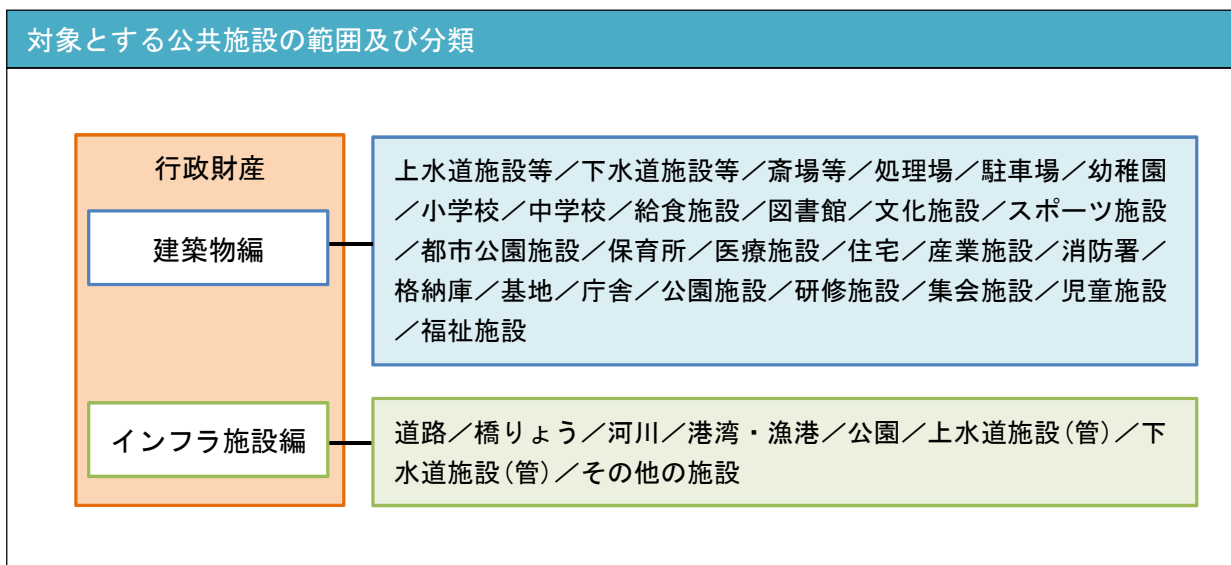
(2) 上位計画等との関連

本計画は、「第4次東広島市総合計画」を上位計画として、将来にわたって持続可能な行政運営を行うことにより、自立・安定的な財政基盤の確立を目指す「第5次行政改革大綱」及び都市づくりの基本的な方向性を示す「第2次東広島市都市計画マスタープラン」等、関連する計画や方針等との整合を図りながら策定するものです。



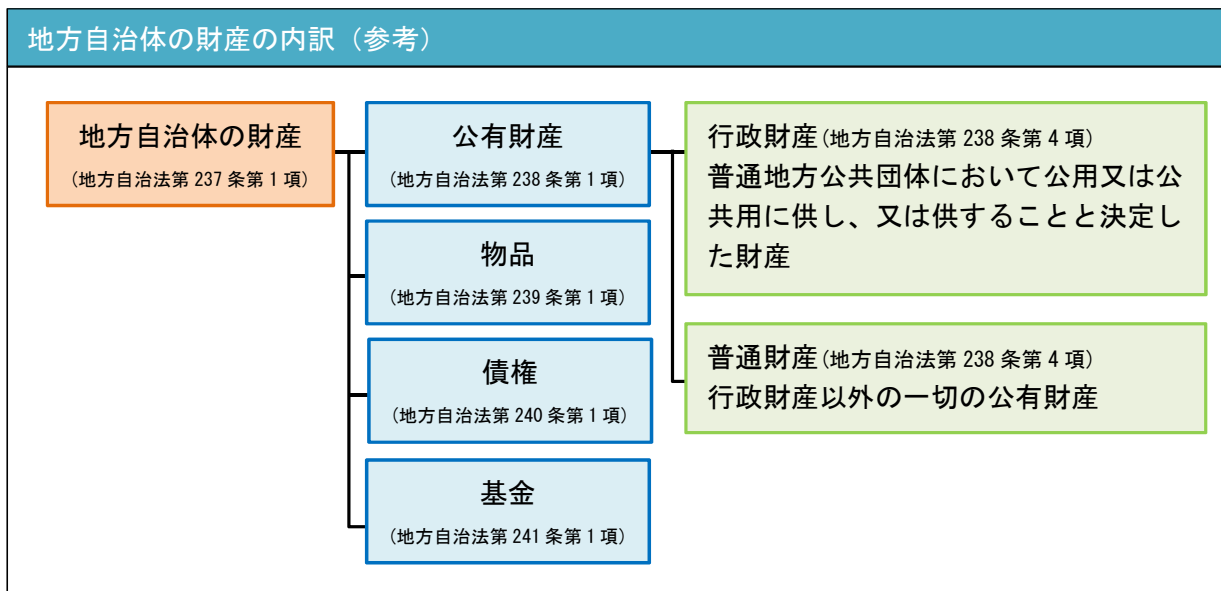
4 対象とする公共施設の範囲

「公共施設」には様々な施設がありますが、本計画は、公共施設全体を対象としつつ、「行政財産として位置づけられている公共施設」を中心として方針を定めます。



5 普通財産の取扱い

公共施設は、公有財産の中で、直接に公の目的に供することとした「行政財産」と、それ以外の「普通財産」に分類されます（地方自治法第 238 条第 3 項及び第 4 項）が、本市において普通財産は、行政目的が無く原則として売却又は処分が可能な資産として位置づけられていることから、保有を継続する際にも必要最低限の範囲に限りて機能の維持を図ることとします。



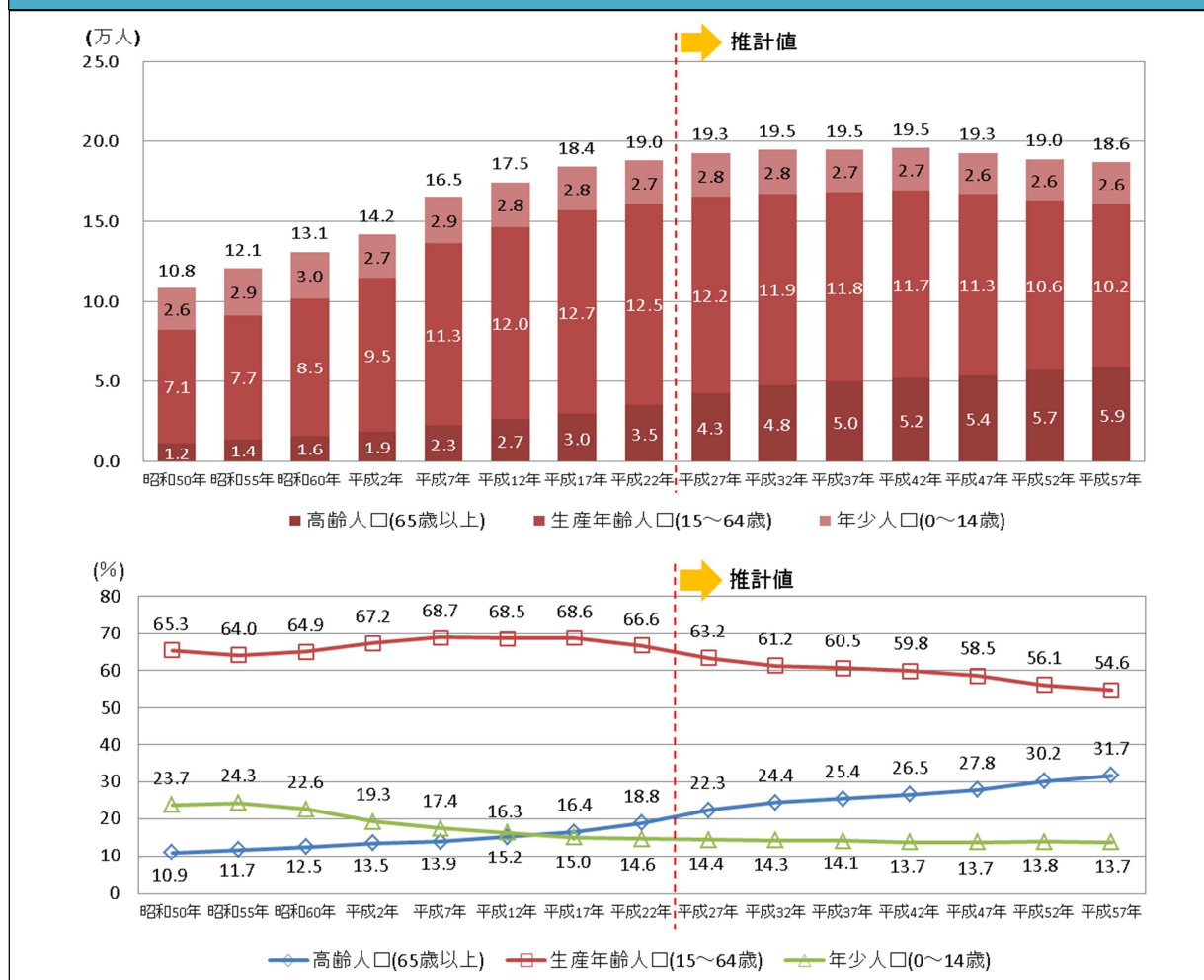
第1章 公共施設等を取り巻く現況及び将来の見通し

1 総人口や年代別人口についての今後の見通し

本市の人口は、国勢調査の結果によると、市制施行以来一貫して増加してきましたが、近年、その伸びは徐々に緩やかになりつつあります。当面、増加基調で推移していくと考えられますが、我が国全体の人口減少が進む中で、本市の人口も将来的には減少に向かうと考えられており、東広島市長期人口ビジョンにおける将来人口推計（基本推計）によると、本市における平成57年の人口は、平成22年の人口(190,135人)と比較した場合、約2%減少(186,189人)すると予測されています。

また、少子高齢化の進行に伴い、これまで本市の人口における65歳以上の高齢者の割合は増加傾向にありましたが、今後はその傾向がより強くなっていくと考えられます。同じ人口推計によると、平成22年に18.8%であった高齢者の人口割合は、平成57年には31.7%になると予測されています。これは、概ね5人に1人である高齢者の割合が、30年後には3人に1人に近い割合にまで達するというを示しています。

人口の将来推計及び年齢3区分別人口の構成比



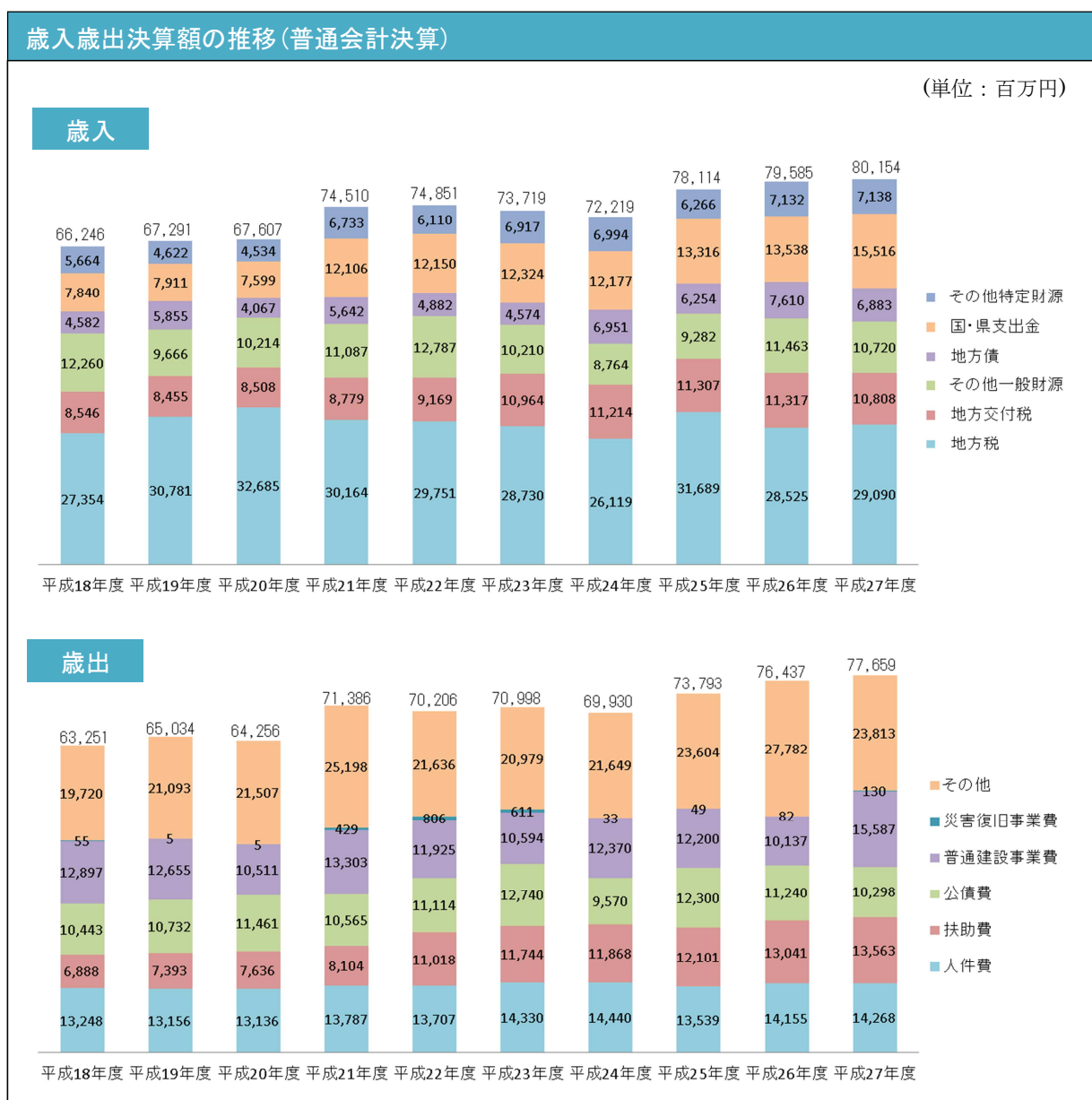
資料 (昭和50年～平成22年)国勢調査、(平成27年～)企画課
 ※端数処理の関係で、合計が一致しない場合や100%とならない場合がある。

2 財政の状況

本市の財政状況は、これまで比較的堅調に推移してきましたが、海外経済の不透明性の高まりにより企業の業績悪化を招く恐れがあるとともに、人口の伸び悩みにより税収の増加を見込めない状況にあり、経常的経費の増加等により硬直化へと向かうことが懸念されます。

歳入歳出決算額の推移からは、歳入面においては、「国・県支出金」、「地方債」、「地方交付税」など、本市の自主的な収入ではない依存財源が増加傾向にあり、歳出面においては、新たな公共施設の整備を行うための「普通建設事業費」が総額として横ばいの傾向にあるのに対し、社会保障制度の一環として児童、高齢者、障害者、生活困窮者などに対して行う支援に充てられる「扶助費」が増加傾向にあります。

これらに加え、平成27年度以降、合併に伴う優遇措置の終了による普通交付税の大幅な減少が見込まれていることから、今後は一層厳しい状況となっていくことが予測されます。

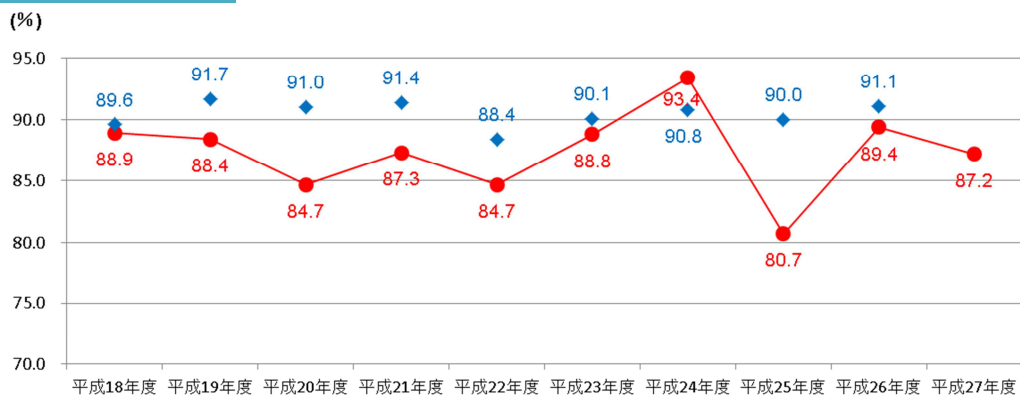


資料 財政課

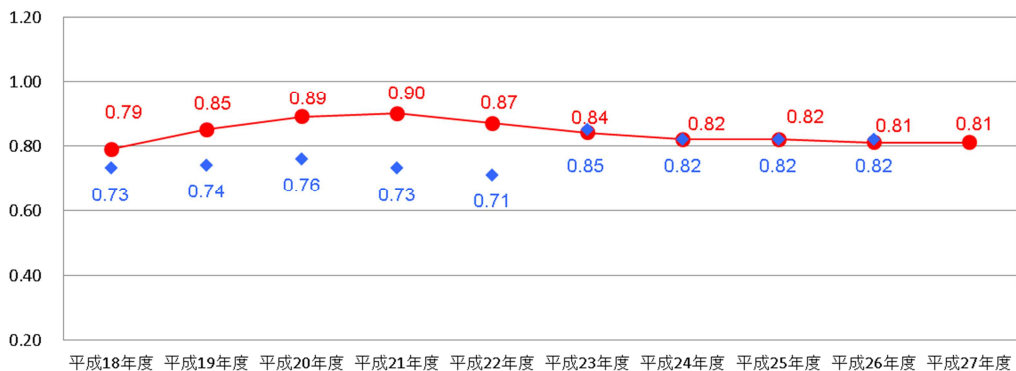
財政状況を示す指標の推移

(●東広島市 ◆類似団体の平均)

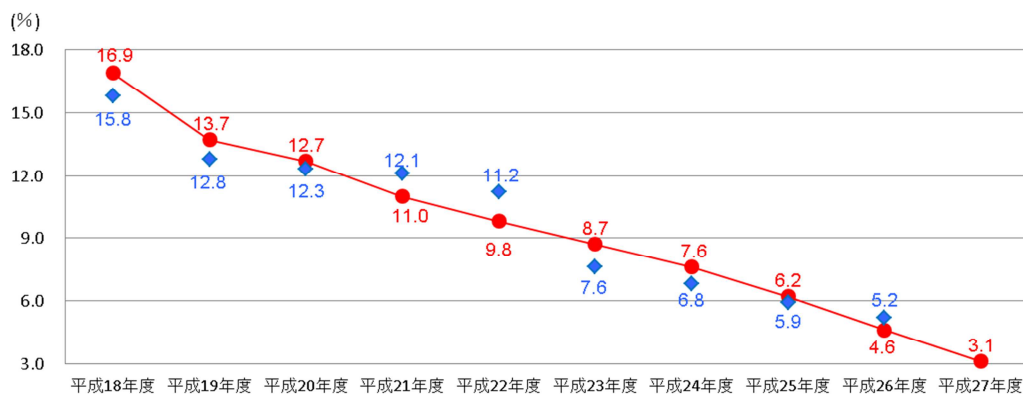
経常収支比率の推移



財政力指数の推移



実質公債費比率の推移



資料 財政課

¹ 経常収支比率・・・経常的経費に、経常一般財源収入がどの程度財源として使われたかを表したものの。この比率が高いほど、財政構造の硬直化が進んでいるとされる。

² 財政力指数・・・基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値を、過去3か年ごとにし、これらを平均したものの。この数値が1に近くなればなるほど、その団体は財政に余裕があるとされる。

³ 実質公債費比率・・・地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。この比率が低いほど、財政状況が健全であるとされる。

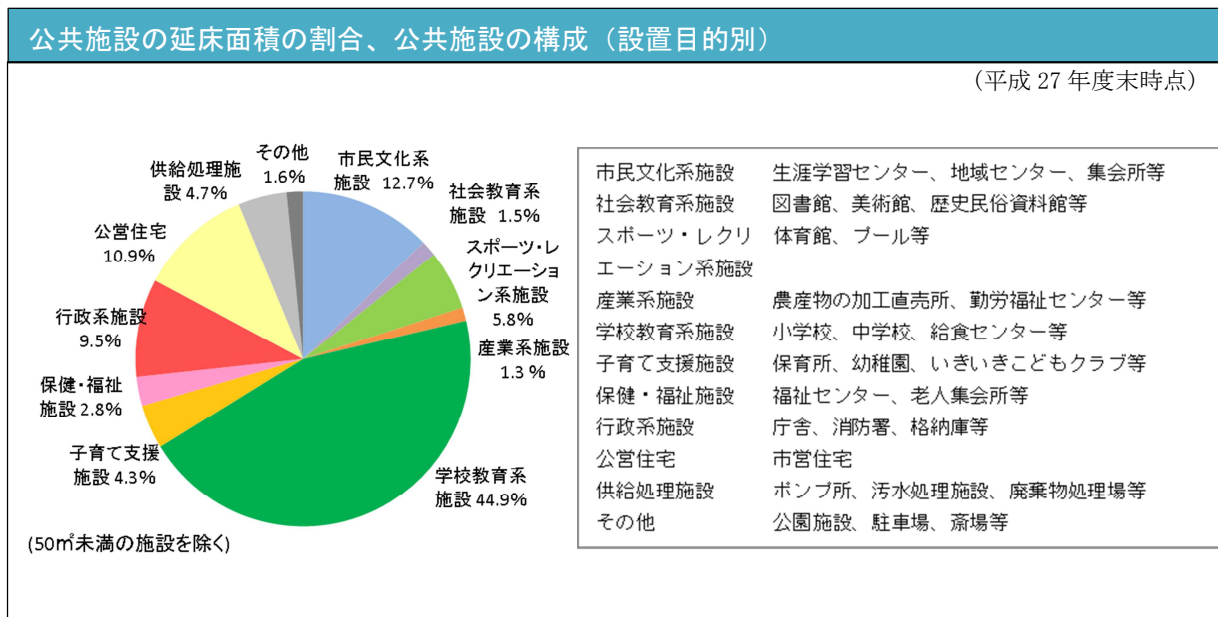
3 公共施設の状況（建築物）

(1) 公共施設(建築物)の概要

東広島市の所有する公共施設(建築物)は、平成 27 年度末の時点において、1,384 棟の建築物からなる 755 の施設で構成されており、これらの総床面積は合計で約 58.8 万㎡となっています。各施設はそれぞれの行政目的に応じて整備されていますが、平成 17 年における合併(旧東広島市と、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町)以前は市町によって立地基準が異なっていたこともあり、施設配置には地域ごとに偏りがみられるものもあります。

平成 24 年 3 月に総務省が発表した「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」によると、人口で同規模の団体(10~25 万人)の公共施設の床面積の平均が 1 人あたり 2.89 ㎡であるのに対し、本市の 1 人あたり面積は、平成 27 年度末の時点で同じ条件で試算した場合に 3.02 ㎡となり、若干上回っています。

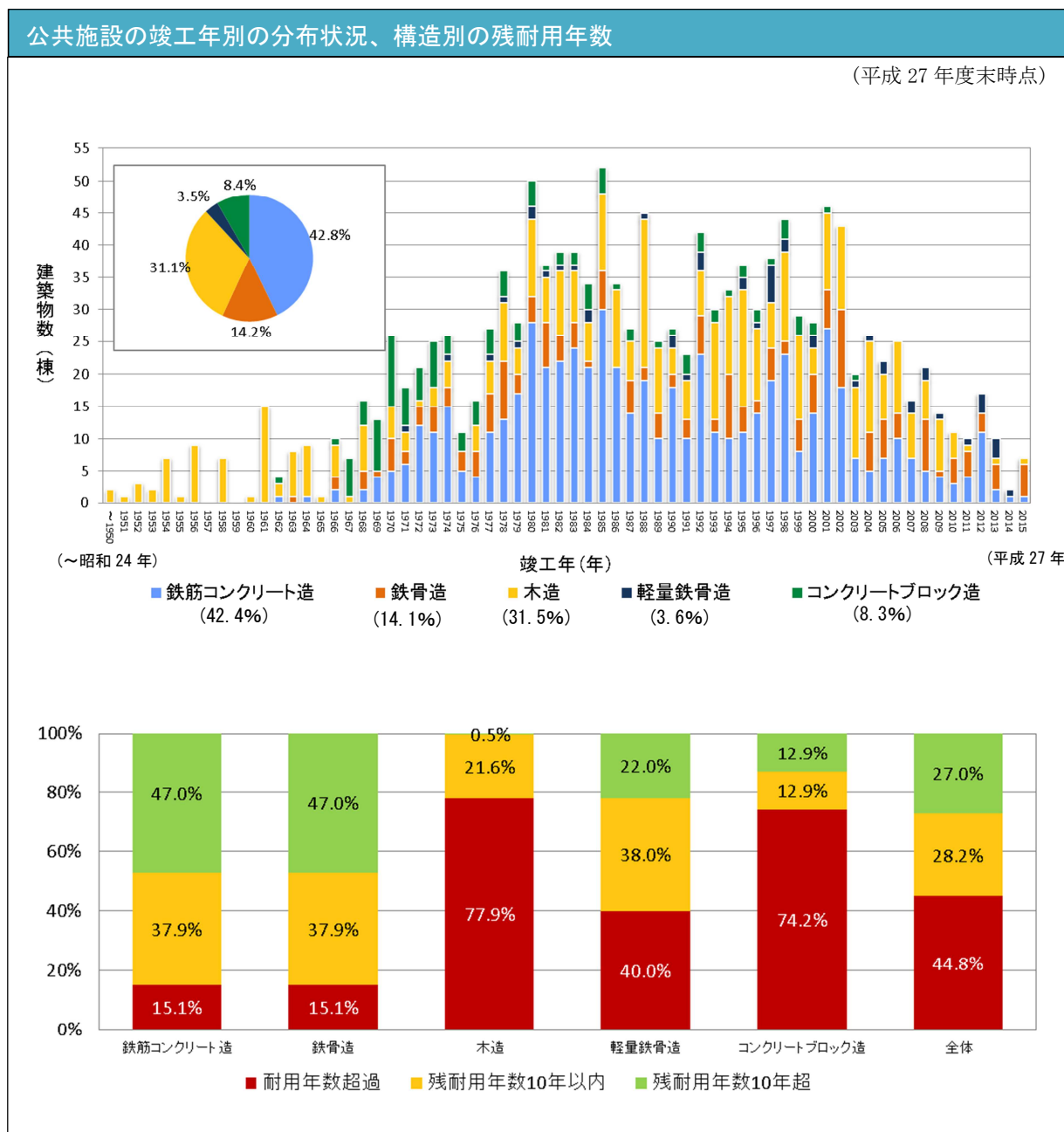
また、本市の公共施設の中で、最も多くの面積割合を占めるのが「学校教育系施設」であり、全体の 44.9%となっています。「市民文化系施設」(12.7%)、「公営住宅」(10.9%)がこれに続きます。



資料 管財課

(2) 公共施設(建築物)の竣工年別の分布状況、構造別の残耐用年数

本市の公共施設(建築物)の整備のピークは、昭和50年代後半からバブル経済期にかけてにあります。これらの経年劣化に伴い、今後、集中して更新時期を迎える施設が大量に発生します。また、現段階で総建築物数の40%以上が既に耐用年数を経過しており、10年後の平成38年には70%以上が耐用年数を超えることとなります。

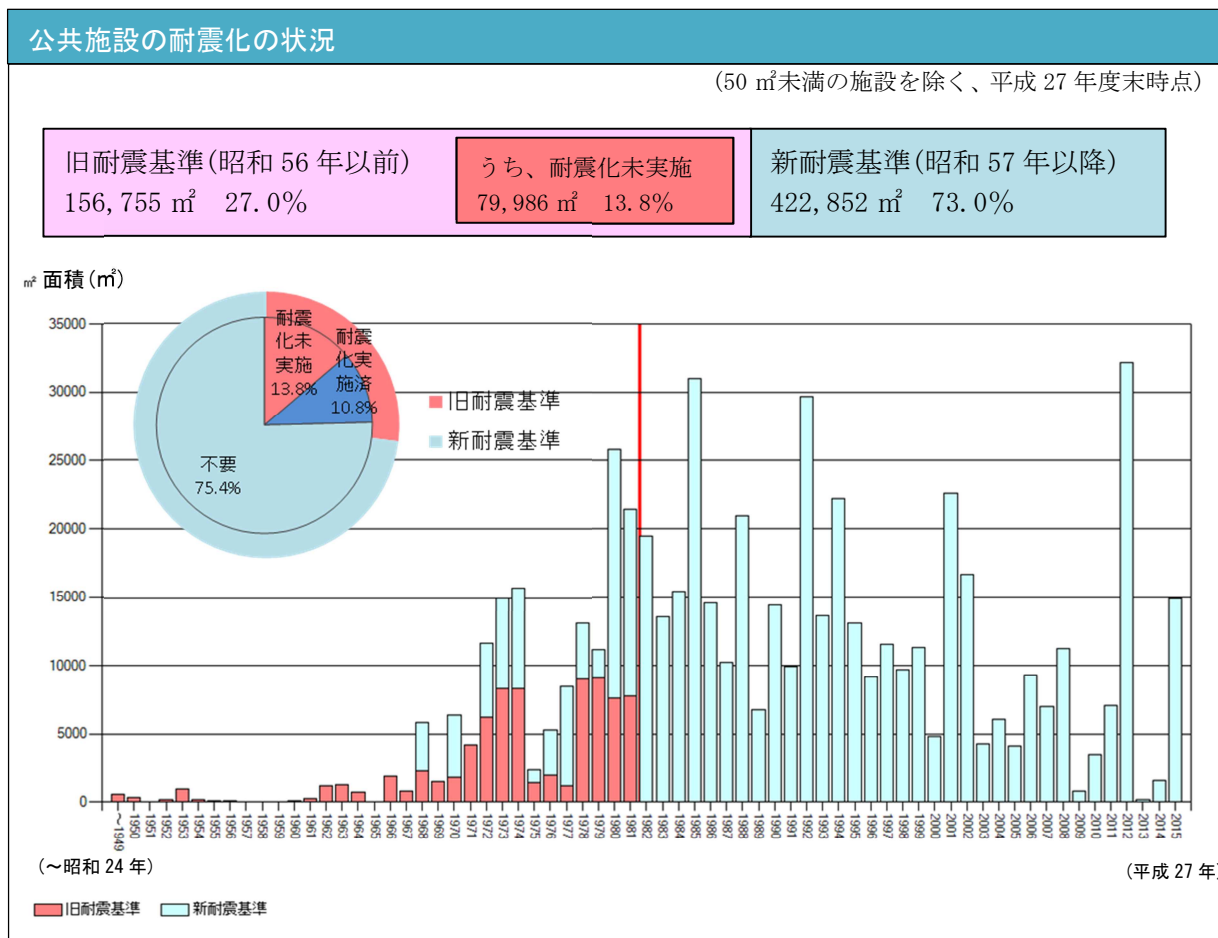


資料 管財課

(3) 公共施設(建築物)の耐震化の状況

建築物の耐震性能の有無については、昭和56年の建築基準法の改正に基づく新耐震基準に対応して整備された施設であるかどうか判断の1つの目安となります。

本市の公共施設については、平成27年度末の時点において、昭和56年以前に整備された施設が全体の27.0%、それより後に整備された施設が全体の73.0%となっており、学校施設や地域センター等を中心に耐震性の低い施設の耐震化を進めてきた結果、耐震性を有すると考えられる施設の割合は86.2%となっています。



※昭和56年以前に整備された旧耐震基準の施設であっても、耐震診断の結果により耐震性能があるとされた施設については耐震化が「不要」となるため、「耐震化未実施」と「耐震化実施済」の割合の合計は「旧耐震基準」の割合と一致しない。

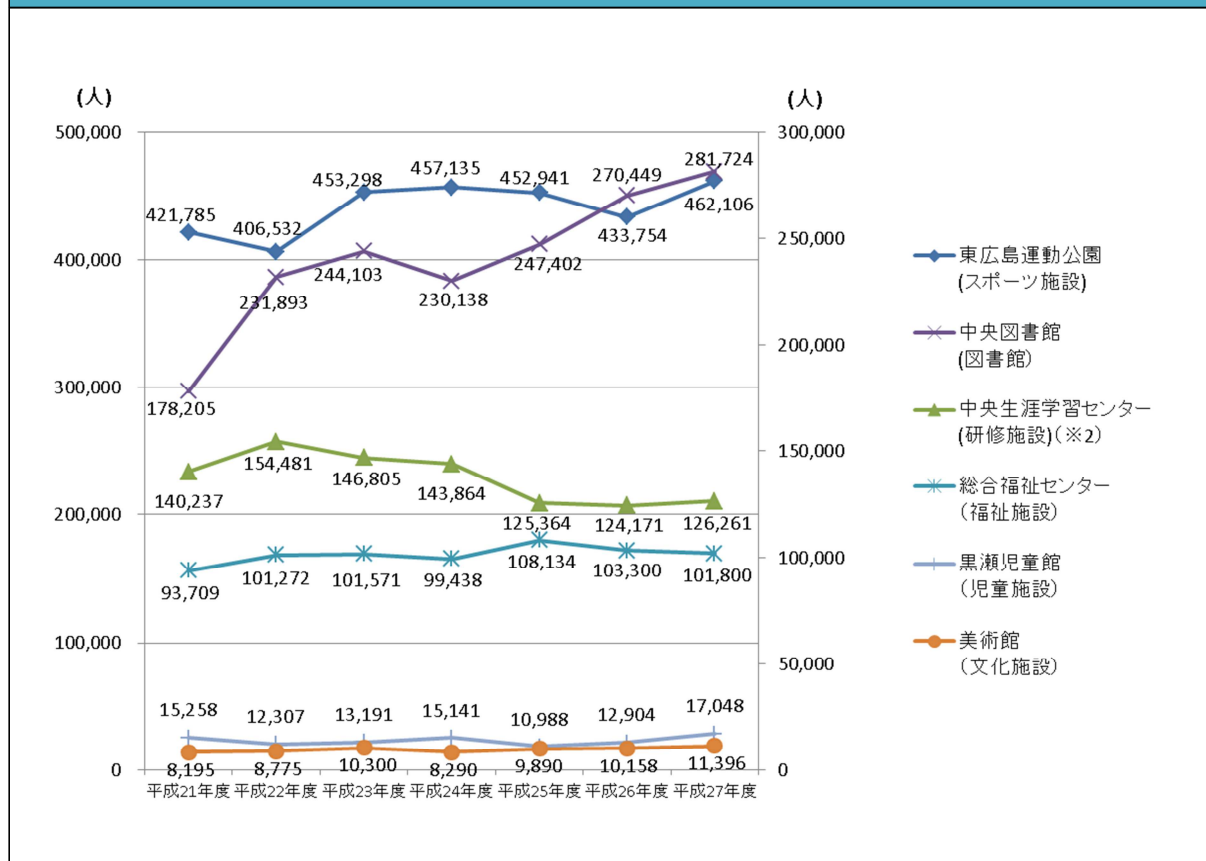
資料 管財課

(4) 公共施設の利用状況

公共施設の利用状況に目を向けると、主要な公共施設の利用者数は全体として増加傾向にあります。将来的に人口は減少局面へと移行していくことが想定されるため、長期的な見通しを踏まえて公共施設の適正配置を検討していく必要があります。

(東広島運動公園のみ左軸)

東広島市における主要な公共施設(※1)の利用者数の推移



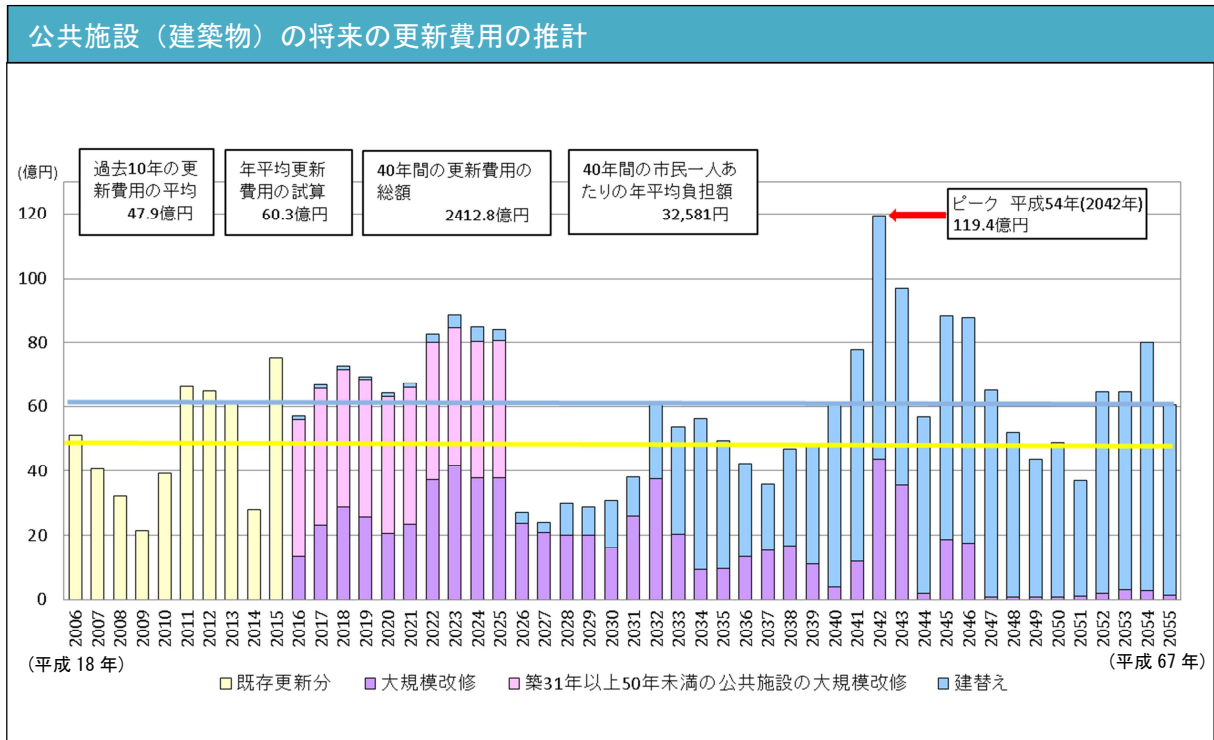
※1 26に分類した施設グループの中から、基幹的な施設であり一般利用者数の把握が可能な施設を抽出した。(東広島運動公園のみ利用者数が左軸)

資料 管財課

※2 中央生涯学習センター(平成27年度末に閉館)は、庁舎建設事業及び市民ホール建設事業の影響が考えられる。

(5) 公共施設（建築物）の将来の更新費用の推計

（一財）地域総合整備財団が提供するソフトウェア（公共施設等更新費用試算ソフト）を用いて試算した結果、本市が所有する公共施設のうち、50 m²以上の主要建築物を全て更新していく（建替え及び大規模改修を行う）と仮定した場合、今後40年間の更新費用は総額で約2,413億円となります。これを年間に必要となる更新費用で見ると、平均で約60億円となり、ピーク時の平成54年（2042年）には約119億円が必要となります。



※全ての施設について、30年で大規模改修を行い、60年で建替えを行うものとして試算している。
 (ソフトウェアの初期設定)

資料 管財課

4 公共施設の状況（インフラ施設）

(1) 公共施設（インフラ施設）の概況

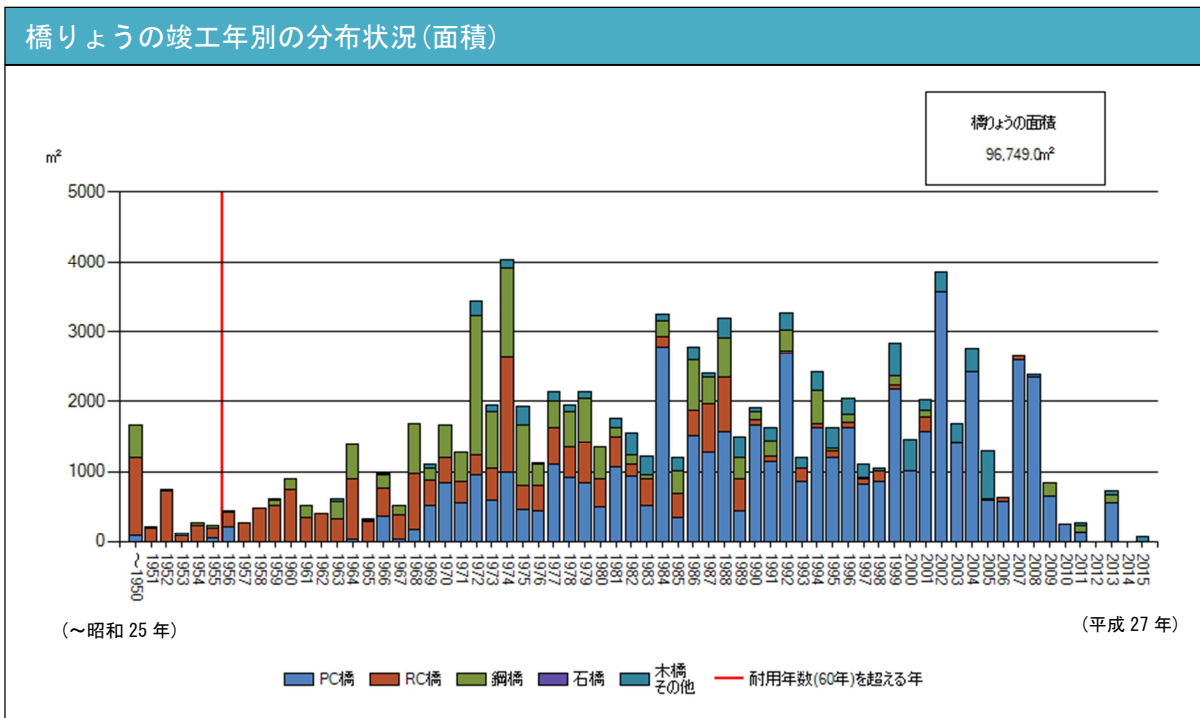
平成 27 年度末の時点における、本市が所有する道路や橋りょう、上下水道施設などの主な公共施設（インフラ施設）は次のとおりです。

分類	項目	数量	単位
道路（一般道路）	路線数	4,491	本
	総延長	2,227,385	m
	面積	10,864,378	m ²
その他の道路（農道及び林道）	路線数	2,494	本
	総延長	560,124	m
橋りょう（一般道路）	橋りょう数	1,438	橋
	実延長	16,025	m
	面積	96,749	m ²
橋りょう（農道及び林道）	橋りょう数	56	橋
	実延長	1,175	m
	面積	7,721	m ²
トンネル（一般道路）	本数	2	本
	実延長	717	m
トンネル（農道）	本数	1	本
	実延長	205	m
河川（ポンプ場）	施設数	5	施設
公園（自然公園等を含む）	施設数	327	施設
港湾	施設数	53	施設
漁港	施設数	33	施設
上水道	管路総延長	1,283,743	m
下水道（産業団地汚水処理施設、農業集落排水処理施設を含む）	管路総延長	609,265	m

資料 管財課

(2) 公共施設（インフラ施設）の竣工年別の分布状況

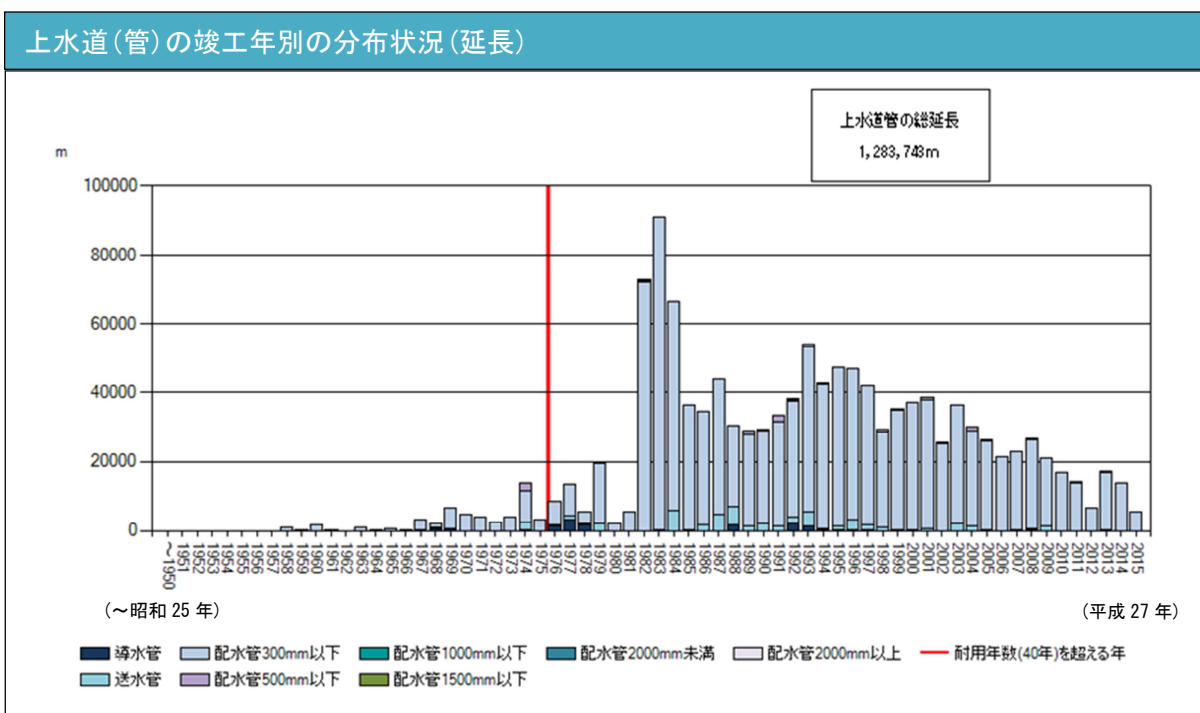
本市が所有する主なインフラ施設のうち、橋りょう、上水道（管）、下水道（管）について、整備された延長及び面積の竣工年別の分布状況を見ると、概ね、上水道（管）は昭和 50 年代の後半に、下水道（管）は平成 1 桁年代に、橋りょうは昭和 40 年代に整備のピークが存在しています。



※橋りょうについては、整備年代不明の橋りょうが 50 橋存在する。

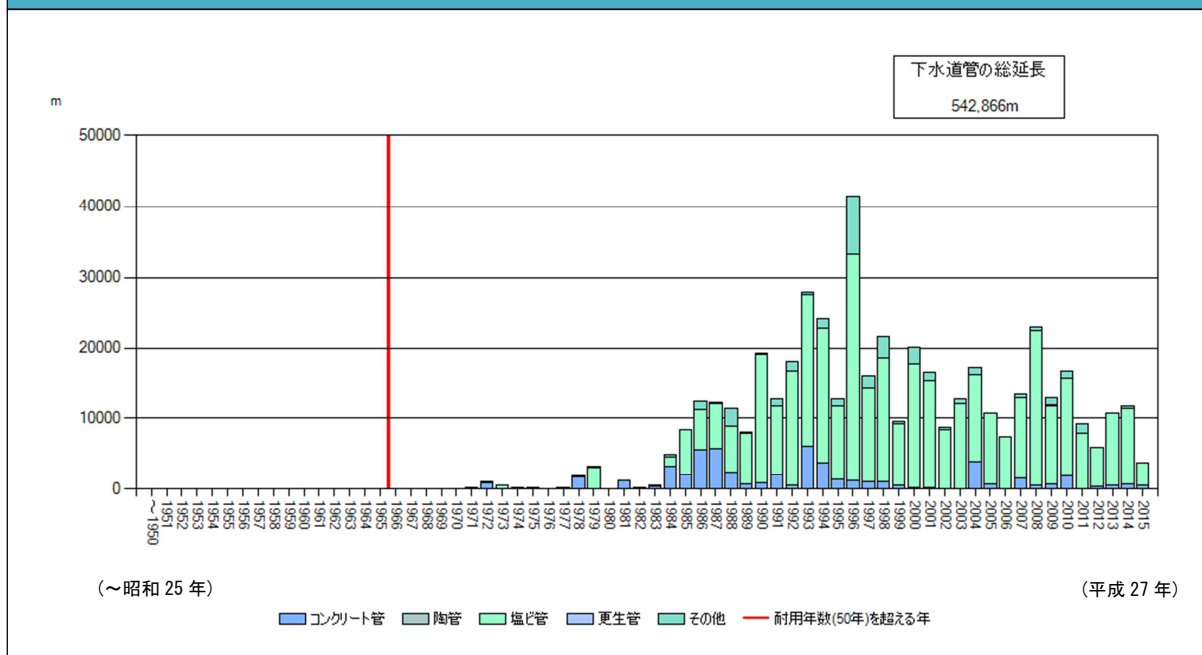
資料 管財課

※農道及び林道に分類される施設は含まない。



資料 管財課

下水道(管)の竣工年別の分布状況(延長)



※産業団地汚水処理施設及び農業集落排水処理施設は含まない。

資料 管財課

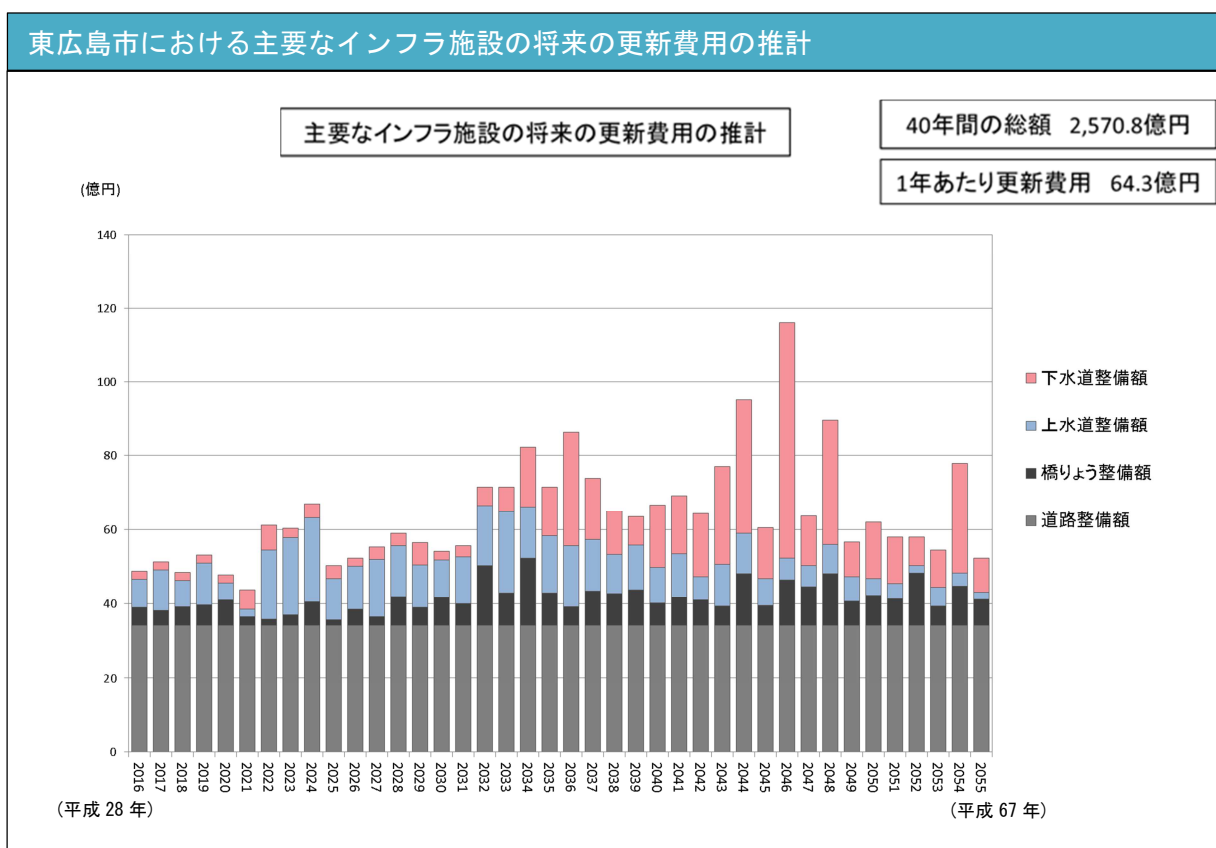
(3) 公共施設（インフラ施設）の将来の更新費用の推計

本市が保有する公共施設（インフラ施設）のうち、主要な施設（道路、橋りょう、上水道（管）下水道（管））について、建築物と同じソフトウェアを用いて将来の更新費用を試算すると、これらに係る将来の更新費用の推計は、平成 28 年度から平成 67 年度までの 40 年間の総額で約 2,570 億円、1 年当たりの更新費用は約 64 億円という結果になります。

本市のインフラ施設の更新に係る特徴は、主要な施設だけでも、現時点から橋りょうの老朽化対策に係る費用が、平成 30 年代の半ばから水道管が、平成 40 年代の半ばから下水管が、段階的に積み重なっていくことで、財政面での負担が次第に増加していくと推測できることにあります。

なお、この更新費用の推計結果は、橋りょうの耐用年数を概ね 60 年、水道管の耐用年数を概ね 40 年、下水管の耐用年数を 50 年と設定していることによるものですが、上下水道管の整備時期については、本市の都市基盤が賀茂学園都市建設及び広島中央テクノポリス建設計画の推進等に伴い、昭和 50 年代半ば頃から集中して整備されてきたこととも整合しています。

こうした特徴を踏まえ、更新費用の平準化等の対策を検討していくことが必要となります。



資料 管財課

※更新費用の推計方法(道路、橋りょう、下水道についてはソフトウェアの初期設定)

道路の更新は舗装のみ、耐用年数を 15 年として、市道の総面積に更新単価(4,700 円/m²)を乗じて推計し、各年度は 40 年の按分とした。

橋りょうは耐用年数を 60 年として、橋りょうの種別ごとの面積に更新単価(413 千円～500 千円/m²)を乗じて推計した。

上水道は耐用年数を 40 年として、管種別、管径別の延長に更新単価(100 千円～923 千円/m)を乗じて推計したが、配水管のみ本市の「給水管の布設に伴う配水管の整備に関する事務取扱規程(平成 20 年度)」の更新単価(17 千円～117 千円)を乗じて推計した。

下水道は耐用年数を 50 年として、管種別、管径別の延長に更新単価(61 千円～2,347 千円/m)を乗じて推計した。

※農道及び林道に分類される施設は推計に含まない。

5 公共施設の維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

本市における公共施設(建築物)の建替え及び大規模修繕に係る更新費用の推計は、40年間の平均で年間当たり約60億円(60.3億円)と試算されており、代表的なインフラ施設の更新費用の推計、年間約64億円(64.3億円)を合わせた金額は約125億円となり、企業会計である上水道の約10億円分を除くと、普通会計分は約115億円となります。

この普通会計分の試算結果は、平成27年度までの本市における普通建設事業費の過去10年間の平均である約122億円の約9割に達することから、このままでは限られた範囲の公共施設を維持し更新することしかできず、道路、河川、下水道等を含め、新たな施設の整備を行うことは難しくなるということを示しています。

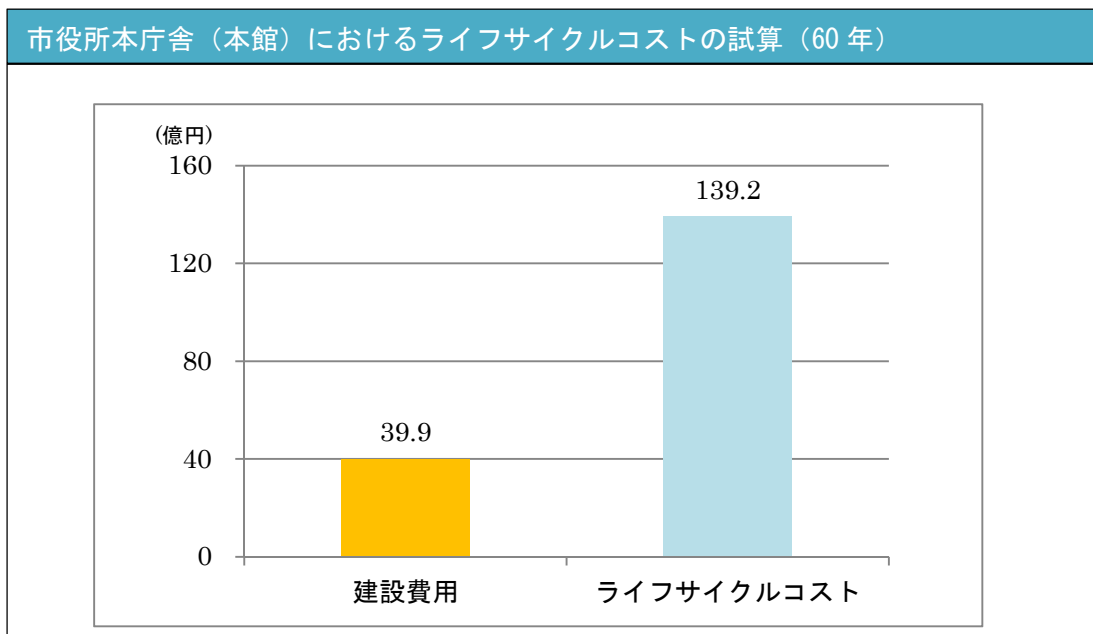
また、本市においては、健全な財政運営の実現のため、中長期的な財政見通しのもとに今後取り組むべき事業の選択と集中を図っているところですが、普通交付税の合併算定替の特例期間の満了に伴う縮減や、市税収入が減少傾向にあることを踏まえ、公共施設の更新に充当可能な財源は厳しくなっていくと考えられます。

さらに、財政的な面から公共施設の中長期的な経費を検討する際には、単に建替えのための建設費用(イニシャルコスト)を想定するだけでなく、建設後に係る費用(ランニングコスト)を含めた全体的な費用(ライフサイクルコスト)も考慮に入れる必要があります。

建築物の場合、建物本体、電気、機械等の設備を維持していくための維持更新に係る費用、光熱水費等の運営費用、法定点検や清掃に係る保全費用、管理に必要な人件費を含む一般管理費用等がランニングコストに当たります。

例えば、平成24年12月に建設された市役所本庁舎(本館)は、建設費用が約40億円でしたが、これからの運営及び管理などに係る費用と、建築物としての機能を維持していくために必要な維持更新に係る費用は、年間約2.3億円、耐用年数と考えられる60年間の合計で約139億円と試算できます。

一般的に、建築物の建設費に建設後の費用を加えたライフサイクルコストは建設費の3～4倍かかるとされており、新たな施設の整備を行う際や、既存施設の建替え及び大規模修繕を行う場合については、その施設によってもたらされる効果がこうした全体の費用に見合うものであるか、様々な観点から十分に検討したうえで判断していくべきであると考えられます。



資料 管財課

ライフサイクルコスト(LCC)の内訳 (参考)

(単位: 千円)

項目	金額	備考
建物本体	1,681,677	10年ごとに小修繕、30年で大規模修繕
設備関連	2,513,910	30年で2回更新
施設運営費	9,721,254	本庁舎(本館)の施設運営費×60年
本庁舎(本館)のLCC	13,916,841	

※建物本体は施工会社の作成した資料に基づく。設備関連は庁舎建設費用より推計した。

資料 管財課

施設運営費の内訳 (参考)

(単位: 千円)

分類	金額	備考
修繕更新費	5,886	上記以外の修繕に係る費用
運用費	97,528	光熱水費など、庁舎の運用に係る費用
保全費	40,262	法定点検や清掃等に係る費用
一般管理費	18,345	管理に係る人件費を含むその他の費用
合計	162,021	

※平成25年度の庁舎管理事業から本庁舎(本館)関係分を抽出して分類した。

資料 管財課

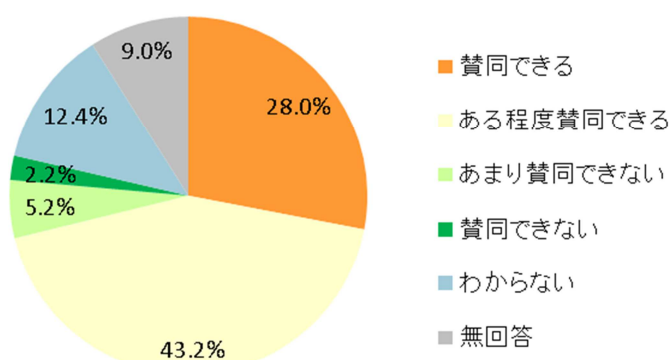
6 市民アンケートの結果

平成 26 年度に実施した市民満足度調査において、公共施設(建築物)の更新に関連する設問を設けたところ、次のような回答をいただきました。

市民アンケート（公共施設の更新について、抜粋）

市では、公共施設の機能をできるだけ維持しつつ、将来の市民にも公共サービスを良好な状態で提供することを目指し、維持管理手法を見直すとともに、公共施設の総床面積を 20%減らすこととしています。あなたは、このことについて、どのようにお考えですか。（1つだけ選んで○をお付けください。）

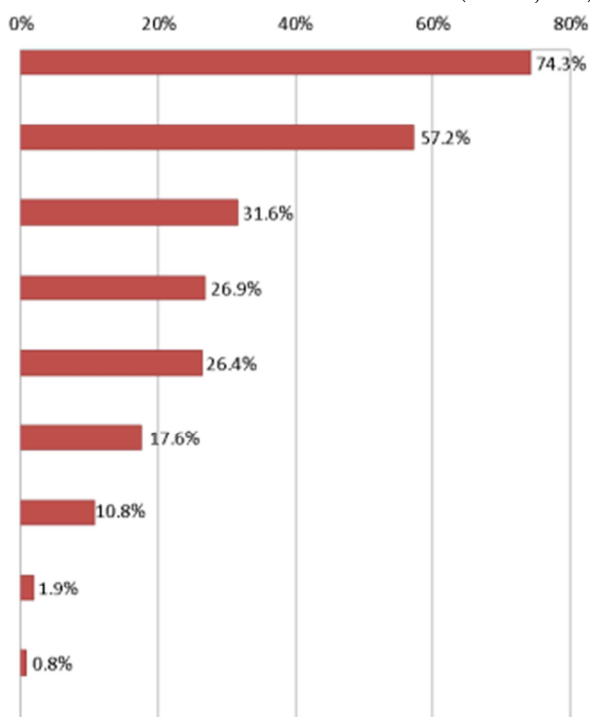
(n = 2, 358)



「賛同できる」「ある程度賛同できる」と答えた方にお尋ねします。今後の公共施設の建替えや維持管理について、どのようにしていくべきとお考えですか。（当てはまるものすべてに○をお付けください。）

(n = 1, 679)

- 各施設の役割を見直して、市民ニーズや将来の財政状況に合った内容に減らす
- 複数の施設を一体化して、建替えや維持管理にかかる費用を減らす
- 公共施設の売却や貸付けを行い、他の公共施設の建替えや維持管理の費用などとして使う
- 他の事業の見直しや廃止を行い、公共施設の建替えや維持管理の費用などとして使う
- 建替えや維持管理に民間のノウハウや資金を活用する
- 地域住民（コミュニティ等）に維持管理や運営を任せる
- 料金の値上げ等、施設を実際に利用する方の負担を増やして維持管理の費用等として扱う
- その他
- 無回答



第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

～未来につながる持続可能な公共施設をめざして～

公共施設は、行政サービスの提供を通じて様々な場面で私たちの生活の豊かさや便利さを支えています。現状と課題で示した様々な問題を考慮すると、全ての施設を維持していくことは困難な状況にあることから、長期的な視点をもって公共施設の全体の状況を把握し、更新、統廃合、長寿命化を図るなど、将来のまちづくりに資するよう、総合的かつ計画的に管理していく必要があります。

本章では、そのための取組みに係る基本的な方針を示します。

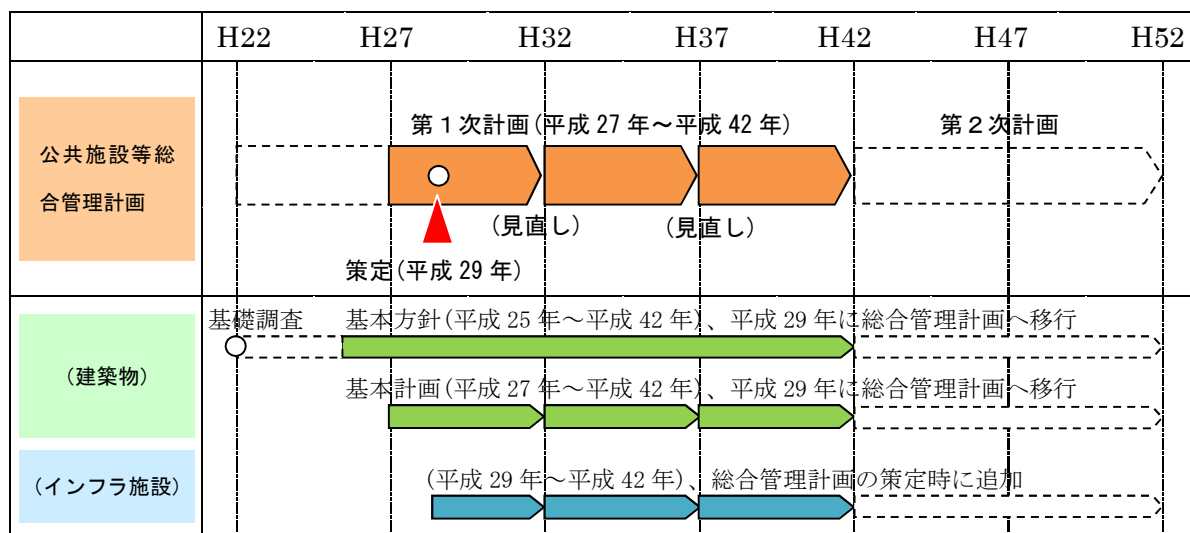
1 計画期間

本計画の前身となった、平成25年策定の基本方針（公共施設の適正配置に係る基本方針）は、基礎調査を実施した平成22年の時点を中心として、平成52年の姿を想定しつつ平成42年までを対象として目標を定めており、基本計画（公共施設の適正配置に係る基本計画）は、平成27年から平成42年までの15年間を計画期間として位置付けています。

この基本計画に従い、一部の施設において既に公共施設の適正配置に係る取組みを推進していることもあり、本計画の計画期間は、基本計画と同様とします。

なお、本計画は、長期的な視点に基づき取組みを進めていく必要がありますが、これからの本市を取り巻く社会経済情勢は今後も大きく変化していくと想定されることから、様々な状況の変化に対応するため、見直しの時期をあらかじめ定めておくことが望ましいと考えられます。

そのため、計画期間中は5年ごとに内容の見直しを行うこととします。

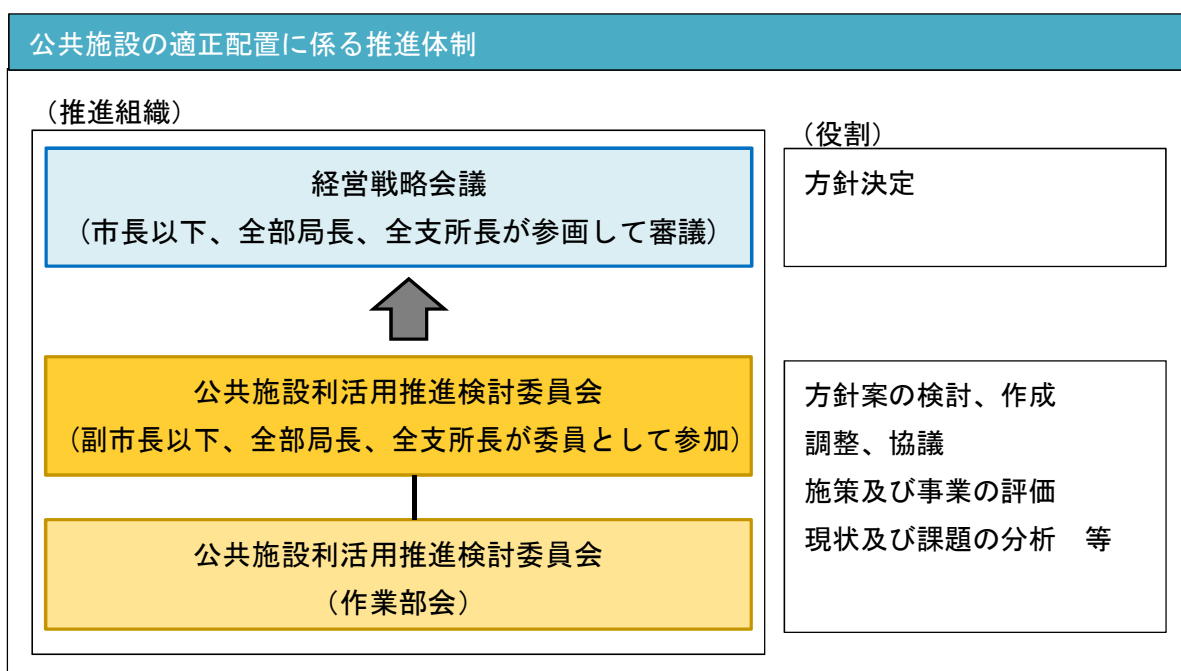


2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

これまで、公共施設の管理はそれぞれの施設を所管する所属が行い、大規模な修繕等の履歴に関する情報を集積し、連携して活用することなどは行われてきませんでした。

本計画は、平成22年に設置した全部局が参加する公共施設利活用推進検討委員会で協議を行い、政策事項を協議する経営戦略会議での審議を経て策定したのですが、計画策定後の実施段階においても、より一層の情報の共有を図りつつ各施設間の調整を行っていく必要があることから、こうした全庁的な推進体制の下で引き続きインフラ施設を含む公共施設の総合的な管理に取り組みます。

また、基本方針の中で示しているように、本市においては、公共施設の適正配置に係る取組みを、施設全体が経営にとって最適な状態となることを目指すファシリティマネジメント⁴の観点から推進することとしており、これを可能とするために、固定資産台帳等との連携を含め、公共施設に係る維持管理、修繕、更新等の情報を一元的に管理及び集約するデータベースの構築や、全職員及び担当職員を対象とした研修の実施、専門組織の設置を含めた取組体制の充実を図ります。



⁴ ファシリティマネジメント・・・企業、団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動。土地、建物、構造物、設備等の全てを経営にとって最適の状態にすること。

3 現状及び課題に関する基本認識

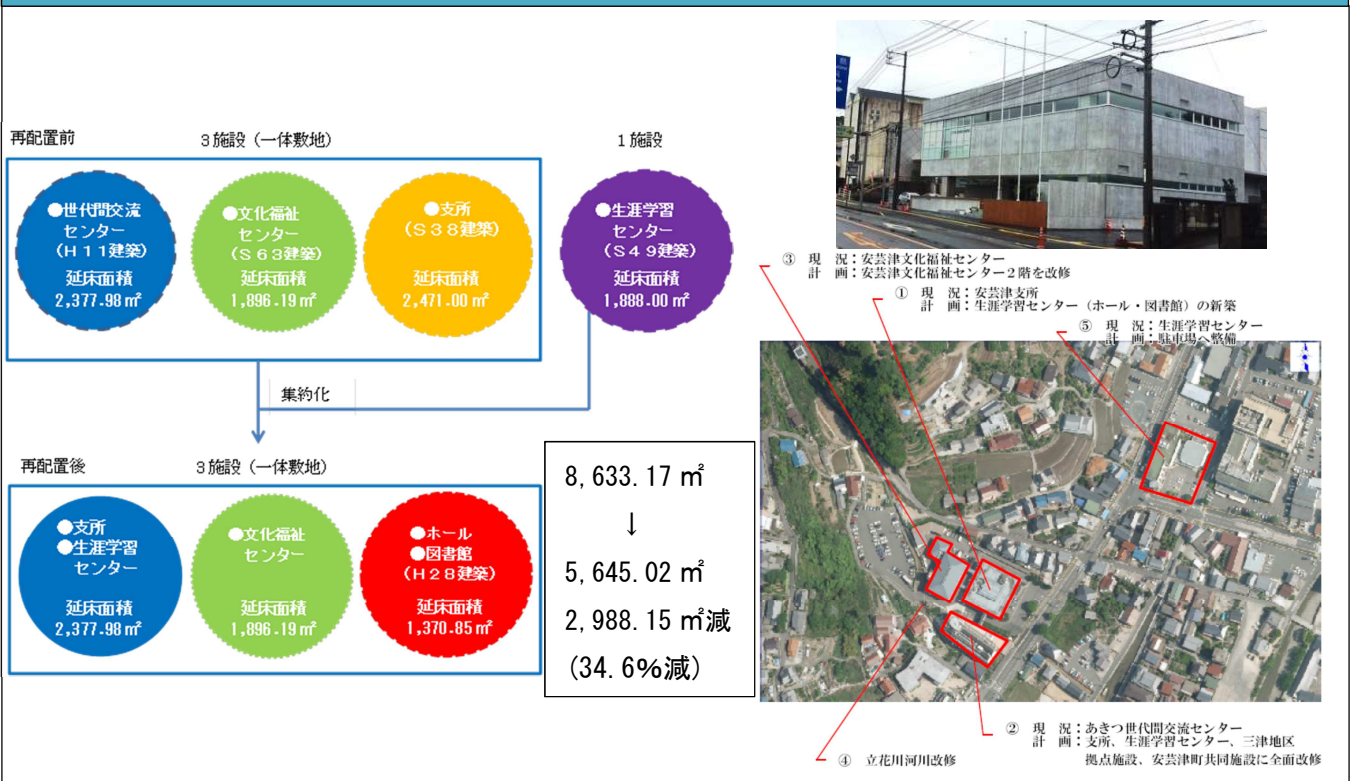
公共施設におけるインフラ施設を含めた更新費用の問題、維持管理を含めたライフサイクルコスト、老朽化や耐震性の問題などを踏まえると、全ての公共施設を維持することはできません。また、適切な維持管理が行われないうまま使用を続けると、最悪の場合には崩壊等により重大な事故が発生する恐れがあります。

その一方で、本市の場合、都市計画道路や下水道等の都市の骨格となる施設の整備が十分でないことに加え、地域経済の活性化や活力の創出につながる施設、雨水排水対策や急傾斜地等の安全・安心にかかわる事業等も必要であり、新たな公共投資や施設の整備を全て取りやめることはできません。

こうした中、公共施設を総合的に管理していくに当たっては、人口構成や住民ニーズの変化等を踏まえ、新たな整備、統廃合、更新、複合化、維持管理等、全体的な視点から公共施設のマネジメントを行いつつ、可能な限り早い段階から、建築物については選択と集中により大規模修繕や建替えの必要な施設を減らしていくことが必要であり、インフラ施設については長寿命化により維持管理費用を抑制していくことが必要であると考えられます。

また、本市は平成17年2月に1市5町で合併したことから、それまで行政機能の中心であった現在の支所等に未利用の空間が生じているほか、機能が重複する施設や設置基準が異なる施設が存在しています。そのため、こうした施設の機能をできるだけ維持しつつ、地域の活性化や税負担の公平性の確保など、様々な観点から検討を行っていくことが必要です。

安芸津拠点施設整備事業（平成25年度～平成27年度）



資料 管財課

4 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な考え方

(1) 公共施設（建築物）に関する方針

将来の人口や年齢構成の変化等に伴い生じる公共施設に対する需要や市民ニーズの変化に対応するために、ファシリティマネジメントの観点から公共施設の適正配置と運営改善に取り組み、最小の費用で最大の効果を達成すべく、効率的な施設の保有及び維持管理を推進します。

そのため、①原則として新たな公共施設は整備しない、②施設の更新（建替え）は原則として複合施設とする、③施設の総数及び総床面積を縮減する、ことを基本方針として、第3章に示す施設グループごとのサービス水準等に従い、集約及び複合化が可能な施設やスペースに余裕がある施設については、建物における健全性の評価を踏まえ、処分、譲渡、減築等により施設数及び総床面積の削減を図ります。

具体的な公共施設（建築物）の目標としては、平成22年度の調査時における総床面積の57.1万㎡から、平成32年の時点で10%、平成42年の時点で20%の縮減を目指すこととします。

また、全体として質の面でサービスが向上するよう取組みを推進することとし、公共施設の管理に係る実施方針に基づき適切に維持管理を行うことで、施設の長寿命化及び建替えが効率的なものとなるよう健全な状態を保つとともに、省エネの推進等、運営費用の削減や収入の増加を図ることで施設の再編に係る財源の確保を目指します。

基本方針及び基本目標

項目	内容
基本方針	<p>①原則として、新たな公共施設は整備しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設に迫る危機的な状況を乗り越えるために、新たな施設の整備を抑制します。 ・事後保全から予防保全へと維持管理手法の移行を図り、施設の長寿命化を推進します。 ・民間委託や地域団体への施設の移譲を推進し、サービス全体としての維持及び向上を図ります。 ・利用機会の公平性の確保を図るため、配置については公共交通によるアクセス性に配慮します。 ・新規に施設を整備する場合は、総量抑制の範囲内で行います。 <p>②施設の更新（建替え）は原則として複合施設とします</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の余剰空間や遊休スペースを活用し、転用や複合化の推進により有効利用を図ります。 ・地域の拠点等への機能の集約を図り、地域に必要な機能の維持と投資効果の向上を目指します。 ・複合施設として整備する場合、既存の施設の総床面積を超えない範囲とします。

	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営体制が複雑になることを避けるため、複合化に際しては一元化を推進します。
	<p>③施設の総数及び総床面積を縮減する</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来的に人口が減少傾向へと向かうことを考慮し、施設の総数及び総床面積を縮減します。 利用実態や利用状況、運営費用、機能の重複などの観点から施設の整理や統廃合を行います。 建築物の耐用年数の経過を判断材料の一つとして、必要性についての再検証を行います。 適正配置の推進により統廃合を行い、余剰となった施設については原則として処分します。
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度の調査時における総床面積の 57.1 万㎡から、平成 32 年の時点で 10%、平成 42 年の時点で 20%を縮減します。

公共施設(建築物)の管理に関する実施方針

項目	実施方針
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> 法定点検に加え、公共施設の老朽化の状態を把握するために、主要な施設から定期的に診断を行います。 点検や診断の結果について、情報の集積及び蓄積により共有化を図るとともに、本計画の見直しに反映させるなど、将来の維持管理、修繕、更新を含む老朽化対策に活用します。
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> 予防保全の観点から維持管理に取り組み、トータルコストの削減及び平準化を目指します。 大規模改修を含む修繕については、公共施設の適正配置の方向性との整合が図られることを前提に、重要度や緊急度を考慮して行います。 施設の更新を行う際は、原則として複合施設とし、地域の拠点等への機能の集約を図ります。また、ライフサイクルコストの縮減を図るため、長期にわたって維持管理が容易となるよう、構造や設備のほか、民間を含む新たな運営手法の導入等について検討します。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民及び利用者の皆様からの通報や、点検・診断の結果等により、高度の危険性が認められた施設については、利用中止及び危険防止柵の設置等の必要な措置を直ちに行います。 老朽化等により供用廃止され、今後も利用見込みのない施設は、できるだけ速やかに除却します。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性能を有していない施設については、利用状況を考慮し、多数が利用する施設や災害時に必要な施設から耐震化を進めます。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の適正配置の方針に従い、継続して保有していく施設とそうで

	ない施設に分類し、継続して保有していく施設については、トータルコストの削減を図るために、予防保全の観点から維持管理に取り組み、長寿命化を推進します。
統合・廃止	・公共施設の利用状況や耐用年数、公共サービスとして維持すべき機能や規模等の観点を踏まえ、公共施設の適正配置に係る実施計画に基づき、公共施設の統廃合を推進します。

(2) 公共施設（インフラ施設）に関する方針

建築物には代替性があり、施設に求められる役割や市民ニーズの変化に対応して、異なる位置での建替えや、耐用年数が残されている場合には他の用途への転用も検討できることから、適正配置の取組みが可能ですが、インフラ施設には基本的に代替性がないことから、既存施設における維持管理費用や更新費用の抑制とともに、将来の負担となることを避けるために、今後の利用需要を適切に把握し、過剰な整備を行わないことが必要な視点となります。

そのため、インフラ施設については、①施設の長寿命化を推進する、②災害に強く、安全・安心に配慮した都市基盤を整備する、③施設規模の適正化を推進する、ことを基本方針として、健全性や安定性の確保を図りつつ、トータルコストの縮減や財政負担の平準化に取り組みます。

なお、インフラ施設は各施設によって特性が大きく異なることや、既に長寿命化計画を策定し計画的に維持管理を行っている施設もあるため、管理の実施方針については、それぞれの施設グループにおける方針の中で個別に示します。

基本方針

項目	内容
基本方針	<p>①施設の長寿命化を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセットマネジメント⁵の観点から長寿命化計画や方針を定め、維持管理にかかるトータルコストの縮減や事業費の平準化を図ります。 ・基幹的な施設などの重要な施設や設備から優先的に予防保全型の維持管理手法を導入し、計画的かつ効率的な維持管理を行います。 ・新たな技術や民間活力の導入を含め、施設の長寿命化や維持管理の効率化に資する効果的な技術や手法の導入と普及を図ります。
	<p>②災害に強く、安全・安心に配慮した都市基盤を整備する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時だけでなく、災害時や緊急時を含めて点検及び診断技術の向上による異常箇所の早期発見に取り組み、機能の維持及び利用者の安全確保を図ります。

⁵ アセットマネジメント・・・公共施設を資産として捉え、損傷・劣化等の状態を将来にわたって客観的に把握し評価することで、中長期的な視点から費用対効果の高い維持管理を行うための手法。

	<ul style="list-style-type: none"> ・防災上必要な施設や、利用者への影響が大きい施設など、重要な施設から耐震化や老朽化対策を推進することにより、災害時等における非常時のリスクの低減を図ります。 ・安全、バリアフリー、環境、防災、情報化など、社会的なニーズに対応する都市基盤の整備を進めます。
	<p>③施設規模の適正化を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来における施設の利用需要を適切に把握し、持続可能な施設体系の構築を目指します。 ・社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて新規事業の中止及び区域の縮小等を含む整備計画の見直しや、整備条件の変更等を行います。

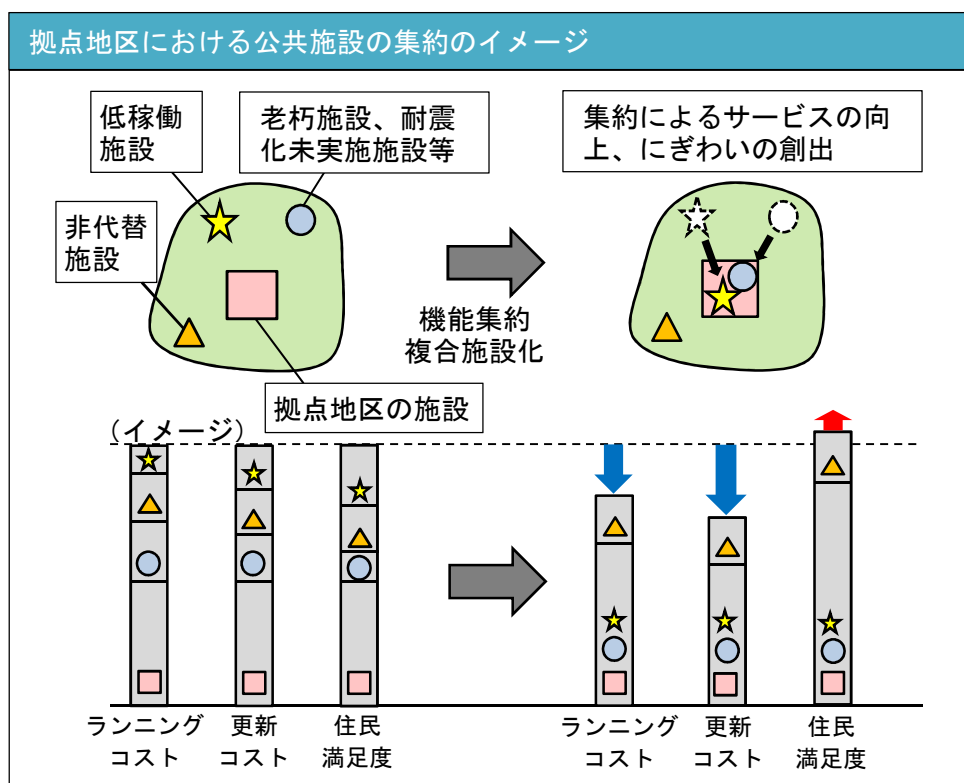
(3) 将来的なまちづくりの視点からの検討

本市の人口は、我が国全体で進む少子高齢化の影響を受け、長期的には徐々に減少の方向に向かうものと考えられます。

こうした中で、本市が引き続き都市としての成長を目指していくためには、市街地の無秩序な拡散を抑え、都市機能が集約されたコンパクトシティの形成に取り組むとともに、公共施設が提供するサービスについても機能の集約を図り、質の向上を図っていく必要があります。

そのため、各地域の拠点地区に、施設の複合化を含めて公共サービスの集約を図るとともに、各地区に全ての機能を備えるフルセット型の施設配置を目指すのではなく、公共交通の充実等のソフト的な施策による補完も含め、地域間連携により機能を補い合うことで必要なサービスを提供できるよう取り組みます。

また、不要な投資や機能の重複を抑え、公共施設が提供するサービスの平等性を担保するために、公共施設の配置については原則として地理的な設置基準を設定し、施設によっては標準的な規模等の検討を行います。



公共施設のサービス水準と設置規模の考え方			
設置範囲	代表的な施設	イメージ	規模
全市、広域都市圏	本庁、運動公園	全市・広域	大
町	支所、出張所	町 町	↑ ↓
自治協設立範囲	地域センター	自 自 自	
地域コミュニティ	集会所	地 地 地 地 地	

※設置範囲が広がるほど、施設の数はいくつか少なく、対象となる市民の数が多くなるため、基本的に施設の規模は大きくなる。

(4) 公共サービス保全の優先度

全ての既存の公共施設を市が継続して保有していくことは難しい、ということが公共施設の適正配置に取り組む前提であり、総床面積の削減目標を達成するためには、どの公共サービスを優先的に保全していくのか、あらかじめ考え方や方向性を整理しておく必要があります。

そのため、法的に必要な施設（庁舎等）のほか、交通ネットワークを維持するためのインフラ関連施設、上下水道の維持や廃棄物等の処理に係る施設、消防及び救急等の災害及び緊急時の対応施設、他に代替場所のない避難施設（広域避難場所）等、安全・安心にかかわる施設や、市民生活に欠くことのできない施設については耐震性の確保を含め優先的に保全を図ることとします。

(5) 公共施設（建築物）における適正配置の手法

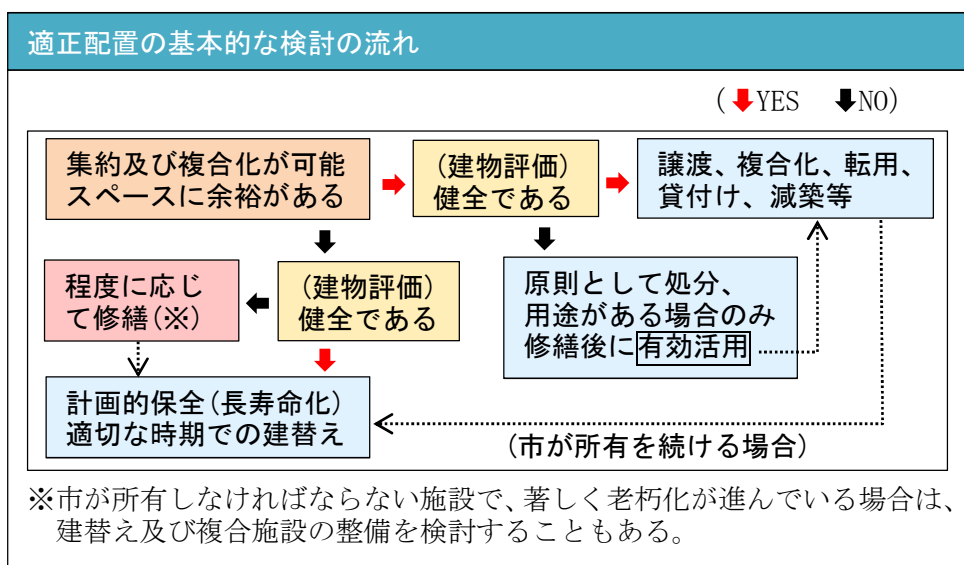
平成 25 年度に策定した基本方針に基づき、基本方針に掲げる 3 原則（①原則として新たな公共施設は整備しない、②施設の更新（建替え）は原則として複合施設とする、③施設の総数及び総床面積を縮減する）を前提に、ファシリティマネジメントの手法を導入して公共施設の適正配置を推進し、施設全体の総量抑制を図りつつサービスの向上を目指します。

具体的には、本市が所有する公共施設のうち、必要に応じて将来的な住民ニーズを考慮し、機能面で集約及び複合化を図ることが可能な施設や、特定の用途が無い、又は用途があってもスペースに余裕がある施設について、建築物として健全であるかどうかの評価を行い、継続して使用することが可能な場合には、譲渡、複合化、転用、貸付け、減築等の検討を行います。また、現在有効に活用されておらず、健全性の観点から継続して使用することが難しい施設については、原則として処分することを検討し、他の用途として利用の可能性がある場合にのみ、当面の維持を図るための修繕を検討します。

建築物の全てが有効に利用されており、今後も継続して保有する施設については、長寿命化を図ることとし、程度に応じて計画的に修繕を行い、適切な時期での建替えについて検討

を行います。

なお、長寿命化の検討を行うに当たり、これまでは不具合が生じてから修繕を行うという事後保全の方式で行ってきましたが、今後は不具合が生じる前に修繕を行う予防保全の手法へと移行を図ります。そのため、既に個別計画を策定している場合や独自の取組みがある場合を除き、適切な時期に劣化調査を行い、中長期的な整備計画を策定し、計画的に施設の維持修繕に取り組みます。ただし、この劣化調査については、費用面での負担が大きくなることが想定されることから、当面は優先度の高い施設を先行して実施し、簡易的な手法等の検討も含めモデル事業の実施を通じて対象を拡大させていくことを目指します。



(6) 圏域を超えた広域的な連携の検討

高度経済成長期に建設された公共施設の老朽化がもたらす問題は、本市だけのものではなく、国及び県や他の自治体にとっても共通であり、今後の社会経済情勢を考慮すると、より広域的な視点から公共施設の適正配置を検討していくことが必要です。

現在、本市においては上下水道、消防、廃棄物処理等において近隣の自治体と協力して事業を行っているところですが、今後は既存の施設の有効活用に加え、高度医療、大規模な運動施設、芸術・文化施設など、より広い分野でネットワークを形成し、必要な機能について検討を行うとともに、施設の相互利用、共同管理等について調整を行っていく必要があると考えられます。

(7) 民間活力の活用（PPP⁶／PFI⁷等）

今後、より厳しくなっていくと考えられる財政状況を踏まえ、公共施設に対する市民ニーズの多様化に対応していくためには、公共施設の整備及び施設が提供するサービスをより効率的かつ効果的なものとしていく必要があります。

本市においては、指定管理者制度を積極的に導入し、公共施設の維持管理及び運営に民間企業や各種地域団体の協力をいただいているところですが、これらに加え、公共施設の整備及び更新についても、民間の経営資源を積極的に活用していくことが必要です。

そのため、例えば、エスコ事業⁸の導入により光熱水費の削減を図りつつ老朽化した設備を更新することや、新たに施設の建設が必要となった場合にも、民営化やPFIによる施設整備、リースバック⁹方式の採用で初期投資を抑えるといった様々な手法の中から、最適なものを選択できるよう検討を行います。

(8) 固定資産台帳の活用

公共施設等の現状を把握するに当たり、これまでは各種台帳等で数量的に計上された数値を用いてきましたが、今後は、各公共施設等の整備費用だけでなく、老朽化の状況や、維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込みを含めてコストを分析し、限られた財源を効果的に配分していく必要があります。

そのため、統一的な基準による財務書類等の作成を行うために整備を進めている固定資産台帳を活用することにより、公共施設を資産価値の面から正しく把握し、施設別、事業別等の類型別の財務情報を多角的に分析することで、適切な資産管理を行うとともに、本計画を推進していく上でのマネジメント能力の向上につなげます。

(9) 市民協働の推進

公共施設の適正配置は、地域の将来的なまちづくりのあり方にも影響する問題であり、施設の削減を含め、公共施設が提供するサービスを全体としてより効果的かつ効率的なものとしていくためには、市民の皆様と問題意識を共有し、ともにこの問題の解決に取り組んでいくことが必要です。

そのため、施設の性格によっては、地域団体が維持管理や運営を行う対象施設の拡大も視野に入れるとともに、インターネットや出前講座の機会を活用して積極的に情報の共有を図り、計画策定から実施に至る段階や、説明会等の様々な場面で意見を述べる機会を提供しながら取組みを進めます。

⁶ PPP・・・Public Private Partnership の略。行政部門と民間部門のパートナーシップ(協働)により、限られた資源の有効活用を図り、公共サービスの質的向上や社会的便益の向上の実現を目指すもの。

⁷ PFI・・・Private Finance Initiative の略。PPPで位置づけられる事業方式の中で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、公共が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスの提供を図る事業手法。

⁸ エスコ事業(ESCO 事業)・・・Energy Service Company の略。顧客の光熱水費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得る事業の手法。

⁹ リースバック・・・民間が施設を建設し、賃貸借契約を締結して公共団体がリース料及び維持管理料を支払い、一定期間の経過後に建築物を無償で譲り受けること。

5 計画のフォローアップの実施方針

本計画を着実に推進するためには、公共施設の状況を正確に把握するとともに、計画立案から事業の実施、事業の評価、改善策の検討といったPDCAサイクル¹⁰が機能することが必要です。

そのため、公共施設の維持管理、修繕、更新等の履歴に係る情報を集積し、計画の見直しに反映するとともに、計画期間に掲げているように、見直しを行う時期をあらかじめ定め、公共施設利活用推進検討委員会で進行状況を管理しながら取組みを進めます。

¹⁰ PDCA サイクル・・・計画の立案(Plan)、実施(Do)、結果の評価(Check)、改善(Action)という4つの段階を繰り返すことにより、継続的に事業を改善する手法。

第3章 施設グループごとの方針（建築物編）

-
- 本章においては、本市に係る公共施設（建築物）を機能別のグループに分類し、施設の概要・役割・現状・将来的なニーズ等を整理し、今後の取り組みについて基本的な方向性を示しています。
 - 施設グループには、施設数とは別に管理対象とする建築物の一覧を記載しています。管理対象とする建築物とは、今後、施設カルテ等によって継続的に状態の把握と情報の管理を行うことを検討する建築物のことをいい、一定以上の規模（延床面積 50 m²以上）があるものを対象としています。
 - 基本方針に掲げる 3 原則（①原則として新たな公共施設は整備しない、②施設の更新（建替え）は原則として複合施設とする、③施設の総数及び総床面積を縮減する）は、全施設グループの共通項目とします。
 - 本章に記載のない施設及び事項については、本計画第 2 章のとおり扱うこととします。
 - 本章は、「東広島市公共施設の適正配置に係る基本計画」として、平成 26 年度に策定したものです。

1 上水道施設等

1 施設の概要

上水道施設等には、水道事業等に資する水道事業施設及び簡易水道施設と、専用水道施設が含まれます。

【表1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
水道事業施設	21	14	8	20	19	-	-	-	21	103
簡易水道施設	-	-	-	-	-	7	-	12	-	19
専用水道施設	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2
合計	21	14	8	20	19	7	1	13	21	124

2 施設の役割

- (1) 水道事業等に資する施設は、東広島市水道事業等の設置等に関する条例に基づき、地方公営企業法の定めるところにより、水道事業及び簡易水道事業の実施に資することを目的とする施設です。
- (2) 専用水道施設は、東広島市専用水道等の設置及び給水に関する条例に基づき、生活用水を供給するため設置された、専用水道及び飲料水供給施設です。

3 現状

(1) 施設のサービス圏域

- ア 水道事業等に資する施設は、東広島市水道事業等の設置等に関する条例に定められた給水区域をサービス圏域としています。
- イ 専用水道施設は、東広島市専用水道等の設置及び給水に関する条例に定められた給水区域をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

上水道施設等は、各事業の給水区域内に、施設配置図のとおり設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

上水道施設等には、管理対象とする建築物が10棟あります。このうち、新耐震基準施行年の昭和56年以前に建設された吾妻子浄水場については、利用実態等を踏まえながら耐震診断や耐震改修の必要性を検討します。

建築構造としては、全棟が鉄筋コンクリート造ですが、建築後30年以上経過している建築物も含まれており、これらについては、老朽化対策の必要性を検討します。

(4) 今後のニーズ

水需要の伸びは鈍化傾向にありますが、公営水道事業として、水道未普及地域を解消し、安全で良質な水を安定供給する必要があるため、上水道施設等は、市民生活に欠くことのできない施設として、今後も高い市民ニーズが見込まれます。

(5) 特記事項

水道事業等に資する施設については、総合的かつ効率的な整備・更新を進めるため、平成 23 年に「東広島市水道事業施設更新計画」を作成しています。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

ア 水道事業等に資する施設は、市民の生活に不可欠な施設として継続保有を図り、必要な施設には計画的な更新を進めつつ、将来的な水需要を踏まえ集約可能な施設の統合を検討します。

イ 専用水道施設については、利用実態を踏まえつつ、計画的な施設の維持管理を行います。

(2) 管理及び運営の方向性

経営にとって最適の状態となるよう健全化を図りながら、各施設の効率的な管理運営に取り組みます。また、予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

【表 2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
水道事業施設	西条中央ポンプ所	西条中央ポンプ所	499 m ²	RC	2000 年	西条町御菌宇 214 番地 7、8
	吾妻子浄水場	吾妻子浄水場	189 m ²	RC	1975 年	西条町田口 1130 番地 3 他
	津江送水ポンプ場	津江送水ポンプ場	52 m ²	RC	1986 年	黒瀬町津江 1081 番地 18
	八本松ポンプ所	八本松ポンプ所	158 m ²	RC	1990 年	八本松町原 10128 番地 174
	杵原ポンプ所	杵原ポンプ所	68 m ²	RC	1998 年	高屋町杵原 247 番地 3、248 番地 2
	高屋ポンプ所	高屋ポンプ所	352 m ²	RC	1989 年	高屋町中島 1122 番地 13
	溝口ポンプ所	溝口ポンプ所	104 m ²	RC	1995 年	高屋町溝口 1068 番地 1
	志和ポンプ所	志和ポンプ所	90 m ²	RC	2001 年	志和町七条椋坂 2072 番地 3
三津浄水場	三津浄水場	118 m ²	RC	1968 年	安芸津町三津 1385 番地 1	

施設配置図（上水道施設等）



2 下水道施設等

1 施設の概要

下水道施設等には、公共下水道施設、産業団地汚水処理施設、農業集落排水処理施設が含まれます。

【表1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
公共下水道施設	3	1	-	1	1	1	1	-	2	10
産業団地汚水処理施設	-	1	1	1	1	-	-	-	-	4
農業集落排水処理施設	-	-	1	-	2	-	-	1	-	4
合計	3	2	2	2	4	1	1	1	2	18

2 施設の役割

- (1) 公共下水道施設は、主に市街地における生活や工場などの事業活動から生じるし尿及び雑排水を汚水処理場や汚水排水管等により衛生的に処理し、公共用水域の水質保全を図ること、並びに雨水を雨水排水管等により適切に排除することを目的とする施設です。
- (2) 産業団地汚水処理施設は、産業団地内の事業所から生じるし尿及び生活雑排水を汚水処理場及び汚水排水管により衛生的に処理すること、並びに各事業所内で適切に処理された事業所排水を専用排水管等により公共用水域へ排除することを目的とする施設です。
- (3) 農業集落排水処理施設は、農業振興地域内の農業集落におけるし尿及び生活雑排水を排除するための排水管等の排水施設及び最終的に処理するために設けられる処理施設により、し尿及び生活雑排水を排除及び処理することを目的とする施設です。

3 現状

(1) 施設のサービス圏域

- ア 公共下水道施設は、東広島市公共下水道の処理区域をサービス圏域としています。
- イ 産業団地汚水処理施設は、東広島市産業団地汚水処理施設設置及び管理条例に定められた処理区域をサービス圏域としています。
- ウ 農業集落排水処理施設は、東広島市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例に定められた処理区域をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

下水道施設等は、施設配置図のとおり設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

下水道施設等には、管理対象とする建築物が41棟あり、全て新耐震基準施行年以降に建築されていますが、公共下水道施設にかかる耐震基準は、平成9年度に国の「下水道施設の耐震対策指針と解説」が見直されています。

これ以前に設計・施工した施設については、大きな強度を有する地震動に対して、所期の機能を保持するものの、生じる被害が軽微であるかまたは不明であるため、公共下水道施設として耐震診断の必要があり、診断結果によっては耐震対策が必要となります。

このため、平成19年度に東広島浄化センターの一部施設を対象とした耐震診断を行っており、平成26年度からは、耐震診断の必要な全施設を対象として、計画的な耐震診断に着手しています。

また、建築後30年を経過した建築物も7棟あり、今後は老朽化も課題となってくるため、平成26年度から長寿命化計画の策定に着手し、順次、計画的な対策を実施することとしています。

(4) 今後のニーズ

現在、管渠の整備を進めているため、新規に下水道接続する人口（水洗化人口）が増加しています。このことから、今後も汚水処理施設のニーズは増加していくものと予想しています。加えて、産業団地の新規開発や人口が増加傾向の地域では、さらに汚水量や下水道使用者が増加することが見込まれ、ニーズはますます増加するものと予想されます。

一方で、既に管渠の整備が完了し、新たな下水道接続の見込みが低い地域や人口が減少している地域では、汚水処理施設のニーズは、現状維持または減少していくものと考えられます。

(5) 特記事項

「汚水適正処理構想」を策定し、適宜見直しを図りつつ施設の長寿命化に取り組んでいます。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

ア 汚水適正処理構想に基づき、施設の適正配置を推進します。

イ 現有施設については、将来的な処理水量見込みや老朽化を勘案し、適切な時期に施設の増設や長寿命化対策（施設更新）を行います。

ウ 処理場施設等の耐用年数や費用対効果を勘案し、集約可能な施設の統廃合を検討します。

(2) 管理及び運営の方向性

- ア 企業会計制度を導入し、経営の健全化を図りながら、各施設の効率的な管理運営に取り組みます。
- イ 予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを削減します。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地	
公共下水道施設	東広島浄化センター	東広島浄化センター管理棟	1,892 m ²	RC	1985年	西条町田口 100 番地 1	
		東広島浄化センターポンプ棟	1,428 m ²	RC	1984年	西条町田口 100 番地 1	
		東広島浄化センター送風機棟	1,477 m ²	RC	1985年	西条町田口 100 番地 1	
		東広島浄化センター送風機棟増設(プロアー室)	164 m ²	RC	1996年	西条町田口 100 番地 1	
		東広島浄化センター送風機棟増設(自家発電室)	133 m ²	RC	2002年	西条町田口 100 番地 1	
		東広島浄化センター送風機棟増設(プロアー室)	197 m ²	RC	2005年	西条町田口 100 番地 1	
		東広島浄化センター汚泥処理棟	2,606 m ²	RC	1985年	西条町田口 100 番地 1	
		東広島浄化センター汚泥処理棟増設	915 m ²	RC	2005年	西条町田口 100 番地 1	
		東広島浄化センタースカム棟	223 m ²	RC	1985年	西条町田口 100 番地 1	
		東広島浄化センター雑用水棟	106 m ²	RC	1984年	西条町田口 100 番地 1	
		東広島浄化センター機材置場棟	96 m ²	S	2002年	西条町田口 100 番地 1	
		東広島浄化センター水処理棟(1系上屋)	749 m ²	RC	1985年	西条町田口 100 番地 1	
		東広島浄化センター水処理棟(2系上屋)	677 m ²	RC	1990年	西条町田口 100 番地 1	
		東広島浄化センター水処理棟(3系上屋)	848 m ²	RC	1996年	西条町田口 100 番地 1	
		東広島浄化センター水処理棟(4系上屋)	858 m ²	RC	2002年	西条町田口 100 番地 1	
		東広島浄化センター水処理棟(5・6系上屋)	1,249 m ²	RC	2004年	西条町田口 100 番地 1	
		東広島浄化センター水処理棟(7・8系上屋)	1,387 m ²	RC	2006年	西条町田口 100 番地 1	
		東広島浄化センター水処理棟(9・10系上屋)	1,713 m ²	RC	2008年	西条町田口 100 番地 1	
		黒瀬水質管理センター	黒瀬水質管理センター管理棟	619 m ²	RC	1997年	黒瀬町兼広 200
			黒瀬水質管理センターポンプ棟	264 m ²	RC	1997年	黒瀬町兼広 200
	黒瀬水質管理センター汚泥処理棟		773 m ²	RC	1999年	黒瀬町兼広 200	
	黒瀬水質管理センター最終沈殿池汚泥ポンプ室		160 m ²	RC	1997年	黒瀬町兼広 200	
	黒瀬水質管理センター汚泥濃縮槽汚泥ポンプ室		120 m ²	RC	1998年	黒瀬町兼広 200	
	福富浄化センター	福富浄化センター管理汚泥棟	649 m ²	RC	1998年	福富町久芳 90 番地 4	
	豊栄浄化センター	豊栄浄化センター管理棟	105 m ²	RC	2000年	豊栄町安宿 4437 番地 1	
		豊栄浄化センター汚泥ポンプ室	98 m ²	RC	2000年	豊栄町安宿 4437 番地 1	
		豊栄浄化センター汚泥処理棟	220 m ²	S	2000年	豊栄町安宿 4437 番地 1	

東広島市公共施設等総合管理計画

	安芸津浄化センター	安芸津浄化センター管理棟	416 m ²	RC	2006年	安芸津町風早 3245 番地 44
		安芸津浄化センター汚泥ポンプ室	100 m ²	RC	2006年	安芸津町風早 3245 番地 44
		安芸津浄化センター汚泥処理棟	826 m ²	RC	2007年	安芸津町風早 3245 番地 44
	安芸津風早雨水ポンプ場	安芸津風早雨水ポンプ場ポンプ棟	818 m ²	RC	2002年	安芸津町風早 3245 番地 44
	田口中継ポンプ場	田口中継ポンプ場ポンプ棟	140 m ²	RC	1988年	西条町田口 722-22
	吉川中継ポンプ場	吉川中継ポンプ場ポンプ棟	146 m ²	RC	1986年	吉川工業団地 1 番 4 号
	高屋中継ポンプ場	高屋中継ポンプ場ポンプ棟	560 m ²	RC	1996年	高屋町杵原 1349-1
産業団地汚水処理施設	志和流通団地汚水処理場	志和流通団地汚水処理場管理棟	136 m ²	RC	1996年	志和流通 1 番地 38
	中核工業団地汚水処理場	中核工業団地汚水処理場管理棟	190 m ²	RC	1988年	高屋台 2 丁目 8 番地 1
	黒瀬地区工業団地汚水処理場	黒瀬地区工業団地汚水処理場管理棟	71 m ²	RC	1995年	黒瀬町小多田 16 番地 26
農業集落排水処理施設	志和堀地区農業集落排水処理施設	志和堀地区農業集落排水処理施設	310 m ²	RC	1998年	志和町志和堀 311 番地 7
	保田地区農業集落排水処理施設	保田地区農業集落排水処理施設	179 m ²	RC	2009年	黒瀬町国近 552 番地 1
	板城地区農業集落排水処理施設	板城地区農業集落排水処理施設	679 m ²	RC	2002年	黒瀬町宗近柳国 4003 番地 1
	大内原地区農業集落排水処理施設	大内原地区農業集落排水処理施設	118 m ²	RC	2001年	河内町入野 1205 番地 1

施設配置図(下水道施設等)



3 斎場等

1 施設グループの概要

斎場等には、火葬場と墓園が含まれます。

【表1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
火葬場	-	1	-	-	1	-	1	1	1	5
墓園	-	1	-	-	-	1	-	4	-	6
合計	-	2	-	-	1	1	1	5	1	11

2 施設の役割

- (1) 火葬場は、市民に火葬、葬儀等を行うための便宜を供与し、あわせて公衆衛生の向上を図ることを目的とする施設です。
- (2) 墓園は、市民に墳墓を設置する場所等を提供することにより、市民の福祉及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする施設です。

3 現状

(1) 施設のサービス圏域

- ア 火葬場については、ひがしひろしま聖苑は概ね旧東広島市の範囲をサービス圏域とし、その他は概ね町単位をサービス圏域としています。
- イ 墓園については、市内全域をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

- ア 火葬場については、市民の利便性を考慮し、ひがしひろしま聖苑を八本松町に設置し、その他を黒瀬町、豊栄町、河内町、安芸津町に設置しています。
- イ 墓園については、ひがしひろしま墓園を八本松町に設置し、この他、福富町と河内町に設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

斎場等には、管理対象とする建築物が5棟あります。

このうち、黒瀬斎場が新耐震基準施行年の昭和56年以前に建設されていますが、平成24年度に実施した耐震診断により、耐震性があることを確認しています。

建築構造としては、全て鉄筋コンクリート造で、1棟が建築後40年以上経過し、2棟が30年以上経過しているため、これらについては老朽化対策の必要性について検討します。

(4) 今後のニーズ

本市における年齢別の人口構造からすると、火葬件数は今後も増加すると考えられ、本市におけるピークは平成 47 年頃と見込んでいます。このため、火葬場及び墓園については市民ニーズが今後も増加すると考えられます。

(5) 特記事項

火葬場については、建替えが困難な施設であることから、火葬炉の耐久見込み年数を 75 年間とするよう延命化を図ることを検討しています。

火葬場を効率的に管理運営するため、平成 27 年度に指定管理者の導入を検討し、その後早期に実施することとしています。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

施設及び設備の老朽化、人口の推移、火葬件数のピーク等を踏まえ、当面は既存施設の計画的な有効活用を図ることとしますが、将来的には施設の一元化によって施設数を削減することを検討します。

(2) 管理及び運営の方向性

予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、可能な限り施設と設備の長寿命化を図ります。

【表 2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
火葬場	ひがしひろしま聖苑	ひがしひろしま聖苑	3,139 m ²	RC	1992 年	八本松町宗吉 56 番地
	黒瀬斎場	黒瀬斎場	617 m ²	RC	1976 年	黒瀬町津江 575 番地 3
	豊浄苑	豊浄苑	643 m ²	RC	2001 年	豊栄町清武 2665 番地
	河内斎場	河内斎場	410 m ²	RC	1987 年	河内町小田 1512 番地
	安芸津斎場	安芸津斎場	499 m ²	RC	1985 年	安芸津町風早 29 番地 11

施設配置図(斎場等)



4 処理場

1 施設の概要

処理場は、広島中央環境衛生組合（東広島市、竹原市及び大崎上島町によって構成される一般廃棄物の共同処理事業を実施する特別地方公共団体。以下「組合」とします。）が所有しており、本市の市民生活に関する施設として、賀茂環境衛生センター、賀茂環境センター、安芸津クリーンセンター、竹原安芸津環境センター、竹原安芸津最終処分場があります。

【表1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	豊栄	福富	河内	安芸津	竹原市	合計
処理場	1	-	-	-	1	-	-	-	2	1	5

2 施設の役割

処理場は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や浄化槽法等に基づき、家庭などから排出される固形状一般廃棄物及びし尿などの液状一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

各施設は、組合の管区における固形状一般廃棄物及び液状一般廃棄物を適正に処理することを目的としていることから、市域を越えた広域をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

組合の管区における固形状一般廃棄物及び液状一般廃棄物を効率的に処理するため、施設配置図のとおり設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

処理場には13棟の建築物があり、全ての建築物が新耐震基準施行年の昭和56年以降に建設されています。建築構造としては、鉄筋コンクリート造が5棟、鉄骨造が8棟ありますが、法定耐用年数を超過した建築物はありません。

なお、これらの建築物については、本計画の管理対象外としています。

(4) 今後のニーズ

良好な生活環境を保ち公衆衛生を向上するために必要な施設として、高い市民ニーズがあり、今後も同様に推移していくと考えられます。

(5) 特記事項

『一般廃棄物処理施設整備基本計画』に基づき、新たに広域的な共同処理施設を建設し、既存のごみ焼却施設とし尿処理施設を統廃合するとともに、廃棄物の最終処分が不要な処理システムを確立することによって、最終処分場を廃止することとしています。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

既存施設の有効活用を図りつつ『一般廃棄物処理施設整備基本計画』に基づき、新施設の整備と統廃合を進めていきます。

(2) 管理及び運営の方向性

ごみ焼却施設及びし尿処理施設については、機能を維持するために必要な修繕にとどめ、継続使用する資源処理施設については、予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図ることとします。

【表2】建築物一覧

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
処理場	賀茂環境衛生センター	賀茂環境衛生センター(ごみ焼却施設)1・2号炉、(し尿処理施設)	6,920 m ²	RC	1985年	西条町上三永 766 番地 1
		賀茂環境衛生センター(ごみ焼却施設)3号炉	4,280 m ²	RC	2001年	
		賀茂環境衛生センター管理棟	343 m ²	S	2001年	
	賀茂環境センター	賀茂環境センター粗大ごみ処理施設	3,523 m ²	S	1990年	黒瀬町国近 427 番地 24
		賀茂環境センターペットボトル等処理施設	2,395 m ²	S	2006年	
		賀茂環境センター浸出水処理施設	590 m ²	S	1990年	
		賀茂環境センター車庫	135 m ²	S	2006年	
	安芸津クリーンセンター	安芸津クリーンセンター	812 m ²	RC	1990年	安芸津町木谷 5676 番地
	竹原安芸津環境センター	竹原安芸津環境センターごみ焼却施設	2,389 m ²	RC	1991年	竹原市吉名町 2654 番地
		竹原安芸津環境センター管理棟	253 m ²	RC	1991年	
	竹原安芸津最終処分場	竹原安芸津最終処分場浸出水処理施設	272 m ²	S	1994年	安芸津町木谷 1620 番地 1
		竹原安芸津最終処分場管理棟	67 m ²	S	1994年	
		竹原安芸津最終処分場ストックヤード	420 m ²	S	1995年	

施設配置図(処理場)



5 駐車場

1 施設の概要

【表 1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
駐車場	5	1	-	-	-	-	-	1	2	9
自転車駐車場	7	4	-	7	2	-	-	1	2	23
合計	12	5	-	7	2	-	-	2	4	32

2 施設の役割

駐車場は、駐車場法等に基づき、道路交通の円滑化及び良好な生活環境の確保に資するとともに、利用する者の利便を図るため、自動車や自転車等の駐車を目的とする施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

駐車場は、市内全域をサービス圏域とし、自転車駐車場は、町単位をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

駐車場は、駅等の交通結節点及び西条町の中心市街地に設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表 2）

駐車場には、管理対象とする建築物が 2 棟あり、新耐震基準施行年の昭和 56 年以降に建設されています。

建築構造としては、全施設が鉄骨造です。建築後 30 年を超える建築物はありませんが、残耐用年数が少ない建築物については、大規模改修又は建替えの必要性を検討します。

(4) 今後のニーズ

中心市街地の整備等によって都市機能の集積が見込まれるため、今後も高い市民ニーズが継続していくと考えられます。

(5) 特記事項

効果的かつ効率的に管理運営するため、指定管理者制度を導入しています。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

中心市街地や交通結節点等に必要な施設ですが、新たな施設が必要な場合は、費用対効果を考慮し検討します。

(2) 管理及び運営の方向性

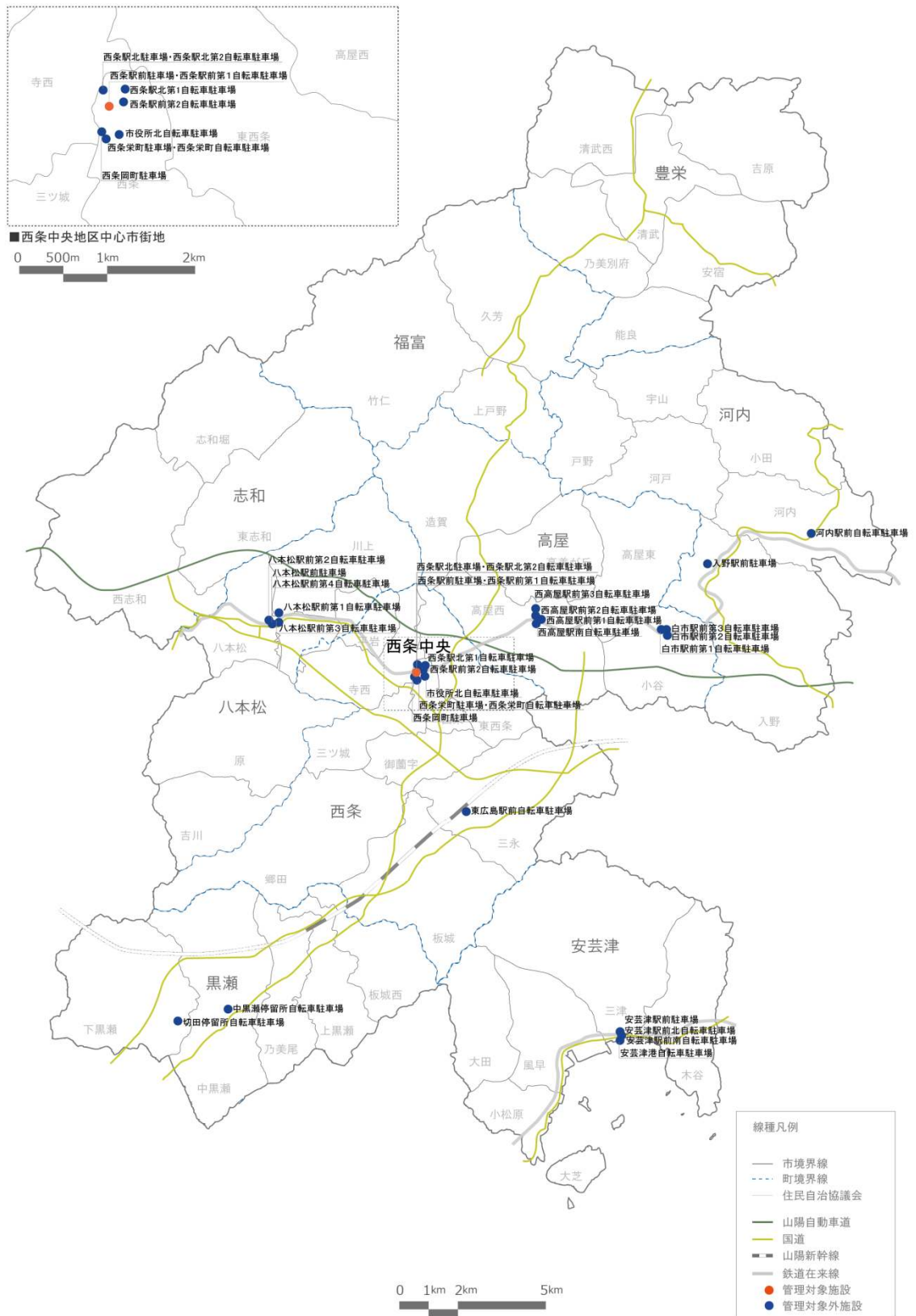
ア 予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

イ 指定管理者制度や民間委託等の運営形態の検討を行うとともに、業務委託の対象を拡大する等、効果的・効率的な運営を図ります。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
自転車駐車場	西条駅前第1自転車駐車場・西条駅前駐車場	西条駅前第1自転車駐車場	2,648 m ²	S	1987年	西条本町414番地44
		西条駅前駐車場	774 m ²	S	2002年	西条本町414番地44

施設配置図(駐車場)



6 幼稚園

1 施設の概要

【表1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
幼稚園	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2

2 施設の役割

幼稚園は、学校教育法に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

幼稚園には、市内全域から幼児が通園しており、市内全域をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

施設配置図のとおり設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

幼稚園には、管理対象とする建築物が3棟あり、新耐震基準施行年の昭和56年以前に建設されていることから、利用実態等を踏まえながら耐震診断や耐震改修の必要性を検討します。

建築構造としては、鉄筋コンクリート造が1棟、鉄骨造が2棟あり、1棟が建築後40年以上経過し、2棟が30年以上経過しています。法定耐用年数を超過した建築物もあることから、これらについては建替えや大規模改修の必要性を検討します。

(4) 今後のニーズ

幼児数は増加傾向にあり、各施設とも定員数を充足し続けていることから、今後も高い市民ニーズが継続していくと考えられます。

(5) 特記事項

ア 認定こども園への移行を検討しています。

イ 八本松幼稚園は、駅前区画整理に伴い建替えを検討しています。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

認定こども園への移行を視野に、施設の老朽化の程度や民間施設の動向も踏まえて施設数の削減を検討します。

(2) 管理及び運営の方向性

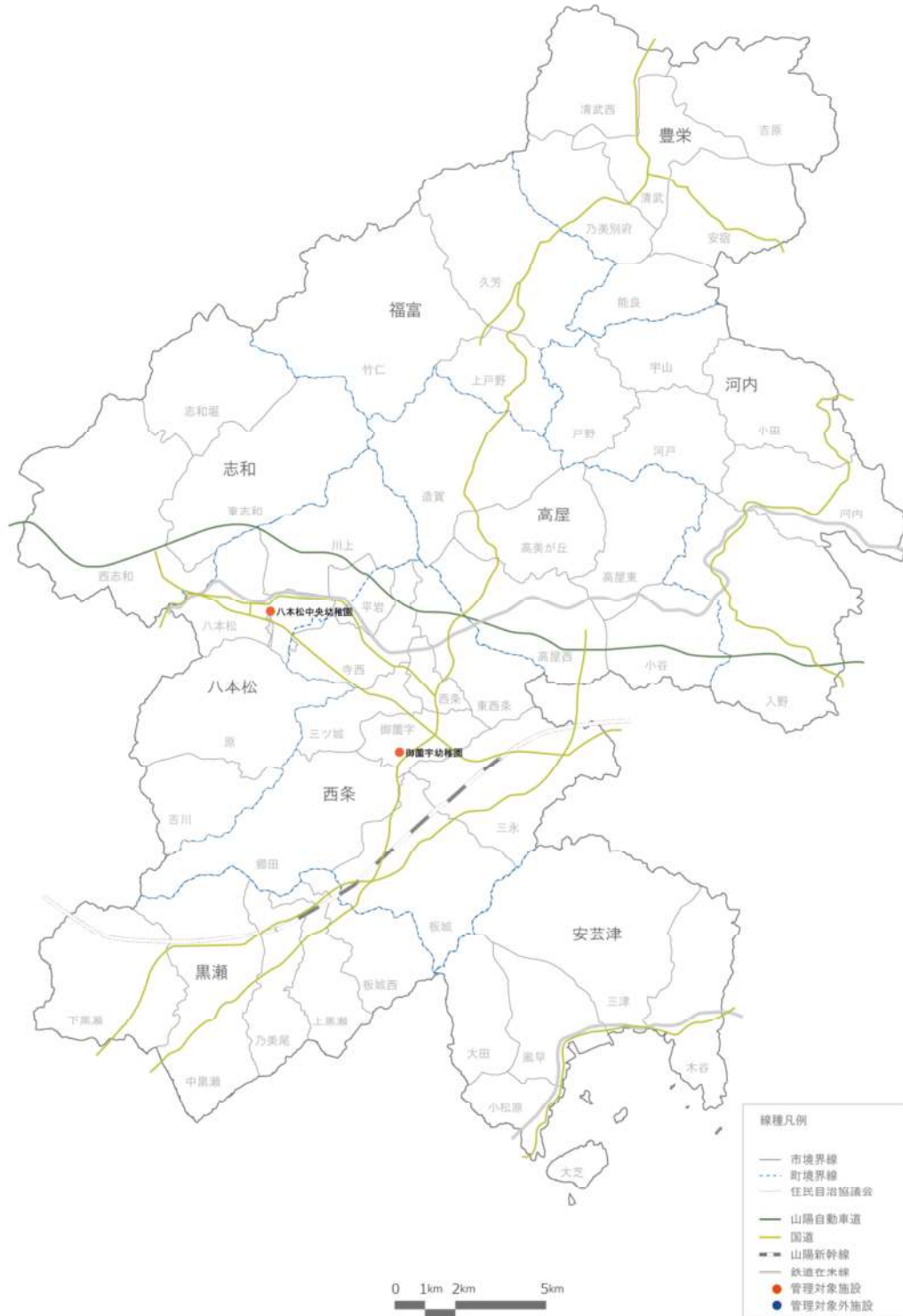
機能を維持するために必要な修繕を実施し、施設の長寿命化を図ることとしますが、大規模改修については、移転事業等の進捗を踏まえて検討します。

認定こども園への移行に伴い、民営化等の検討も踏まえ、効果的・効率的な運営を図ります。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
幼稚園	御園宇幼稚園	管理・保育室棟	730 m ²	RC	1979年	鏡山3丁目6番27号
	八本松中央幼稚園	管理・保育室棟	672 m ²	S	1973年	八本松町原10127番地1
		八本松中央幼稚園保育室棟	199 m ²	S	1976年	八本松町原10127番地1

施設配置図（幼稚園）



7 小学校

1 施設の概要

【表1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
小学校	9	4	3	5	5	2	1	3	3	35

2 施設の役割

小学校は、学校教育法の定めるところにより、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

小学校のサービス圏域は、東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則に定める小学校区としています。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

学校教育法及び東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則に基づき、施設配置図のとおり設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

小学校には、管理対象とする建築物が174棟あります。このうち、新耐震基準施行年の昭和56年以前に建設された71棟については、利用実態等を踏まえながら耐震診断や耐震改修の必要性を検討します。

建築構造としては、鉄筋コンクリート造が149棟、コンクリートブロック造が3棟、鉄骨造が19棟、軽量鉄骨造が1棟、木造が2棟あり、22棟が建築後40年以上経過し、74棟が30年以上経過しています。法定耐用年数を超過した建築物もあることから、これらについては、建替えや大規模改修の必要性を検討します。

(4) 今後のニーズ

小学校は、義務教育を適正規模で実施するために必要な施設です。人口増加地区においては、児童数の増加に伴い市民ニーズが増加し、状況に応じて、仮設校舎の設置や増築等の対応が必要になり、人口減少地区においては、児童数の減少に伴い、過少規模に陥る可能性が高まるため、適正規模への統合が求められると考えられます。

(5) 特記事項

寺西小学校区内の児童数増加に対応するため、龍王小学校の整備を進めています。
文部科学省の補助事業によって、平成27年度まで耐震化工事を優先的に実施することとしています。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

将来的な児童数の推計及び通学距離等を踏まえて、統合に係る新たな方針を策定するとともに、教育上の観点から適正配置を推進します。

児童数の減少が見込まれる場合等、状況によっては小中一貫校への移行も検討します。

(2) 管理及び運営の方向性

ア 予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

イ 大規模改修を実施する際は、統合（適正配置）に係る新たな方針等を踏まえ、費用対効果を検討します。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
小学校	寺西小学校	教室棟(校舎)	2,070 m ²	RC	1976年	西条町寺家 6664 番地 1
		管理特別普通教室棟(校舎)	2,304 m ²	RC	1983年	西条町寺家 6664 番地 1
		寺西小学校給食室	171 m ²	RC	1983年	西条町寺家 6664 番地 1
		寺西小学校校舎 4(校舎)	64 m ²	RC	1983年	西条町寺家 6664 番地 1
		屋内運動場	923 m ²	RC	1992年	西条町寺家 6664 番地 1
		寺西小学校プール附属棟	80 m ²	RC	2005年	西条町寺家 6664 番地 1
		教室棟(校舎)	1,023 m ²	RC	2010年	西条町寺家 6664 番地 1
	平岩小学校	平岩小学校校舎 1(校舎)	4,238 m ²	RC	1980年	西条町寺家 521 番地 9
		特別管理普通教室棟(給食室)	203 m ²	RC	1980年	西条町寺家 521 番地 9
		屋内運動場	804 m ²	RC	1980年	西条町寺家 521 番地 9
	御園宇小学校	御園宇小学校校舎 1_2(校舎)	3,087 m ²	RC	1981年	西条町御園宇 8544 番地 6
		御園宇小学校給食室	161 m ²	RC	1981年	西条町御園宇 8544 番地 6
		屋内運動場	800 m ²	RC	1981年	西条町御園宇 8544 番地 6
	東西条小学校	東西条小学校校舎 1_2(校舎)	4,148 m ²	RC	1977年	西条吉行東 1丁目 2番 1号

東広島市公共施設等総合管理計画

	東西条小学校給食室	180 m ²	RC	1977年	西条吉行東1丁目2番1号
	屋内運動場	968 m ²	RC	1979年	西条吉行東1丁目2番1号
三ツ城小学校	管理・特別教室棟(校舎)	2,893 m ²	RC	2001年	西条中央7丁目23番55号
	普通教室棟(校舎)	1,250 m ²	RC	2001年	西条中央7丁目23番55号
	普通教室棟(校舎)	1,250 m ²	RC	2001年	西条中央7丁目23番55号
	特別教室棟(校舎)	260 m ²	RC	2001年	西条中央7丁目23番55号
	三ツ城小学校校舎5(校舎)	61 m ²	RC	2001年	西条中央7丁目23番55号
	屋内運動場	1,215 m ²	RC	2001年	西条中央7丁目23番55号
	三ツ城小学校プール専用付属室1	56 m ²	RC	2000年	西条中央7丁目23番55号
西条小学校	教室棟	352 m ²	RC	1974年	西条中央2丁目15番1号
	西条小学校校舎3_給食室	3,772 m ²	RC	1988年	西条中央2丁目15番1号
	特別教室棟(校舎)	180 m ²	RC	1988年	西条中央2丁目15番1号
	多目的スペース棟(校舎)	557 m ²	RC	1989年	西条中央2丁目15番1号
	屋内運動場・クラブハウス	1,252 m ²	RC	1989年	西条中央2丁目15番1号
	西条小学校教室棟(校舎)	1,130 m ²	RC	2012年	西条中央2丁目15番1号
郷田小学校	普通特別教室棟(校舎)	1,179 m ²	RC	1980年	西条町郷田 1133番地
	管理教室棟・特別教室棟(校舎)	1,665 m ²	RC	1984年	西条町郷田 1133番地
	郷田小学校屋内運動場	923 m ²	RC	1988年	西条町郷田 1133番地
板城小学校	板城小学校校舎1_2(校舎)	1,625 m ²	RC	1980年	西条町森近甲 234番地1
	板城小学校校舎3_4_給食室_屋内運動場(校舎)	2,705 m ²	RC	1990年	西条町森近甲 234番地1
	板城小学校校舎5(校舎)	51 m ²	RC	1990年	西条町森近甲 234番地1
	板城小学校プール付属室	75 m ²	RC	1997年	西条町森近甲 234番地1
三永小学校	三永小学校校舎2(校舎)	1,791 m ²	RC	1986年	西条町下三永 930番地
	三永小学校給食室	89 m ²	RC	1986年	西条町下三永 930番地
	屋内運動場	1,033 m ²	RC	1984年	西条町下三永 930番地
	管理普通教室棟(校舎)	1,806 m ²	RC	2010年	西条町下三永 930番地
川上小学校	普通教室棟・特別教室棟(校舎)	2,852 m ²	RC	1972年	八本松飯田5丁目8番47号
	普通教室棟・プロパン庫(校舎)	1,134 m ²	RC	1977年	八本松飯田5丁目8番47号
	屋内運動場	1,034 m ²	RC	1981年	八本松飯田5丁目8番47号
原小学校	普通教室棟(校舎)	1,319 m ²	RC	1981年	八本松町原 11407番地5
	配膳室(校舎)	54 m ²	RC	1981年	八本松町原 11407番地5
	管理特別教室棟(校舎)	1,778 m ²	RC	1981年	八本松町原 11407番地5
	屋内運動場	689 m ²	RC	1974年	八本松町原 11407番地5
八本松小学校	八本松小学校校舎1(校舎)	666 m ²	RC	1974年	八本松町原 10128番地137
	八本松小学校校舎2(校舎)	2,660 m ²	RC	1974年	八本松町原 10128番地137

東広島市公共施設等総合管理計画

	普通特別教室棟(校舎)	1,534 m ²	RC	1982年	八本松町原 10128 番地 137
	八本松小学校校舎 4(校舎)	80 m ²	RC	1982年	八本松町原 10128 番地 137
	八本松小学校校舎 6(校舎)	165 m ²	S	2004年	八本松町原 10128 番地 137
	八本松小学校校舎 8(校舎)	165 m ²	S	2004年	八本松町原 10128 番地 137
	屋内運動場	855 m ²	S	1978年	八本松町原 10128 番地 137
	八本松小学校校舎 9(校舎)	165 m ²	S	2008年	八本松町原 10128 番地 137
吉川小学校	屋内運動場	798 m ²	RC	1986年	八本松町吉川 365 番地
	校舎(校舎)	1,765 m ²	RC	1987年	八本松町吉川 365 番地
西志和小学校	西志和小学校校舎 1(校舎)	2,250 m ²	RC	1973年	志和町七条権坂 1670 番地
	西志和小学校給食室	109 m ²	RC	1973年	志和町七条権坂 1670 番地
	屋内運動場	726 m ²	RC	1983年	志和町七条権坂 1670 番地
	特別教室棟(校舎)	480 m ²	RC	1995年	志和町七条権坂 1670 番地
	西志和小学校プール付属室	68 m ²	CB	1971年	志和町七条権坂 1670 番地
東志和小学校	東志和小学校校舎 1_2(校舎)	829 m ²	RC	1962年	志和町志和東 3979 番地
	普通特別教室棟(校舎)	956 m ²	RC	1975年	志和町志和東 3979 番地
	東志和小学校給食室	83 m ²	S	1975年	志和町志和東 3979 番地
	屋内運動場	608 m ²	RC	1980年	志和町志和東 3979 番地
	東志和小学校プール付属室	68 m ²	CB	1971年	志和町志和東 3979 番地
志和堀小学校	志和堀小学校校舎 1(校舎)	1,208 m ²	RC	1970年	志和町志和堀 3054 番地
	志和堀小学校給食室	124 m ²	RC	1970年	志和町志和堀 3054 番地
	屋内運動場	682 m ²	RC	1982年	志和町志和堀 3054 番地
	特別教室棟(校舎)	219 m ²	RC	1983年	志和町志和堀 3054 番地
	志和堀小学校プール付属室	68 m ²	CB	1972年	志和町志和堀 3054 番地
高屋東小学校	高屋東小学校校舎 1(校舎)	2,696 m ²	RC	1985年	高屋町白市 589 番地
	高屋東小学校校舎 2(校舎)	167 m ²	RC	1985年	高屋町白市 589 番地
	高屋東小学校給食室	112 m ²	RC	1985年	高屋町白市 589 番地
	屋内運動場	923 m ²	RC	1988年	高屋町白市 589 番地
	高屋東小学校校舎 4(校舎)	246 m ²	LS	1990年	高屋町白市 589 番地
高屋西小学校	高屋西小学校校舎 1_2_3_給食室 _5_身体障害者用便所(校舎)	5,420 m ²	RC	1972年	高屋町中島 582 番地
	高屋西小学校校舎 4(校舎)	180 m ²	S	1977年	高屋町中島 582 番地
	屋内運動場	1,024 m ²	RC	1981年	高屋町中島 582 番地
小谷小学校	小谷小学校校舎 1_給食室 1_2_屋 内運動場(校舎)	2,744 m ²	RC	1988年	高屋町小谷 3543 番地 3
	校舎(校舎)	1,171 m ²	RC	1992年	高屋町小谷 3543 番地 3
	校舎(校舎)	920 m ²	RC	1997年	高屋町小谷 3543 番地 3

東広島市公共施設等総合管理計画

造賀小学校	管理棟(校舎)	1,459 m ²	RC	1974年	高屋町造賀 2774 番地 1
	教室棟(校舎)	1,226 m ²	RC	1980年	高屋町造賀 2774 番地 1
	造賀小学校校舎 3(校舎)	81 m ²	RC	1980年	高屋町造賀 2774 番地 1
	造賀小学校給食室	113 m ²	RC	1985年	高屋町造賀 2774 番地 1
	体育館・地域学校連携施設	1,023 m ²	RC	1997年	高屋町造賀 2774 番地 1
	造賀小学校プール専用付属室 1	51 m ²	RC	2002年	高屋町造賀 2774 番地 1
高美が丘小学校	高美が丘小学校校舎 1_給食室(校舎)	1,964 m ²	RC	1992年	高屋高美が丘 4 丁目 1 番 1 号
	高美が丘小学校校舎 2_3(校舎)	3,571 m ²	RC	1992年	高屋高美が丘 4 丁目 1 番 1 号
	高美が丘小学校校舎 4(校舎)	70 m ²	RC	1992年	高屋高美が丘 4 丁目 1 番 1 号
	屋内運動場	1,051 m ²	RC	1992年	高屋高美が丘 4 丁目 1 番 1 号
	高美が丘小学校校舎 5(校舎)	74 m ²	RC	1992年	高屋高美が丘 4 丁目 1 番 1 号
	普通特別教室棟(校舎)	839 m ²	RC	1997年	高屋高美が丘 4 丁目 1 番 1 号
	普通教室棟(校舎)	390 m ²	RC	1997年	高屋高美が丘 4 丁目 1 番 1 号
板城西小学校	板城西小学校校舎 1(校舎)	1,278 m ²	RC	1978年	黒瀬町小多田 257 番地
	板城西小学校給食室	97 m ²	RC	1978年	黒瀬町小多田 257 番地
	屋内運動場	727 m ²	S	1982年	黒瀬町小多田 257 番地
	板城西小学校校舎 3(校舎)	319 m ²	RC	1983年	黒瀬町小多田 257 番地
	板城西小学校プール付属室 1	59 m ²	RC	1992年	黒瀬町小多田 257 番地
上黒瀬小学校	教室棟(校舎)	407 m ²	RC	1980年	黒瀬町宗近柳国 271 番地 2
	管理棟(校舎)	538 m ²	RC	1980年	黒瀬町宗近柳国 271 番地 2
	上黒瀬小学校校舎 3(校舎)	753 m ²	RC	1981年	黒瀬町宗近柳国 271 番地 2
	上黒瀬小学校給食室	106 m ²	RC	1981年	黒瀬町宗近柳国 271 番地 2
	上黒瀬小学校校舎 4(校舎)	50 m ²	S	1981年	黒瀬町宗近柳国 271 番地 2
	屋内運動場	698 m ²	S	1985年	黒瀬町宗近柳国 271 番地 2
	教室・特別教室棟(校舎)	409 m ²	RC	2001年	黒瀬町宗近柳国 271 番地 2
	上黒瀬小学校プール付属室	83 m ²	RC	1988年	黒瀬町宗近柳国 271 番地 2
乃美尾小学校	教室・特別教室棟・管理棟(校舎)	1,828 m ²	RC	1988年	黒瀬町乃美尾 554 番地 1
	乃美尾小学校給食室	108 m ²	RC	1988年	黒瀬町乃美尾 554 番地 1
	屋内運動場	801 m ²	S	1989年	黒瀬町乃美尾 554 番地 1
	乃美尾小学校プール付属室	83 m ²	RC	1988年	黒瀬町乃美尾 554 番地 1
中黒瀬小学校	特別教室棟(校舎)	286 m ²	RC	1977年	黒瀬町檜原 18 番地 1
	中黒瀬小学校校舎 2(校舎)	556 m ²	RC	1977年	黒瀬町檜原 18 番地 1
	中黒瀬小学校校舎 3(校舎)	184 m ²	RC	1977年	黒瀬町檜原 18 番地 1
	中黒瀬小学校校舎 4(校舎)	191 m ²	RC	1977年	黒瀬町檜原 18 番地 1
	中黒瀬小学校校舎 5(校舎)	382 m ²	RC	1978年	黒瀬町檜原 18 番地 1

東広島市公共施設等総合管理計画

	中黒瀬小学校校舎 6 (校舎)	475 m ²	RC	1978 年	黒瀬町檜原 18 番地 1
	中黒瀬小学校校舎 7 (校舎)	182 m ²	RC	1978 年	黒瀬町檜原 18 番地 1
	中黒瀬小学校校舎 8 (校舎)	467 m ²	RC	1978 年	黒瀬町檜原 18 番地 1
	中黒瀬小学校校舎 10 (校舎)	64 m ²	RC	1979 年	黒瀬町檜原 18 番地 1
	中黒瀬小学校校舎 11 (校舎)	64 m ²	RC	1979 年	黒瀬町檜原 18 番地 1
	教室棟 (校舎)	255 m ²	RC	1979 年	黒瀬町檜原 18 番地 1
	中黒瀬小学校給食室 1_2_3	174 m ²	RC	1977 年	黒瀬町檜原 18 番地 1
	屋内運動場	940 m ²	S	1987 年	黒瀬町檜原 18 番地 1
	中黒瀬小学校校舎 14 (校舎)	255 m ²	RC	1991 年	黒瀬町檜原 18 番地 1
	特別教室 (校舎)	893 m ²	RC	1993 年	黒瀬町檜原 18 番地 1
下黒瀬小学校	教室棟 (校舎)	680 m ²	RC	1970 年	黒瀬町津江 1225 番地 3
	管理特別教室棟 (校舎)	622 m ²	RC	1970 年	黒瀬町津江 1225 番地 3
	教室棟 (校舎)	638 m ²	RC	1979 年	黒瀬町津江 1225 番地 3
	下黒瀬小学校校舎 6 (校舎)	70 m ²	RC	1981 年	黒瀬町津江 1225 番地 3
	教室・特別教室棟 (校舎)	1,199 m ²	RC	1982 年	黒瀬町津江 1225 番地 3
	屋内運動場	920 m ²	RC	1994 年	黒瀬町津江 1225 番地 3
	下黒瀬小学校校舎 9 (校舎)	267 m ²	RC	2001 年	黒瀬町津江 1225 番地 3
	下黒瀬小学校プール付属室	84 m ²	RC	1991 年	黒瀬町津江 1225 番地 3
竹仁小学校	屋内運動場	422 m ²	S	1974 年	福富町下竹仁 1300 番地
	管理・教室棟 (校舎)	2,210 m ²	RC	1986 年	福富町下竹仁 1300 番地
	竹仁小学校校舎 3	51 m ²	RC	1986 年	福富町下竹仁 1300 番地
	竹仁小学校校舎 4 (校舎)	50 m ²	S	2006 年	福富町下竹仁 1300 番地
	竹仁小学校校舎 5 (校舎)	80 m ²	RC	2006 年	福富町下竹仁 1300 番地
久芳小学校	管理教室棟 (校舎)	2,560 m ²	RC	1988 年	福富町久芳 3329 番地 3
	屋内運動場	751 m ²	RC	1997 年	福富町久芳 3329 番地 3
	久芳小学校プール付属棟	75 m ²	RC	2004 年	福富町久芳 3329 番地 3
豊栄小学校	教室棟 (校舎)	916 m ²	RC	1982 年	豊栄町鍛冶屋 370 番地
	管理教室棟 (校舎)	1,081 m ²	RC	1982 年	豊栄町鍛冶屋 370 番地
	屋内運動場	680 m ²	S	1982 年	豊栄町鍛冶屋 370 番地
	食堂 (校舎)	275 m ²	S	1994 年	豊栄町鍛冶屋 370 番地
	教室棟 (校舎)	989 m ²	RC	1995 年	豊栄町鍛冶屋 370 番地
	豊栄小学校プール専用付属室	52 m ²	RC	1982 年	豊栄町鍛冶屋 370 番地
河内小学校	河内小学校校舎 1 (校舎)	50 m ²	S	1966 年	河内町中河内 1013 番地
	教室棟 (校舎)	467 m ²	RC	1974 年	河内町中河内 1013 番地
	屋内運動場	678 m ²	S	1976 年	河内町中河内 1013 番地

東広島市公共施設等総合管理計画

	教室棟(校舎)	233 m ²	RC	1977年	河内町中河内 1013 番地
	管理教室棟(校舎)	1,338 m ²	RC	1984年	河内町中河内 1013 番地
	河内小学校プール付属室	171 m ²	W	1994年	河内町中河内 1013 番地
河内西小学校	管理教室棟(校舎)	2,465 m ²	RC	1993年	河内町河戸 828 番地
	屋内運動場	795 m ²	RC	1993年	河内町河戸 828 番地
	河内西小学校校舎3(校舎)	59 m ²	S	2001年	河内町河戸 828 番地
	河内西小学校プール専用付属室	134 m ²	W	2002年	河内町河戸 828 番地
入野小学校	管理教室棟(校舎)	3,405 m ²	RC	2001年	河内町入野 493 番地 61
	入野小学校校舎2(校舎)	54 m ²	RC	2001年	河内町入野 493 番地 61
	屋内運動場	1,219 m ²	RC	2001年	河内町入野 493 番地 61
	入野小学校プール専用付属室	86 m ²	RC	2000年	河内町入野 493 番地 61
木谷小学校	屋内運動場	865 m ²	RC	2003年	安芸津町木谷 4122 番地
	木谷小学校校舎1(校舎)	1,913 m ²	RC	1984年	安芸津町木谷 4122 番地
	木谷小学校給食室	81 m ²	RC	1984年	安芸津町木谷 4122 番地
	木谷小学校校舎2(校舎)	52 m ²	RC	1997年	安芸津町木谷 4122 番地
三津小学校	管理教室棟・教室棟(校舎)	3,447 m ²	RC	1980年	安芸津町三津 4680 番地
	屋内運動場	1,211 m ²	RC	1989年	安芸津町三津 4680 番地
	三津小学校校舎5(校舎)	104 m ²	S	1989年	安芸津町三津 4680 番地
風早小学校	風早小学校校舎1(校舎)	2,959 m ²	RC	1981年	安芸津町風早 789 番地
	風早小学校校舎3(校舎)	534 m ²	RC	1981年	安芸津町風早 789 番地
	屋内運動場	943 m ²	RC	2006年	安芸津町風早 789 番地

施設配置図（小学校）



8 中学校

1 施設の概要

【表1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
中学校	4	2	1	2	1	1	1	1	1	14

2 施設の役割

中学校は、学校教育法の定めるところにより、小学校における教育基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

中学校のサービス圏域は、東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則に定める中学校区としています。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

学校教育法及び東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則に基づき、施設配置図のとおり設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

中学校には、管理対象とする建築物が81棟あります。このうち、新耐震基準施行年の昭和56年以前に建設された建物が28棟あり、利用実態等を踏まえながら耐震診断や耐震改修の必要性を検討します。

建築構造としては、鉄筋コンクリート造が66棟、鉄骨造が15棟あります。このうち、10棟が建築後40年以上経過し、32棟が30年以上経過しています。法定耐用年数を超過した建築物もあることから、これらについては、建替えや大規模改修の必要性を検討します。

(4) 今後のニーズ

中学校は、義務教育を適正規模で実施するために必要な施設です。人口増加地区においては、生徒数の増加に伴い市民ニーズが増加し、状況に応じて、仮設校舎の設置や増築等の対応が必要になり、人口減少地区においては、生徒数の減少に伴い、規模が過大となる施設については、適正な規模となるよう減築も含めて縮小を検討します。

(5) 特記事項

文部科学省の補助事業によって、平成 27 年度まで耐震化工事を優先的に実施することとしています。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

ア 少子化の動向等を踏まえ、将来的に生徒数に対して規模が過大となる施設については、適正な規模となるよう減築も含めて縮小を検討します。

イ 生徒数の減少が見込まれる場合等、状況によっては小中一貫校への移行も検討します。

(2) 管理及び運営の方向性

ア 予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

イ 大規模改修を実施する際は、将来的な生徒数の推移等を踏まえ、費用対効果を検討します。

【表 2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
中学校	西条中学校	西条中学校校舎 1(校舎)	2,855 m ²	RC	1973 年	西条町寺家 6466 番地
		管理普通教室棟(校舎)	367 m ²	RC	1978 年	西条町寺家 6466 番地
		西条中学校校舎 3(校舎)	1,645 m ²	RC	1973 年	西条町寺家 6466 番地
		西条中学校部室	75 m ²	S	1981 年	西条町寺家 6466 番地
		西条中学校屋内運動場	505 m ²	RC	1987 年	西条町寺家 6466 番地
		西条中学校校舎 4(校舎)	1,222 m ²	RC	1987 年	西条町寺家 6466 番地
		西条中学校校舎 5(校舎)	598 m ²	S	2005 年	西条町寺家 6466 番地
		西条中学校校舎 6(校舎)	60 m ²	S	2005 年	西条町寺家 6466 番地
	松賀中学校	教室棟・給食堂(校舎)	4,793 m ²	RC	1985 年	西条町御薩宇 860 番地
		松賀中学校校舎 2(校舎)	78 m ²	RC	1985 年	西条町御薩宇 860 番地
		松賀中学校校舎 3(校舎)	60 m ²	RC	1985 年	西条町御薩宇 860 番地
		屋内運動場・地域学校連携施設	1,001 m ²	RC	1985 年	西条町御薩宇 860 番地
	向陽中学校	給食厨房・中校舎(校舎)	1,827 m ²	RC	1974 年	西条町大沢 25 番地 2
		玄関棟(校舎)	321 m ²	RC	1974 年	西条町大沢 25 番地 2

東広島市公共施設等総合管理計画

	屋内運動場・クラブハウス・クラブ部室	1,105 m ²	RC	1980年	西条町大沢 25番地 2
	北校舎(校舎)	1,836 m ²	RC	1974年	西条町大沢 25番地 2
	向陽中学校校舎 5(校舎)	93 m ²	S	1999年	西条町大沢 25番地 2
中央中学校	管理教室棟	2,610 m ²	RC	2012年	西条町下見 4281番地 1
	管理特別普通教室棟	1,301 m ²	RC	2012年	西条町下見 4281番地 1
	特別教室棟	2,316 m ²	RC	2012年	西条町下見 4281番地 1
	屋内運動場・体育倉庫・屋外便所・更衣室	2,103 m ²	RC	2012年	西条町下見 4281番地 1
磯松中学校	管理普通教室棟(校舎)	2,342 m ²	RC	1982年	八本松町正力 5666番地 1
	特別教室棟(校舎)	1,818 m ²	RC	1982年	八本松町正力 5666番地 1
	磯松中学校校舎 3(校舎)	75 m ²	RC	1982年	八本松町正力 5666番地 1
	屋内運動場・地域学校連携施設	1,001 m ²	RC	1983年	八本松町正力 5666番地 1
	磯松中学校部室	60 m ²	RC	1983年	八本松町正力 5666番地 1
八本松中学校	八本松中学校校舎 1_2(校舎)	3,512 m ²	RC	1968年	八本松南 2丁目 2番 1号
	特別教室棟(校舎)	405 m ²	S	1968年	八本松南 2丁目 2番 1号
	八本松中学校クラブハウス	100 m ²	RC	1980年	八本松南 2丁目 2番 1号
	屋内運動場・クラブ部室	1,881 m ²	RC	1970年	八本松南 2丁目 2番 1号
	普通教室棟(校舎)	859 m ²	RC	1980年	八本松南 2丁目 2番 1号
	八本松中学校校舎 6(校舎)	134 m ²	S	2005年	八本松南 2丁目 2番 1号
志和中学校	管理普通教室棟(校舎)	1,892 m ²	RC	1979年	志和町志和西 1432番地
	特別教室棟(校舎)	1,289 m ²	RC	1980年	志和町志和西 1432番地
	志和中学校給食室	128 m ²	RC	1979年	志和町志和西 1432番地
	志和中学校クラブハウス	102 m ²	RC	1982年	志和町志和西 1432番地
	屋内運動場	1,295 m ²	RC	1973年	志和町志和西 1432番地
高屋中学校	高屋中学校校舎 1_2(校舎)	3,152 m ²	RC	1981年	高屋町中島 760番地
	高屋中学校給食室	200 m ²	RC	1981年	高屋町中島 760番地
	特別教室棟(校舎)	2,180 m ²	RC	1982年	高屋町中島 760番地
	高屋中学校クラブハウス	100 m ²	RC	1980年	高屋町中島 760番地
	屋内運動場	1,001 m ²	RC	1985年	高屋町中島 760番地
	普通教室棟(校舎)	786 m ²	RC	1986年	高屋町中島 760番地
	高屋中学校校舎 5(校舎)	69 m ²	RC	1986年	高屋町中島 760番地
	高屋中学校校舎 6(校舎)	86 m ²	S	2002年	高屋町中島 760番地
	高屋中学校校舎 7(校舎)	79 m ²	S	2002年	高屋町中島 760番地
高美が丘中学校	高美が丘中学校校舎 1_2_給食室(校舎)	4,102 m ²	RC	1991年	高屋高美が丘 1丁目 1番 1号
	屋内運動場	996 m ²	RC	1991年	高屋高美が丘 1丁目 1番 1号
	高美が丘中学校校舎 3(校舎)	74 m ²	RC	1991年	高屋高美が丘 1丁目 1番 1号

東広島市公共施設等総合管理計画

	管理特別普通教室棟(校舎)	230 m ²	RC	2002年	高屋高美が丘1丁目1番1号	
	管理特別普通教室棟(校舎)	451 m ²	RC	2002年	高屋高美が丘1丁目1番1号	
黒瀬中学校	教室棟(校舎)	491 m ²	RC	1980年	黒瀬町丸山82番地1	
	黒瀬中学校校舎2(校舎)	194 m ²	RC	1980年	黒瀬町丸山82番地1	
	黒瀬中学校校舎3(校舎)	130 m ²	RC	1980年	黒瀬町丸山82番地1	
	特別教室棟(校舎)	1,335 m ²	RC	1983年	黒瀬町丸山82番地1	
	教室棟(校舎)	444 m ²	RC	1986年	黒瀬町丸山82番地1	
	黒瀬中学校校舎6(校舎)	65 m ²	RC	1986年	黒瀬町丸山82番地1	
	屋内運動場・屋内運動場(1F 武道場)・屋内運動場(1F 部室)・屋内運動場(地域学校連携施設)	2,411 m ²	RC	1990年	黒瀬町丸山82番地1	
	管理特別教室棟(校舎)	2,078 m ²	RC	1998年	黒瀬町丸山82番地1	
	教室棟(校舎)	2,075 m ²	RC	1998年	黒瀬町丸山82番地1	
	教室棟(校舎)	490 m ²	RC	1998年	黒瀬町丸山82番地1	
	黒瀬中学校校舎10(校舎)	70 m ²	RC	2001年	黒瀬町丸山82番地1	
	黒瀬中学校配膳室	86 m ²	S	2008年	黒瀬町丸山82番地1	
	福富中学校	福富中学校部室	66 m ²	S	1981年	福富町下竹仁2096番地3
		福富中学校校舎3(校舎)	3,541 m ²	RC	1994年	福富町下竹仁2096番地3
豊栄中学校	豊栄中学校校舎1(校舎)	50 m ²	S	1975年	豊栄町鍛冶屋341番地1	
	屋内運動場	1,234 m ²	RC	1987年	豊栄町鍛冶屋341番地1	
	特別教室棟(校舎)	772 m ²	RC	1997年	豊栄町鍛冶屋341番地1	
	豊栄中学校校舎3(校舎)	50 m ²	S	1998年	豊栄町鍛冶屋341番地1	
	管理教室棟(校舎)	2,215 m ²	RC	2004年	豊栄町鍛冶屋341番地1	
	豊栄中学校部室	80 m ²	S	2004年	豊栄町鍛冶屋341番地1	
	豊栄中学校プール専用付属室	92 m ²	RC	1985年	豊栄町鍛冶屋341番地1	
河内中学校	屋内運動場	1,137 m ²	S	2008年	河内町中河内1757番地1	
	校舎棟(校舎)	3,664 m ²	RC	2007年	河内町中河内1757番地1	
	河内中学校校舎2(校舎)	134 m ²	RC	2007年	河内町中河内1757番地1	
安芸津中学校	特別教室棟(校舎)	2,524 m ²	RC	1979年	安芸津町三津5563番地8	
	安芸津中学校校舎5(校舎)	112 m ²	RC	1979年	安芸津町三津5563番地8	
	安芸津中学校校舎6(校舎)	90 m ²	RC	1979年	安芸津町三津5563番地8	
	安芸津中学校地域連携施設_屋内運動場_部室1_シャワー室_武道場	2,184 m ²	RC	1994年	安芸津町三津5563番地8	
	安芸津中学校部室2	69 m ²	S	1995年	安芸津町三津5563番地8	
	管理教室棟	2,460 m ²	RC	2012年	安芸津町三津5563番地8	

施設配置図(中学校)



9 給食施設

1 施設の概要

【表1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
給食センター	2	1	-	-	-	1	1	1	1	7

2 施設の役割

給食施設は、小学校、中学校の学校給食のため、その調理等の業務を処理する施設として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき設置された施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

給食センターは、給食を受配する学校のある範囲をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

学校給食は、調理後2時間以内に喫食する必要があるため、調理時間及び各受配校の給食開始時間を勘案し、小学校は40分以内、中学校は50分以内に配送できるように設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

給食センターには、管理対象とする建築物が7棟あり、全て新耐震基準施行年以降に建設されています。

建築構造としては、鉄筋コンクリート造が5棟、鉄骨造が2棟あります。法定耐用年数を超過した建築物はありませんが、建築後30年以上経過した建築物が1棟あります。

(4) 今後のニーズ

給食センターは、栄養バランスのとれた安全・安心な学校給食を提供する施設であり、今後も高い市民ニーズが継続していくものと考えられます。

(5) 特記事項

八本松、豊栄、福富、河内の4施設を統合した（仮称）北部学校給食センターを福富町に建設する計画で準備を進めています。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

配食数の推移や今後の動向を踏まえ、効率的なサービスの提供が可能となるよう、給食センターの統合により施設数を削減するとともに、跡地活用についても検討を進めます。

(2) 管理及び運営の方向性

ア 予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

イ 直営の施設については、段階的に調理業務の民間委託を進め、効果的・効率的な運営を図ることとします。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
給食センター	西条学校給食センター	西条学校給食センター	972 m ²	RC	2001年	西条中央7丁目23番41号
	東広島学校給食センター	東広島学校給食センター	4,985 m ²	S	2008年	田口研究団地8番5号
	八本松学校給食センター	八本松学校給食センター	986 m ²	RC	1990年	八本松町原11270番地1
	福富学校給食センター	福富学校給食センター	265 m ²	RC	1983年	福富町下竹仁2294番地1
	豊栄学校給食センター	豊栄学校給食センター	424 m ²	S	1994年	豊栄町鍛冶屋370番地
	河内学校給食センター	河内学校給食センター	627 m ²	RC	1993年	河内町中河内1793番地1
	安芸津学校給食センター	安芸津学校給食センター	626 m ²	RC	2005年	安芸津町風早3183番地1

施設配置図（給食施設）



10 図書館

1 施設グループの概要

【表1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
図書館	2	-	-	-	1	1	1	1	1	7

2 施設の役割

図書館は、図書館法の規定に基づき、市民の図書その他の資料に対する要求に応え、自由で公平な資料の提供を中心とする諸活動により、学園都市にふさわしい文化の香り高いまちづくりに資することを目的とする施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

図書館は、地域に密着してきめ細かなサービスを提供する地域図書館と、地域図書館を統括し、総合的なサービスを提供する中央図書館に区分されています。

それぞれの目的が異なるため、中央図書館は市全域をサービス圏域とし、地域図書館は概ね町単位をサービス圏域としていますが、図書等の貸出については、資料の相互配送により、全施設が全市域をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

中央図書館は、地域図書館を統括する施設として西条町に設置し、地域図書館は、各町の利便性の高い地区にある庁舎又は研修施設等と複合化して設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

図書館において管理対象とする建築物は、中央図書館1棟のみとなります。中央図書館は、新耐震基準施行年以降に建設されており、建築構造としては、鉄筋コンクリート造で、平成24年度から平成25年度にかけて設備と外壁の改修を実施しました。

(4) 今後のニーズ

図書館には、図書等の貸出やレファレンスサービスの提供、行政資料等の収集及び保存を行う施設として一定の市民ニーズが見込まれますが、今後、人口増加地区においては図書サービスの充実に対して増加し、人口減少地区においては、緩やかに減少していくと考えられます。

(5) 特記事項

より効率的かつ効果的に図書館を運営するため、最適な管理運営形態について、指定管理者制度の導入を含めて検討を進めており、平成 26 年度に方針を決定し、平成 28 年度から新たな管理運営形態での運営を開始することとしています。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

今後、新たに図書館サービスの提供が必要な場合は、費用対効果を考慮しつつ慎重に検討し、多機能化や複合化など既存施設の有効活用によって対応します。

(2) 管理及び運営の方向性

ア 中央図書館は、必要な整備を行うとともに、予防保全の観点から適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

イ 地域図書館は、今後も複合化を維持しつつ重複機能を整理し、建替えや移転の際には、蔵書の保管場所の確保や利用状況を踏まえた、適正な施設規模の検討を進めます。

ウ 各館の運営形態を最適化し、サービスの向上を図るとともに効果的・効率的な施設管理を実施することで、ランニングコストを縮減します。

【表 2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
図書館	中央図書館	中央図書館	4,398 m ²	RC	1993 年	西条中央 7 丁目 25 番 11 号

施設配置図（図書館）



1.1 文化施設

1 施設グループの概要

文化施設には、出土文化財管理センター、歴史民俗資料館等、文化財収蔵庫、文化財施設、美術館及び市民ギャラリーが含まれています。

【表1】施設内訳

施設種別	区分	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
出土文化財管理センター		-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
歴史民俗資料館等	歴史民俗資料館	1	1	-	-	-	-	-	-	1	3
	民俗資料展示室	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2
文化財収蔵庫		-		2	-	-	-	-	-	-	2
文化財施設		2	-	1	2	-	-	-	-	-	5
美術館		-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
市民ギャラリー		1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
合計		4	2	3	2	-	-	1	2	1	15

2 施設の役割

- (1) 出土文化財管理センターは、埋蔵文化財とその関係資料を適切に収蔵保存するとともに、公開その他の方法で活用することによって、市民の文化財等に関する理解の増進に資することを目的とする施設です。
- (2) 歴史民俗資料館等は、民俗資料を収集し、保存を行うとともにこれを公開・活用し、市民の文化財等に関する知識の向上に資することを目的とする施設です。
- (3) 文化財収蔵庫は、国民共有の財産である文化財等を、適切に収蔵・保存することを目的とする施設です。
- (4) 文化財施設は、重要文化財・史跡等を保存するとともに活用を図り、市民の教養及び文化の向上に寄与することを目的とする施設です。
- (5) 美術館は、市民の美術に関する知識及び教養の向上に資するための施設です。
- (6) 市民ギャラリーは、市民の教養の向上及び芸術の振興に資することを目的とした施設です。

3 現状

(1) 施設のサービス圏域

各施設は、国民共有の財産である文化財や美術品の収蔵・保存及び活用並びに市内外の教養及び文化の向上に資することを目的としており、市域を超えた広域をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

- ア 出土文化財管理センターは、河内町に設置しています。
- イ 歴史民俗資料館等及び文化財施設は、地域固有の歴史的な営みを踏まえて設置しています。このうち、安芸津歴史民俗資料館は安芸津文化福祉センターと複合化し、民俗資料展示室は地域センターと複合化しています。
- ウ 文化財収蔵庫は、志和町に設置しています。
- エ 美術館は、八本松町における利便性の高い中心地区に設置しています。
- オ 市民ギャラリーは、フジグラン東広島店内に設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

文化施設には、文化財指定を受けている建築物を除き、管理対象とする建築物が9棟あります。このうち、新耐震基準施行年の昭和56年以前に建設された建築物が6棟あり、美術館は耐震性を有することを確認していますが、他の5棟については、利用実態等を踏まえながら耐震診断や耐震改修の必要性を検討します。

建築構造としては、鉄筋コンクリート造が2棟、鉄骨造が2棟、木造（一部コンクリート造を含む）が5棟あります。このうち2棟が建築後40年以上経過しており、4棟が30年以上経過しています。法定耐用年数を超過した建築物もあることから、これらについては、建替えや大規模改修の必要性を検討します。

また、竣工年が不明の1棟については、耐震化及び老朽化の状況が把握できていません。

(4) 今後のニーズ

- ア 出土文化財管理センターは、埋蔵文化財の保護を担う拠点として必要な施設であり、市民の文化財への関心や教養の向上に対する志向の高まりとともに、市民ニーズが増加すると考えられます。
- イ 歴史民俗資料館等は、民俗資料を保管活用する施設ですが、来館者は横ばい傾向にあり、市民ニーズが急激に増減することは無いと考えられます。
- ウ 文化財収蔵庫については、国民共有の財産を収蔵・保存するために必要な施設ですが、発掘調査や県等からの譲与及び移管によって文化財が増加し続けており、狭隘化に対応する必要があります。
- エ 文化財施設は、国民共有の財産を保護し活用する施設であり、観光資源という側面もあることから、今後も一定の市民ニーズがあると考えられます。
- オ 美術館は、美術品の収蔵と有効活用を図る施設ですが、狭隘化と老朽化が著しいため、適切な環境による美術品の管理・活用と、優れた美術品に触れる場を求める市民ニーズが増加すると考えられます。
- カ 市民ギャラリーは、市民活動の成果発表の場であり、利用者が増加傾向にあるこ

とから、市民ニーズは増加すると考えられます。

(5) 特記事項

なし。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

ア 出土文化財管理センター及び歴史民俗資料館等並びに文化財収蔵庫については、既存の施設の有効活用を図ることとし、収蔵施設における収蔵可能量の逼迫については、普通財産等の活用によって対応し、長期的には、施設の集約及び一元化を検討します。

イ 文化財施設については、現在位置において既存施設の有効活用を図ることとします。

ウ 美術館については、建替えを検討する際は、施設の多機能化や複合化を検討します。

エ 市民ギャラリーは、芸術文化ホールに移転集約します。

(2) 管理及び運営の方向性

ア 出土文化財管理センターは、埋蔵文化財の保護を担う拠点として、予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

イ 文化財施設については、予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図ります。

ウ その他の施設は、統廃合を含む施設の再編を視野に、改修は施設機能の維持に必要な範囲にとどめることとします。

エ 各施設について、指定管理者制度等による施設運営について検討を行うとともに、業務委託の対象を拡大する等、効果的・効率的な運営を図ることとします。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
出土文化財管理センター	出土文化財管理センター	出土文化財管理センター	932 m ²	RC	1996年	河内町中河内 651 番地 7
歴史民俗資料館等	三永歴史民俗資料館	三永歴史民俗資料館	90 m ²	W	1976年	西条町下三永 930 番地
	八本松歴史民俗資料館	八本松歴史民俗資料館	98 m ²	RC	1974年	八本松南 2 丁目 1 番 2 号
文化財施設	安芸国分寺歴史公園	休憩舎	53 m ²	W	2014年	西条町吉行 2064 番地
	旧木原家住宅	旧木原家住宅 (附属施設)	134 m ²	W(一部 コンクリート 造)	不明	高屋町白市 1046 番地 1
文化財収蔵庫	冠文化財収蔵庫	冠文化財収蔵庫	51 m ²	W	1973年	志和町冠 137 番地 1、136 番地 1
	免山文化財収蔵庫	免山第 1 文化財収蔵庫	109 m ²	S	1977年	志和町志和堀 4451 番地 3
		免山第 2 文化財収蔵庫	100 m ²	W	1976年	志和町志和堀 4451 番地 2
美術館	東広島市立美術館	東広島市立美術館	641 m ²	S	1978年	八本松南 2 丁目 1 番 3 号

施設配置図(文化施設)



12 スポーツ施設

1 施設の概要

スポーツ施設には、東広島運動公園、市民体育施設（体育館、プール等）、スポーツ広場、パークゴルフ場、海洋センター、組合（広島中央環境衛生組合）が所有する賀茂環境衛生センター多目的広場が含まれます。

【表1】施設内訳

施設種別	区分	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
東広島運動公園		1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
市民体育施設	市民体育館	-	-	-	-	-	1	1	2	-	4
	プール	-	1	-	-	1	-	4	1	-	7
	グラウンド	-	1	-	-	1	1	2	3	1	9
	テニスコート	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
	屋内球戯場	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
コミュニティスポーツ広場	2	1	2	4	-	1	1	1	-	12	
パークゴルフ場	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2	
グリーンスポーツセンター	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
海洋センター	-	-	-	-	1	-	-	-	1	2	
賀茂環境衛生センター多目的広場	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
合計		5	3	2	4	3	4	10	8	2	41

2 施設の役割

- (1) 東広島運動公園は、市民全体に総合的なスポーツ活動の場を提供する施設です。
- (2) 市民体育施設には、市民体育館、プール、グラウンド等があり、市民体育の普及及び振興を図り、市民の日常生活における体育、スポーツ活動に対する関心を高め、市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする施設です。
- (3) コミュニティスポーツ広場は、市民にコミュニティスポーツを楽しむ場を提供し、健康的かつ積極的な地域ぐるみの体力づくりを通じた、コミュニティの増進に資することを目的とする施設です。
- (4) グリーンスポーツセンターは、恵まれた自然環境に親しむことにより、市民の体力づくり及び野外活動の振興を図り、市民の心身の健全な育成に寄与することを目的とする施設です。
- (5) 海洋センターは、体育等の振興により、市民の健康増進及び青少年の健全育成を図るとともに、地域住民等の交流、交歓等を行い、活発なコミュニティ活動を促進することを目的とする施設です。

- (6) 賀茂環境衛生センター多目的広場は、組合の施策に基づき設置された施設で、各種スポーツ活動を中心に楽しむ場を提供し、住民の健康増進を図るとともに、地域の振興及び活性化に資する施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

- ア 東広島運動公園は、本市におけるスポーツ施設の基幹施設であり、市域を超えた広域をサービス圏域としています。
- イ 黒瀬屋内プール(市民体育施設)は、施設規模が大きく、市外からの利用者も多いため市域を超えた広域をサービス圏域としています。
- ウ 賀茂環境衛生センター多目的広場は、主として地域住民を中心に広く住民にサービスを提供する施設ですが、市域を越えて利用されています。
- エ コミュニティ広場、黒瀬市民グラウンド(市民体育施設)、豊栄町及び河内町における市民体育館以外の市民体育施設については、概ね住民自治協議会の範囲をサービス圏域としています。
- オ 他のスポーツ施設は、概ね町単位をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況(施設配置図)

- ア 東広島運動公園は、基幹スポーツ施設として西条町に設置しています。
- イ 他のスポーツ施設は、それぞれのサービス圏域を考慮して、施設配置図のとおり設置しています。

(3) 建築物の耐震化及び老朽化の状況(表2)

スポーツ施設には、本市が管理対象とする建築物が25棟あり、組合が所有する建築物が1棟あります。

このうち、新耐震基準施行年の昭和56年以前に建設された7棟については、利用実態等を踏まえながら耐震診断や耐震改修の必要性を検討します。

建築構造としては、鉄筋コンクリート造が13棟、コンクリートブロック造が4棟、鉄骨造6棟、木造が3棟あります。このうち3棟が建築後40年以上経過しており、8棟が建築後30年以上経過しています。法定耐用年数を超過した建築物もあることから、これらについては、建替えや大規模改修の必要性を検討します。

(4) 今後のニーズ

- ア 東広島運動公園は、本市におけるスポーツの基幹施設として中央に位置する公園であり、全市域・広域都市圏からの利用者も多く、今後も、市民ニーズが増加していくと考えられます。

イ 賀茂環境衛生センター多目的広場は、多様なスポーツ活動に利用されており、他の施設では活動できない種目にも対応していることから利用者が増加し続けており、今後もニーズが増加していくと考えられます。

ウ この他のスポーツ施設は、市民の心身の健全な発達に資する施設ですが、機能が重複する施設や人口に対して規模が過大となっている施設については、市有の必要性が減少していくと考えられます。また、人口増加地域においては、対応種目の多様化や夜間利用に対する市民ニーズが増加し、人口減少地区については、施設の設置に対するニーズが減少すると考えられます。

(5) 特記事項

福富多目的グラウンド及び河内スポーツアリーナの新設に伴い、近隣の類似施設については、機能集約に向けて検討します。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

ア 東広島運動公園については、既存施設の有効活用を図るとともに、施設の拡充が必要な場合は費用対効果を考慮し検討します。

イ 賀茂環境衛生センター多目的広場については、組合の施策に基づき既存施設の有効活用を図ることとします。

ウ 他のスポーツ施設については、新設が必要な場合は、費用対効果を考慮し検討します。また、利用率が低い施設は、劣化度や機能重複の状況を踏まえ、地域間の配置バランスを考慮しつつ廃止も含めて再編を検討します。

(2) 管理及び運営の方向性

ア 予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行による老朽化を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

イ 利用率が低い施設の改修や整備は、施設機能を維持するために必要な範囲にとどめるなど費用対効果を検討します。

ウ 市直営の施設については、指定管理者制度等の運営形態の検討を行うとともに、段階的に業務委託の対象を拡大する等、効果的・効率的な運営を図ります。

東広島市公共施設等総合管理計画

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
東広島運動公園	東広島運動公園	東広島運動公園(野球場、陸上競技場、便所等)	4,299 m ²	RC	1995年	西条町田口 67 番地 1
		東広島運動公園体育館	10,409 m ²	RC	1992年	西条町田口 67 番地 1
市民体育施設	福富市民体育館	福富市民体育館	1,544 m ²	RC	1983年	福富町下竹仁 2131 番地 5
	豊栄市民体育館	豊栄市民体育館	1,395 m ²	RC	1973年	豊栄町鍛冶屋 60
	河戸区民体育館	河戸区民体育館	562 m ²	S	1970年	河内町河戸 2244 番地 2
	河内スポーツアリーナ	河内スポーツアリーナ	1530 m ²	RC	2014年	河内町入野 5043 番地 1
	八本松市民プール	八本松市民プール管理棟	200 m ²	CB	1973年	八本松南 2 丁目 2 番 3 号
	黒瀬屋内プール	黒瀬屋内プール	2,427 m ²	S	2002年	黒瀬町檜原 18 番地 4
	清武西区民プール	清武西区民プール管理棟	435 m ²	RC	1992年	豊栄町清武 3756 番地 1
	安宿区民プール	安宿区民プール管理棟	555 m ²	RC	1998年	豊栄町安宿 3876 番地 1
	乃美区民プール	乃美区民プール管理棟	507 m ²	RC	1995年	豊栄町乃美 3163 番地
	能良区民プール	能良区民プール管理棟	457 m ²	RC	1984年	豊栄町能良 1574 番地 1
	小田区民プール	小田区民プール管理棟	652 m ²	RC	1998年	河内町小田 2182 番地
	豊栄屋内球技場	豊栄屋内球技場	1,362 m ²	S	1997年	豊栄町鍛冶屋 275 番地
	豊栄テニスコート	豊栄テニスコートクラブハウス	60 m ²	W	1996年	豊栄町乃美 2838 番地 1
	八本松市民グラウンド	八本松市民グラウンド	70 m ²	CB	1979年	八本松南 2 丁目 178 番地 1
	福富運動公園グラウンド	福富運動公園グラウンド管理棟	115 m ²	CB	1978年	福富町久芳 1421 番地 2
河内市民グラウンド	河内市民グラウンド管理棟	200 m ²	CB	1980年	河内町下河内 60 番地 1	
パークゴルフ場	東広島市福富パークゴルフ場	東広島市福富パークゴルフ場管理棟	72 m ²	W	2010年	福富町久芳 4286 番地 1
	東広島市河内パークゴルフ場	東広島市河内パークゴルフ場管理棟	65 m ²	W	1995年	河内町小田 4132 番地 1
グリーンスポーツセンター	東広島市グリーンスポーツセンター	東広島市グリーンスポーツセンター管理棟	308 m ²	RC	1981年	西条町下三永 1015 番地、1016 番地 1、1016 番地 2
海洋センター	東広島市黒瀬B & G 海洋センター	東広島市黒瀬B & G 海洋センター 艇庫	200 m ²	S	1983年	黒瀬町丸山 87 番地 1
		東広島市黒瀬B & G 海洋センター 体育館	10,410 m ²	RC	1983年	黒瀬町檜原 18 番地 4
	安芸津B & G 海洋センター	安芸津B & G 海洋センター 体育館	1,829 m ²	RC	1992年	安芸津町風早 3092 番地 1
		安芸津町B & G 海洋センター プール	833 m ²	S	1992年	安芸津町風早 3092 番地 1
※賀茂環境衛生センター多目的広場	賀茂環境衛生センター多目的広場	賀茂環境衛生センター屋内多目的広場	1,202 m ²	S	2006年	西条町上三永 766 番地

※賀茂環境衛生センター多目的広場は組合が所有しており、本計画の管理対象とする建築物には該当しません。

施設配置図（スポーツ施設）



1.3 都市公園

1 施設の概要

都市公園には、都市公園のほか、本計画では児童遊園及び公衆トイレが含まれます。

【表1】施設内訳

施設種別	区分	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
都市公園	街区公園	95	57	10	70	34	-	-	12	9	287
	近隣公園	4	1	-	3		-	-	-	-	8
	総合公園	1	1	-	-	1	-	-	-	-	3
児童遊園	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
公衆トイレ	2	1	-	2	-	-	-	1	1	7	
合計		102	60	10	76	35	-	-	13	10	306

2 施設の役割

- (1) 都市公園には、街区公園、近隣公園、総合公園があり、都市に緑地とオープンスペースを提供し、都市環境の改善、都市の防災性の向上等、市民の憩いと地域活性化を目的とする、都市公園法に定められた施設です（運動公園はスポーツ施設に分類。）。
- (2) 児童遊園は、児童に健全な遊び場を与えることにより、健康と体力の増進を図り、もってその情操を豊かにすることを目的とする施設です。
- (3) 公衆トイレは、環境衛生を向上させるとともに公衆の利便性を高め、快適な生活環境を形成することを目的とする施設です。

3 現状

(1) 施設のサービス圏域

ア 都市公園のうち、街区公園は、市民の日常生活圏域において身近に利用される公園として、地域コミュニティの範囲をサービス圏域としています。近隣公園は、市街化区域における住区基幹公園として、住民自治協議会の範囲をサービス圏域としています。総合公園は、市民全体に総合的なレクリエーションの場を提供する都市基幹公園として、市全域をサービス圏域としています。

イ 児童遊園は、地域コミュニティの範囲をサービス圏域としています。

ウ 公衆トイレは、主に交通結節点に設置されていることから、施設利用者等の行動範囲をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

ア 都市公園は、施設配置図のとおり設置しています。

イ 児童遊園は、高屋町に設置しています。

ウ 公衆トイレは、中心市街地とJR駅構内に設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

都市公園には、管理対象とする建築物が5棟ありますが、全て新耐震基準施行年の昭和56年以降に建設されています。

建築構造としては、鉄筋コンクリート造が1棟、木造が4棟あり、建築後30年以上経過した施設はありませんが、法定耐用年数を超過した建築物については、建替えや大規模改修の必要性を検討します。

(4) 今後のニーズ

ア 都市公園については、人口増加地区においては、市民ニーズの多様化や開発団地の増加に伴い、需要が増えますが、人口減少地区においては、利用頻度の低い公園が増加すると考えられます。

イ 児童遊園については、児童厚生施設としての実態が無く利用頻度も低いため、市民ニーズが減少していくと考えられます。

ウ 公衆トイレについては、中心市街地の拠点整備等による都市機能の集中化に伴い、市民ニーズが高まると考えられます。

(5) 特記事項

都市公園については、平成22年度から平成24年度にかけて東広島市公園施設長寿命化計画を策定し、公園の遊具や建築物などの予防保全と計画的な更新に取り組んでいます。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

ア 公園内に管理が必要となる建築物を新設する場合は、費用対効果を考慮し検討します。

イ 児童遊園については、機能のあり方を含めて再編を検討します。

ウ 公衆トイレを新設する場合は、費用対効果を考慮し検討します。

(2) 管理及び運営の方向性

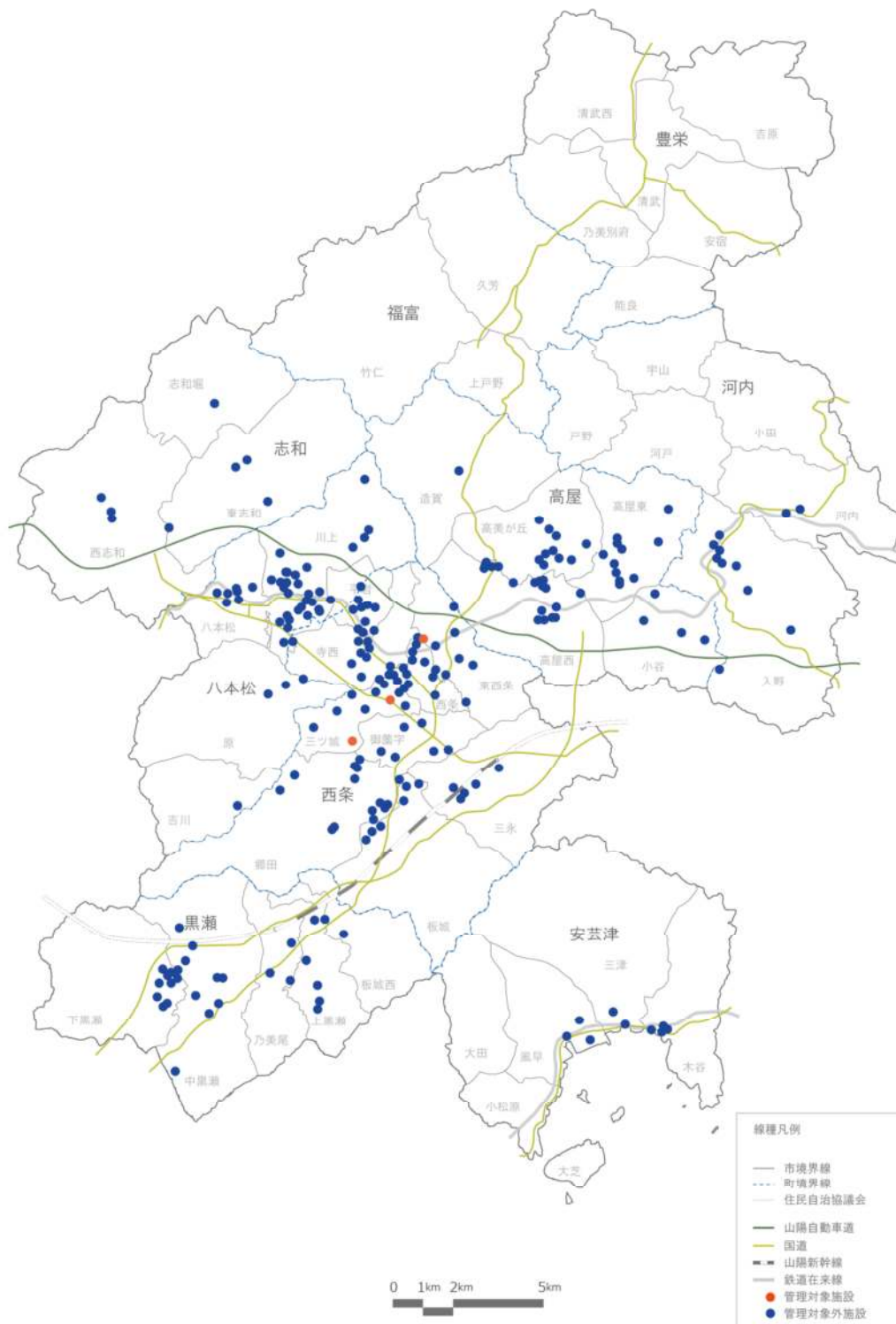
ア 利用率が低い施設の改修や整備は、施設機能を維持するために必要な範囲にとどめるなど費用対効果を検討します。

イ 予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
総合公園	鏡山公園	鏡山公園便所1	118 m ²	W	2006年	鏡山2丁目
		鏡山公園便所2	118 m ²	W	2006年	鏡山2丁目
		鏡山公園便所3	118 m ²	W	2006年	鏡山2丁目
近隣公園	三ツ城公園	三ツ城公園便所	106 m ²	W	1991年	西条中央7丁目24番地1
	御建公園	御建公園シャワー室	146 m ²	RC	1991年	西条町西条(塔ノ岡、一の坪、御建)

施設配置図（都市公園 全市域）

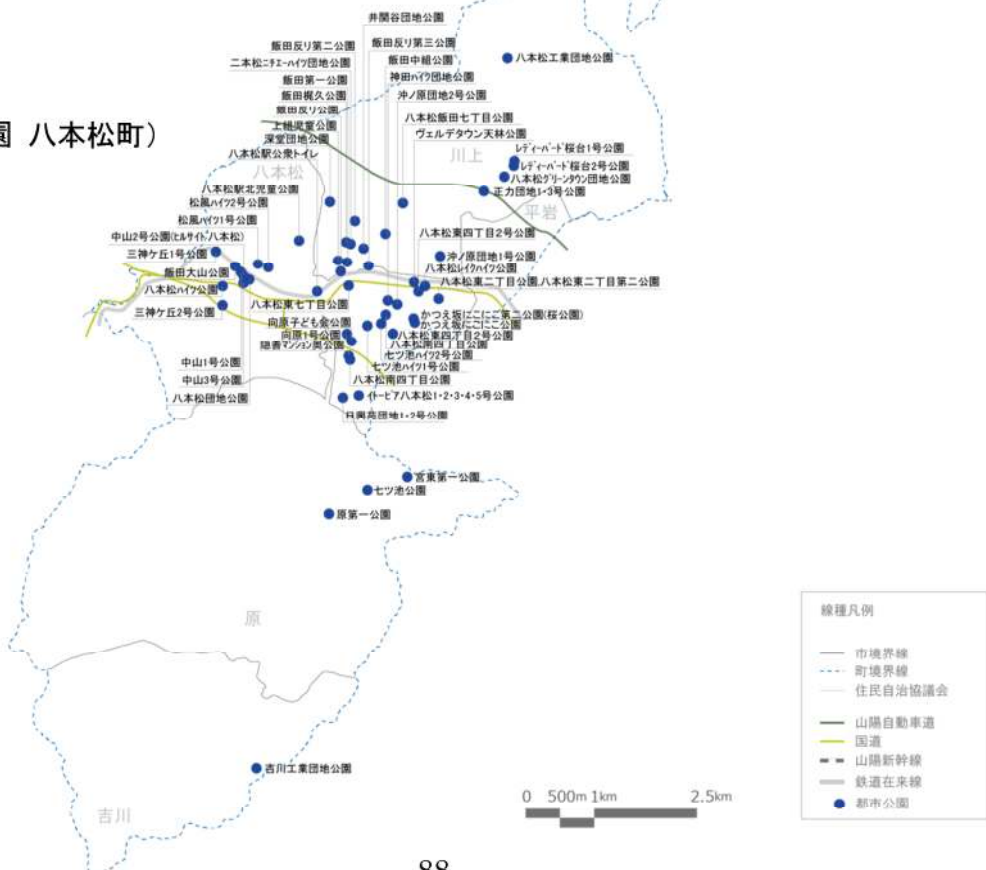


東広島市公共施設等総合管理計画

(都市公園 西条町)



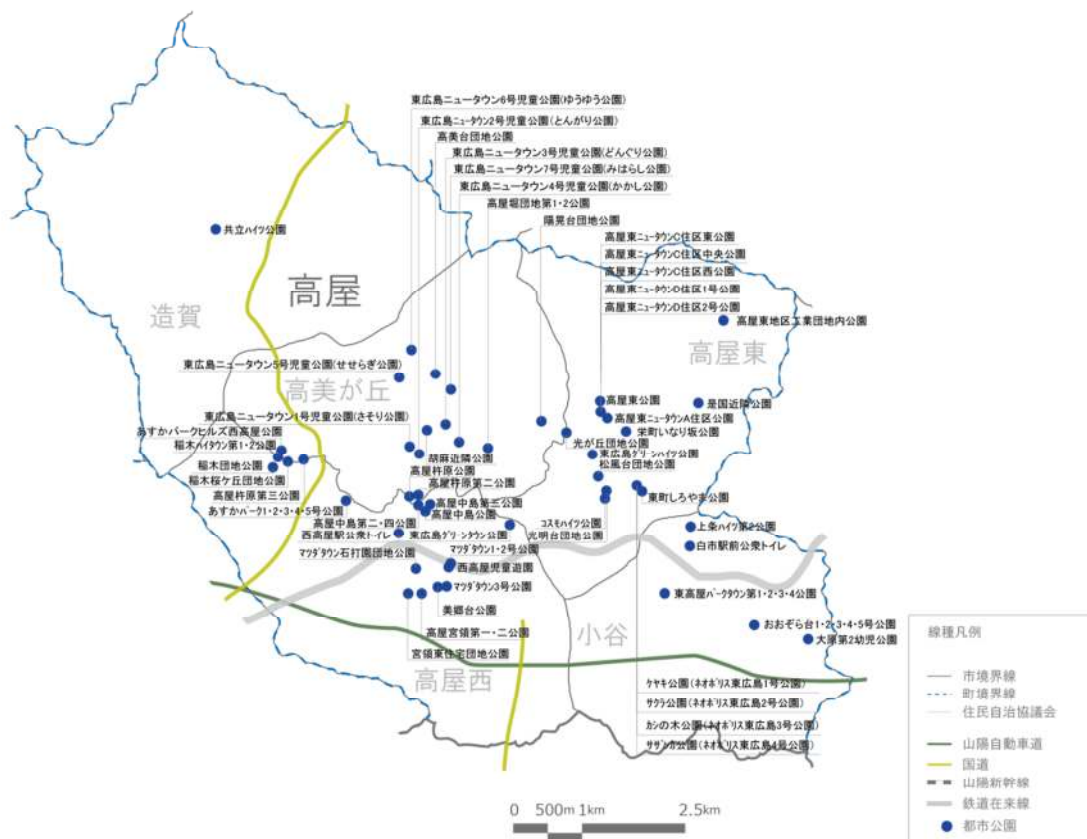
(都市公園 八本松町)



(都市公園 志和町)



(都市公園 高屋町)



(都市公園 黒瀬町)



(都市公園 河内町)



(都市公園 安芸津町)



1.4 保育所

1 施設の概要

【表1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
保育所	6	5	1	4	5	2	1	1	3	28

2 施設の役割

保育所は、児童福祉法に基づき、保護者が仕事や疾病などのために家庭で児童の保育をすることができない場合に、保護者に代わって児童を保育することを目的とする通所施設です。

3 現状

(1) 施設のサービス圏域

保育所については、施設を設置している地域外からの通園者も多いことから、市域全体をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

保育所は施設配置図のとおり設置しています。なお、板城西保育所は、板城西小学校内に設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

保育所には、管理対象とする建築物が30棟あります。このうち、新耐震基準施行年の昭和56年以前に建設された建物が19棟あり、特定建築物に該当する6棟については既に耐震診断を終え一部改修を進めていますが、残り13棟については、利用実態等を踏まえながら耐震診断や耐震改修の必要性を検討します。

建築構造としては、鉄筋コンクリート造が19棟、鉄骨造が4棟、軽量鉄骨造が3棟、木造が4棟あります。このうち8棟が建築後40年以上、15棟が30年以上経過しています。法定耐用年数を超過した建築物もあることから、これらについては、建替えや大規模改修の必要性を検討します。

(4) 今後のニーズ

保育所については、保育需要に対する定員不足に対応するために施設を確保する必要があります。保育ニーズは、人口増加地区において今後も増加し、人口減少地区においては、保育ニーズの減少によって定員を下回ることが予想されるため、適正な規模について配慮する必要があります。

(5) 特記事項

保育所の配置と定員について全市的な視野から適正化に取り組むため、平成 20 年度に『保育所適正配置構想』を策定しました。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

『保育所適正配置基本構想』に基づき、民間施設等の立地状況を勘案しつつ、施設配置の適正化を推進します。

(2) 管理及び運営の方向性

ア 通園児童数や公立保育所の配置状況等を勘案しながら、施設の民営化を推進します。

イ 予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
保育所	寺西保育所	寺西保育所	613 m ²	LS	1971年	西条町寺家 7735 番地 3
	西条東保育所	西条東保育所	566 m ²	RC	1974年	西条西本町 11 番 24 号
	円城寺保育所	円城寺保育所	581 m ²	RC	1975年	西条町御歯宇 6975 番地
	郷田保育所	郷田保育所	605 m ²	S	1973年	西条町郷曾 1133 番地 2
	板城保育所	板城保育所	980 m ²	RC	1991年	西条町森近 966 番地 1
	三永保育所	三永保育所	614 m ²	S	1972年	西条町下三永 963 番地 2
	川上中部保育所	川上中部保育所	486 m ²	LS	1974年	八本松飯田 2 丁目 17 番 5 号
	川上東部保育所	川上東部保育所 1	514 m ²	W	1972年	八本松町正力 1441 番地 1
		川上東部保育所 2	76 m ²	LS	1978年	八本松町正力 1441 番地 1
	原保育所	原保育所	726 m ²	RC	1978年	八本松町原 6782 番地 1
	吉川保育所	吉川保育所	549 m ²	RC	1981年	八本松町吉川 351 番地 1
	川上西部保育所	川上西部保育所	518 m ²	W	1971年	八本松南 2 丁目 3 番 1 号
	志和堀保育所	志和堀保育所	543 m ²	RC	1980年	志和町志和堀 839 番地 6
	高屋東保育所	高屋東保育所	997 m ²	RC	1980年	高屋町自市 631 番地 1
	高屋中央保育所	高屋中央保育所	686 m ²	S	1976年	高屋町中島 407 番地
	小谷保育所	小谷保育所	557 m ²	S	1978年	高屋町小谷 1694 番地
	造賀保育所	造賀保育所	701 m ²	RC	1979年	高屋町造賀 3686 番地
	板城西保育所	板城西保育所	875 m ²	RC	1982年	黒瀬町小多田 438 番地 1
	上黒瀬保育所	上黒瀬保育所	467 m ²	RC	1993年	黒瀬町南方 1411 番地
	乃美尾保育所	乃美尾保育所	467 m ²	RC	1992年	黒瀬町乃美尾 2131 番地
	中黒瀬保育所	中黒瀬保育所	804 m ²	RC	1984年	黒瀬町丸山 1453 番地 4
	暁保育所	暁保育所	540 m ²	RC	1983年	黒瀬町津江 857 番地
	竹仁保育所	竹仁保育所	366 m ²	RC	1993年	福富町下竹仁 534 番地 2
	久芳保育所	久芳保育所	453 m ²	RC	1983年	福富町久芳 3327 番地
	豊栄保育所	豊栄保育所	1,025 m ²	RC	1988年	豊栄町鍛冶屋 577 番地 1
	河内西保育所	河内西保育所	602 m ²	W	1993年	河内町河戸 802 番地 2
	木谷保育所	木谷保育所 1	279 m ²	W	1973年	安芸津町木谷 1218 番地
		木谷保育所 2	329 m ²	RC	1983年	安芸津町木谷 1218 番地
	三津保育所	三津保育所	924 m ²	RC	1978年	安芸津町三津 5545 番地 2
	風早保育所	風早保育所	762 m ²	RC	1979年	安芸津町風早 367 番地 3

施設配置図（保育所）



15 医療施設

1 施設の概要

医療施設には、休日診療所と国民健康保険診療所が含まれます。

【表1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	豊栄	福富	河内	安芸津	合計
休日診療所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
国民健康保険診療所	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2
合計	1	-	-	-	-	-	-	2	-	3

2 施設の役割

- (1) 休日診療所は、休日における診療を確保するとともに、急病に対する応急処置を行い、住民の健康の保持増進を図ることを目的とした施設です。
- (2) 国民健康保険診療所は、国民健康保険法の規定に基づき、無医地区解消対策に協力し、住民の健康の保持増進に寄与することを目的とした施設です。

3 現状

(1) 施設のサービス圏域

- ア 休日診療所は、休日における全市的な初期救急診療施設として、市内全域をサービス圏域としています。
- イ 国民健康保険診療所は、厚生労働省の「へき地保健医療対策等実施要綱」に定められた診療圏域内をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

- ア 休日診療所は、全市的な施設として西条町に設置し、東広島保健医療センターに入居しています。
- イ 国民健康保険診療所は、「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、河内町に2施設設置し、国民健康保険小田診療所は、小田地域センターに入居しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

医療施設において、管理対象とする建築物は国民健康保険戸野診療所1棟となります。

国民健康保険戸野診療所は、新耐震基準が施行された昭和56年以降に建設されています。

建築構造は、鉄筋コンクリート造ですが、築後30年以上経過しているため、老朽化対策等の必要性を検討します。

(4) 今後のニーズ

休日診療所は、本市における初期救急診療機関の要として、市民の健康の保持増進を担っていることから、人口増減や地域に関わらず、今後も市民ニーズとが増加すると考えられます。

国民健康保険診療所については、人口減少地区にあることから受診者が減少しており、今後、民間医療施設等による代替サービスの充実によって、市民ニーズが減少していくと考えられます。

(5) 特記事項

なし。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

ア 休日診療所は、休日・夜間における初期救急の診療体制を充実するため、診療機能の拡充等施設規模の見直しが必要になった場合は、費用対効果を考慮し検討します。

イ 国民健康保険診療所については、機能を代替する診療体制の整備が可能な場合には、廃止について検討します。

(2) 管理及び運営の方向性

予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
国民健康保険診療所	国民健康保険戸野診療所	国民健康保険戸野診療所	375 m ²	RC	1982年	河内町河戸119番地2

施設配置図（医療施設）



16 住宅

1 施設グループの概要

住宅には、市営住宅、西条駅前地区再開発住宅、子育て世代向け賃貸住宅が含まれます。

【表1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
市営住宅	10	7	3	7	15	4	2	7	6	61
西条駅前地区再開発住宅	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
子育て世代向け賃貸住宅	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
合計	11	7	3	7	15	4	2	7	7	63

2 施設の役割

- (1) 市営住宅は、公営住宅法等に基づき、市が建設、買取り又は借上げを行い、住宅に困窮する低額所得者等に賃貸し、又は転貸することを目的とする住宅及びその附帯施設です。
- (2) 西条駅前地区再開発住宅は、土地区画整理事業等の円滑な推進を図るため、事業の施行に伴う住宅の困窮又は仮住居が必要になった者に対して、住宅等を賃貸することを目的とする施設です。
- (3) 子育て世代向け賃貸住宅は、子育て世代に良質な賃貸住宅を提供することによって、良好な居住環境の確保及び活力ある世帯の定住の促進を図り、地域の活性化と福祉の増進に寄与することを目的とする施設です。

3 現状

(1) 施設のサービス圏域

各施設は、利用者に対する地理的な要件は無く、市内全域をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

- ア 市営住宅は、施設配置図のとおり設置しています。
- イ 西条駅前地区再開発住宅は、西条町に設置しています。
- ウ 子育て世代向け賃貸住宅は、安芸津町に設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

住宅には管理対象とする建築物が232棟あります。このうち、113棟が新耐震基準施行年の昭和56年以前に建設されており、利用実態等を踏まえながら耐震診断や耐震

改修の必要性を検討します。

建築構造としては、鉄筋コンクリート造が 61 棟、コンクリートブロック造が 48 棟、木造が 123 棟あります。このうち 103 棟が建築後 40 年以上経過し、22 棟が 30 年以上経過しています。法定耐用年数を超過した建築物もあることから、これらについては、建替えや大規模改修の必要性を検討します。

(4) 今後のニーズ

ア 市営住宅及び西条駅前地区再開発住宅については、困窮する低所得者に対して健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備する必要があり、利便性の高い西条地区及び八本松地区については、今後も市民ニーズが増加すると考えられますが、人口減少地域においては、市民ニーズが減少すると考えられます。

イ 子育て世代向けの賃貸住宅については、これまでの利用実態から、市民ニーズが増加することは無いと考えられます。

(5) 特記事項

平成 22 年度に策定した『東広島市市営住宅ストック総合活用計画・長寿命化計画』に基づき、市営住宅等のストック（在戸数）を有効活用するとともに、長寿命化によるライフサイクルコストを縮減する取組みを計画的かつ効率的に進めています。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

ア 市営住宅及び西条駅前地区再開発住宅については、建替え及び新たな施設の整備にあたっては、市民ニーズ及び年齢別人口構成の変化等を踏まえ、利便性の高い地区における集合住宅への移行などにより、総床面積の縮減を目指します。

イ 子育て世代向け賃貸住宅については、既存施設の有効活用を図りつつ、入居者数等の推移を踏まえ、機能のあり方を検討します。

(2) 管理及び運営の方向性

ア 市営住宅及び西条駅前地区再開発住宅については、建替え・大規模改修の際は、人口の推移及び市営住宅に対するニーズ等を踏まえ、適正な規模となるよう検討します。また、予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

イ 子育て世代向け賃貸住宅については、改修や整備は、施設機能を維持するために必要な範囲にとどめ、効果的・効率的な運営を図ります。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
	寺西住宅	寺西住宅 1号棟	1,153 m ²	RC	1999年	西条町寺家 521-1
		寺西住宅 2号棟	1,153 m ²	RC	2002年	西条町寺家 521-1
		寺西住宅 3号棟	1,153 m ²	RC	2001年	西条町寺家 521-1
	諏訪住宅	諏訪住宅	436 m ²	W	2011年	西条町寺家 5823-3
	平岩住宅	平岩住宅 1	234 m ²	CB	1979年	西条町寺家 521-15
		平岩住宅 2	175 m ²	CB	1979年	西条町寺家 521-15
	御蘭宇住宅	御蘭宇住宅 1-4	127 m ²	CB	1969年	西条町御蘭宇 4481-1
		御蘭宇住宅 5-8	127 m ²	CB	1969年	西条町御蘭宇 4481-1
		御蘭宇住宅 9-10	63 m ²	CB	1969年	西条町御蘭宇 4481-1
		御蘭宇住宅 11-13	95 m ²	CB	1969年	西条町御蘭宇 4481-1
		御蘭宇住宅 14-16	110 m ²	CB	1969年	西条町御蘭宇 4481-1
		御蘭宇住宅 17-20	147 m ²	CB	1969年	西条町御蘭宇 4481-1
		御蘭宇住宅 21-22	74 m ²	CB	1970年	西条町御蘭宇 4509-1
		御蘭宇住宅 23-26	147 m ²	CB	1970年	西条町御蘭宇 4509-1
		御蘭宇住宅 27-30	135 m ²	CB	1970年	西条町御蘭宇 4526-1
		御蘭宇住宅 31-35	169 m ²	CB	1970年	西条町御蘭宇 4526-1
		御蘭宇住宅 36-39	147 m ²	CB	1970年	西条町御蘭宇 4526-1
		御蘭宇住宅 40-42	110 m ²	CB	1970年	西条町御蘭宇 4526-1
		御蘭宇住宅 43-46	171 m ²	PC(RC)	1971年	西条町御蘭宇 4528-1
		御蘭宇住宅 47-52	256 m ²	PC(RC)	1971年	西条町御蘭宇 4516
御蘭宇住宅 53-58		256 m ²	PC(RC)	1971年	西条町御蘭宇 4516	
御蘭宇住宅 65-68	171 m ²	PC(RC)	1971年	西条町御蘭宇 4516		
御蘭宇住宅 59-64	256 m ²	PC(RC)	1971年	西条町御蘭宇 4516		
新御蘭宇住宅	新御蘭宇住宅	1,076 m ²	RC	1973年	西条町御蘭宇 5447	
加藍住宅	加藍住宅 1-4	171 m ²	PC(RC)	1972年	西条町吉行 864-1	
	加藍住宅 5-8	171 m ²	PC(RC)	1972年	西条町吉行 864-1	
	加藍住宅 9-12	171 m ²	PC(RC)	1972年	西条町吉行 864-1	
	加藍住宅 13-15	128 m ²	PC(RC)	1972年	西条町吉行 864-1	
	加藍住宅 16-19	158 m ²	PC(RC)	1972年	西条町吉行 864-1	
	加藍住宅 20-23	158 m ²	PC(RC)	1972年	西条町吉行 864-1	
	加藍住宅 24-25	79 m ²	PC(RC)	1972年	西条町吉行 864-1	

東広島市公共施設等総合管理計画

	伽藍住宅 26-29	158 m ²	PC (RC)	1972 年	西条町吉行 864-1
土与丸住宅	土与丸住宅 21-22	63 m ²	W	1958 年	西条町土与丸 1313
	土与丸住宅 25-26	63 m ²	W	1964 年	西条町土与丸 1313
	土与丸住宅 29-30	63 m ²	W	1964 年	西条町土与丸 1313
	土与丸住宅 31-32	63 m ²	W	1964 年	西条町土与丸 1313
	土与丸住宅 37-38	63 m ²	W	1964 年	西条町土与丸 1313
	土与丸住宅 47-48	63 m ²	W	1966 年	西条町土与丸 1325-1
	土与丸住宅 50-51	63 m ²	W	1966 年	西条町土与丸 1325-1
	土与丸住宅 52-53	63 m ²	W	1966 年	西条町土与丸 1325-1
	土与丸住宅 56-57	63 m ²	W	1966 年	西条町土与丸 1017-1
	土与丸住宅 59-60	63 m ²	W	1966 年	西条町土与丸 1017-1
惠下山住宅	惠下山住宅 1	1,458 m ²	RC	1978 年	西条町助実 23-5
	惠下山住宅 2	972 m ²	RC	1978 年	西条町助実 23-5
今宮住宅	今宮住宅 1-2	60 m ²	W	1961 年	西条町助実 991
	今宮住宅 3-4	60 m ²	W	1961 年	西条町助実 991
	今宮住宅 5-6	60 m ²	W	1961 年	西条町助実 991
	今宮住宅 9-10	60 m ²	W	1961 年	西条町助実 991
	今宮住宅 11-12	60 m ²	W	1961 年	西条町助実 991
	今宮住宅 21-27	223 m ²	CB	1967 年	西条町助実 995
	今宮住宅 28-31	135 m ²	CB	1967 年	西条町助実 995
	今宮住宅 32-33	67 m ²	CB	1967 年	西条町助実 995
	今宮住宅 35-37	101 m ²	CB	1967 年	西条町助実 995
	今宮住宅 38-43	169 m ²	CB	1967 年	西条町助実 995
	今宮住宅 45-50	169 m ²	CB	1968 年	西条町助実 995
	今宮住宅 51-55	186 m ²	CB	1968 年	西条町助実 995
	今宮住宅 56-60	186 m ²	CB	1968 年	西条町助実 995
寺山住宅	寺山住宅 1	929 m ²	RC	1982 年	西条町助実 28-3
	寺山住宅 2	929 m ²	RC	1982 年	西条町助実 28-3
	寺山住宅 3	871 m ²	RC	1993 年	西条町助実 28-3
磯松住宅	磯松住宅 1 号棟	1,317 m ²	RC	1971 年	八本松飯田 2 丁目 16-1
	磯松住宅 2 号棟	878 m ²	RC	1972 年	八本松飯田 2 丁目 16-2
石道住宅	石道住宅 1-2	63 m ²	W	1968 年	八本松飯田 6 丁目 15-13
	石道住宅 3, 5	63 m ²	W	1968 年	八本松飯田 6 丁目 15-11
	石道住宅 7-8	73 m ²	W	1968 年	八本松飯田 6 丁目 8-3
	石道住宅 9-10	73 m ²	W	1968 年	八本松飯田 6 丁目 9-7

東広島市公共施設等総合管理計画

	石道住宅 11-12	63 m ²	W	1968 年	八本松飯田 6 丁目 8-11
	石道住宅 13-14	73 m ²	W	1968 年	八本松飯田 6 丁目 9-6
	石道住宅 15-19	197 m ²	PC (RC)	1969 年	八本松飯田 6 丁目 8-7
	石道住宅 20-25	236 m ²	PC (RC)	1969 年	八本松飯田 6 丁目 8-6
	石道住宅 26-30	197 m ²	PC (RC)	1969 年	八本松飯田 6 丁目 8-3
	石道住宅 31-36	236 m ²	PC (RC)	1969 年	八本松飯田 6 丁目 8-1
西山住宅	西山住宅	62 m ²	CB	1975 年	八本松町原 11270-1
向原住宅	向原住宅 1-6	219 m ²	CB	1970 年	八本松南 3 丁目 11-1
	向原住宅 7-12	219 m ²	CB	1970 年	八本松南 3 丁目 11-7
	向原住宅 13-16	135 m ²	CB	1970 年	八本松南 3 丁目 11-13
	向原住宅 17-20	135 m ²	CB	1970 年	八本松南 3 丁目 11-17
新向原住宅	新向原住宅 1	2,159 m ²	RC	1986 年	八本松南 3 丁目 10-1
	新向原住宅 2	1,111 m ²	RC	1986 年	八本松南 3 丁目 10-2
	新向原集会所	72 m ²	RC	1986 年	八本松南 3 丁目
猪伏住宅	猪伏住宅	75 m ²	CB	1973 年	志和町七条椏坂 75-1
花茎住宅	花茎住宅	75 m ²	CB	1974 年	志和町志和堀 4451-6
免山住宅	免山住宅	75 m ²	CB	1973 年	志和町志和堀 4338
白市御屋敷住宅	白市御屋敷住宅 1-2	63 m ²	W	1964 年	高屋町白市 600
	白市御屋敷住宅 3-4	63 m ²	W	1964 年	高屋町白市 600
	白市御屋敷住宅 5-6	63 m ²	W	1964 年	高屋町白市 600
	白市御屋敷住宅 7-8	63 m ²	W	1964 年	高屋町白市 600
正原住宅	正原住宅 1-2	63 m ²	W	1963 年	高屋町杵原 1410
	正原住宅 3-4	63 m ²	W	1963 年	高屋町杵原 1410
	正原住宅 5-6	63 m ²	W	1963 年	高屋町杵原 1410
	正原住宅 7-8	63 m ²	W	1963 年	高屋町杵原 1410
	正原住宅 13-14	63 m ²	W	1963 年	高屋町杵原 1410
	正原住宅 15-16	63 m ²	W	1963 年	高屋町杵原 1410
	正原住宅 17-18	63 m ²	W	1963 年	高屋町杵原 1410
西高屋住宅	西高屋住宅 1	513 m ²	RC	1984 年	高屋町中島 1122-10
	西高屋住宅 2	727 m ²	RC	1984 年	高屋町中島 1122-10
	西高屋住宅 3	837 m ²	RC	1984 年	高屋町中島 1122-10
小谷五百垣住宅	小谷五百垣住宅 1	296 m ²	W	2007 年	高屋町小谷 1749-1
	小谷五百垣住宅 2	299 m ²	W	2007 年	高屋町小谷 1749-1
	小谷五百垣住宅 3	296 m ²	W	2008 年	高屋町小谷 1758-1
	小谷五百垣住宅 4	299 m ²	W	2008 年	高屋町小谷 1758-1

東広島市公共施設等総合管理計画

	小谷五百垣住宅 19-21	189 m ²	PC (RC)	1979 年	高屋町小谷 1762-2
造賀住宅	造賀住宅 5-6	63 m ²	W	1962 年	高屋町造賀 3598-1
	造賀住宅 3-4	63 m ²	W	1962 年	高屋町造賀 3598-1
国近住宅	国近住宅 1-5	187 m ²	CB	1972 年	黒瀬町小多田 144-11
	国近住宅 6-10	187 m ²	CB	1972 年	黒瀬町小多田 144-11
岩谷第 2 住宅	岩谷第 2 住宅	1,176 m ²	RC	2000 年	黒瀬町宗近柳国 642-1
岩谷第 3 住宅	岩谷第 3 住宅 1-5	231 m ²	PC (RC)	1973 年	黒瀬町宗近柳国 443-2
	岩谷第 3 住宅 6-10	231 m ²	PC (RC)	1973 年	黒瀬町宗近柳国 443-2
南方(渋)住宅	南方(渋)住宅	82 m ²	CB	1973 年	黒瀬町宗近柳国 3031
岩幕第 2 住宅	岩幕第 2 住宅 1-5	261 m ²	CB	1978 年	黒瀬町乃美尾 131-1
孤老向住宅	孤老向住宅	120 m ²	CB	1972 年	黒瀬町乃美尾 922-1
新池谷住宅	新池谷住宅	926 m ²	RC	1996 年	黒瀬町乃美尾 17-6
乃美尾住宅	乃美尾住宅	146 m ²	CB	1972 年	黒瀬町乃美尾 911-1
乃美尾第 2 住宅	乃美尾第 2 住宅 1-2	142 m ²	PC (RC)	1985 年	黒瀬町乃美尾 1000
	乃美尾第 2 住宅 3-4	142 m ²	PC (RC)	1985 年	黒瀬町乃美尾 1000
	乃美尾第 2 住宅 5-6	142 m ²	PC (RC)	1985 年	黒瀬町乃美尾 1000
	乃美尾第 2 住宅 7-8	142 m ²	PC (RC)	1985 年	黒瀬町乃美尾 1000
	乃美尾第 2 住宅 9-10	142 m ²	PC (RC)	1985 年	黒瀬町乃美尾 1000
大多田住宅	大多田住宅 1, 4	73 m ²	W	1970 年	黒瀬町大多田 455-9
	大多田住宅 2, 5	73 m ²	W	1970 年	黒瀬町大多田 455-9
	大多田住宅 3, 6	73 m ²	W	1970 年	黒瀬町大多田 455-9
	大多田住宅 7, 9	63 m ²	W	1970 年	黒瀬町大多田 455-9
	大多田住宅 8, 10	63 m ²	W	1970 年	黒瀬町大多田 455-9
切田住宅	切田住宅 1-3	112 m ²	CB	1971 年	黒瀬切田が丘 3 丁目 17-11
	切田住宅 4-6	112 m ²	CB	1971 年	黒瀬切田が丘 3 丁目 17-11
	切田住宅 7-10	150 m ²	CB	1971 年	黒瀬切田が丘 3 丁目 17-11
菅田第 1 住宅	菅田第 1 住宅	626 m ²	RC	1992 年	黒瀬町菅田 147-3
菅田第 2 住宅	A 棟	469 m ²	RC	1992 年	黒瀬町菅田 211-5
	B 棟	469 m ²	RC	1992 年	黒瀬町菅田 211-5
	C 棟	457 m ²	RC	1993 年	黒瀬町菅田 211-5
菅田第 3 住宅	菅田第 3 住宅	908 m ²	RC	2003 年	黒瀬町菅田 167-2
川角住宅	川角住宅	628 m ²	RC	2004 年	黒瀬町川角 203-2
公領団地	公領住宅 50-51	193 m ²	W	1996 年	福富町下竹仁 570-5
	公領住宅 52-53	193 m ²	W	1996 年	福富町下竹仁 570-5
	公領住宅 54-55	193 m ²	W	1997 年	福富町下竹仁 570-5

東広島市公共施設等総合管理計画

	公領住宅 56-57	193 m ²	W	1997 年	福富町下竹仁 570-5
	公領住宅 58-59	193 m ²	W	1997 年	福富町下竹仁 570-5
レイクヒル福富団地	レイクヒル福富住宅 141-142	160 m ²	W	1998 年	福富町久芳 1539-14
	レイクヒル福富住宅 143-144	160 m ²	W	1998 年	福富町久芳 1539-14
	レイクヒル福富住宅 145-146	160 m ²	W	1999 年	福富町久芳 1539-14
	レイクヒル福富住宅 147-148	160 m ²	W	1999 年	福富町久芳 1539-14
神下団地	神下住宅 1	138 m ²	W	1985 年	福富町久芳 3616-1
	神下住宅 2	138 m ²	W	1985 年	福富町久芳 3616-1
	神下住宅 3	138 m ²	W	1986 年	福富町久芳 3616-1
	神下住宅 5	138 m ²	W	1986 年	福富町久芳 3616-1
	神下住宅 6	138 m ²	W	1986 年	福富町久芳 3616-1
大渡団地	大渡住宅 1	170 m ²	W	2003 年	福富町上戸野 2311-1
	大渡住宅 2	170 m ²	W	2003 年	福富町上戸野 2311-1
	大渡住宅 3	170 m ²	W	2003 年	福富町上戸野 2311-1
	大渡住宅 4	170 m ²	W	2003 年	福富町上戸野 2311-1
中央住宅清武団地	中央住宅清武 1-2	155 m ²	W	1993 年	豊栄町清武 1-21
	中央住宅清武 3-4	155 m ²	W	1993 年	豊栄町清武 1-21
	中央住宅清武 5-6	161 m ²	W	1995 年	豊栄町清武 1-21
	中央住宅清武 7-8	161 m ²	W	1995 年	豊栄町清武 1-21
	中央住宅清武 9-10	176 m ²	W	1997 年	豊栄町清武 1-16
	中央住宅清武 11-12	176 m ²	W	1998 年	豊栄町清武 1-16
	中央住宅清武 13-14	176 m ²	W	1999 年	豊栄町清武 1-16
中央住宅鍛冶屋団地	中央住宅鍛冶屋団地 A 棟	455 m ²	RC	2002 年	豊栄町鍛冶屋 469
	中央住宅鍛冶屋団地 B 棟 C 棟	904 m ²	RC	2003 年	豊栄町鍛冶屋 469
	中央住宅鍛冶屋団地集会所	82 m ²	W	2004 年	豊栄町鍛冶屋
広島団地	広島住宅 C	134 m ²	W	2001 年	河内町中河内 503-1
	広島住宅 F	135 m ²	W	2001 年	河内町中河内 503-1
	広島住宅 EA	133 m ²	W	2003 年	河内町中河内 503-1
	広島住宅 EB	133 m ²	W	2003 年	河内町中河内 503-1
	広島住宅 A	135 m ²	W	2003 年	河内町中河内 503-1
	広島住宅 B	137 m ²	W	2003 年	河内町中河内 503-1
	広島住宅 HA	154 m ²	W	2004 年	河内町中河内 490-2
	広島住宅 HB	155 m ²	W	2004 年	河内町中河内 506
	広島住宅 DA	152 m ²	W	2004 年	河内町中河内 505
	広島住宅 DB	150 m ²	W	2006 年	河内町中河内 505

東広島市公共施設等総合管理計画

	広島住宅 1A	138 m ²	W	2007 年	河内町中河内 508
	広島住宅 1B	138 m ²	W	2007 年	河内町中河内 507
	広島住宅 1C	138 m ²	W	2008 年	河内町中河内 507
	広島住宅 1D	138 m ²	W	2008 年	河内町中河内 507
	広島住宅 JA	137 m ²	W	2009 年	河内町中河内 510
	広島住宅 JB	137 m ²	W	2010 年	河内町中河内 510
	広島住宅 JC	137 m ²	W	2010 年	河内町中河内 511-2
山根団地	山根住宅	442 m ²	RC	2002 年	河内町中河内 425
小田住宅	小田住宅	56 m ²	W	1951 年	河内町中河内 3578
西条第 2 住宅	西条第 2 住宅 EA	150 m ²	CB	1973 年	河内町中河内 1654-1
	西条第 2 住宅 EB	225 m ²	CB	1973 年	河内町中河内 1654-1
	西条第 2 住宅 EC	225 m ²	CB	1974 年	河内町中河内 1654-1
	西条第 2 住宅 ED	187 m ²	CB	1974 年	河内町中河内 1654-1
能光団地	能光住宅 EA	134 m ²	W	1992 年	河内町中河内 530
	能光住宅 AA	134 m ²	W	1993 年	河内町中河内 530
	能光住宅 EB	134 m ²	W	1993 年	河内町中河内 530
	能光住宅 AB	161 m ²	W	1994 年	河内町中河内 530
	能光住宅 T	87 m ²	W	1994 年	河内町中河内 530
野口団地	野口住宅 AB	217 m ²	CB	1962 年	河内町中河内 758-1
	野口住宅 RC	410 m ²	RC	2000 年	河内町中河内 756
グリーンネン入野	グリーンネン入野 A	137 m ²	W	2004 年	入野中山台 1 丁目 2-8
	グリーンネン入野 B	152 m ²	W	2004 年	入野中山台 1 丁目 2-10
	グリーンネン入野 C	152 m ²	W	2006 年	入野中山台 1 丁目 2-11
	グリーンネン入野 D	152 m ²	W	2006 年	入野中山台 1 丁目 2-12
	グリーンネン入野 E	135 m ²	W	2008 年	入野中山台 1 丁目 3-3
	グリーンネン入野 F	135 m ²	W	2008 年	入野中山台 1 丁目 3-1
	グリーンネン入野 G	70 m ²	W	2009 年	入野中山台 1 丁目 3-6
	グリーンネン入野 H	79 m ²	W	2009 年	入野中山台 1 丁目 3-7
	グリーンネン入野 I	79 m ²	W	2009 年	入野中山台 1 丁目 3-8
	グリーンネン入野 J	70 m ²	W	2009 年	入野中山台 1 丁目 3-10
安芸津改良住宅	安芸津改良住宅 1-2	118 m ²	CB	1976 年	安芸津町木谷 1217-14
	安芸津改良住宅 3-4	118 m ²	CB	1976 年	安芸津町木谷 3296
	安芸津改良住宅 5-6	118 m ²	CB	1977 年	安芸津町木谷 3310-3
	安芸津改良住宅 7-8	118 m ²	CB	1977 年	安芸津町木谷 3310-3
湯盛住宅	湯盛住宅	1,066 m ²	RC	2006 年	安芸津町木谷 114-5

東広島市公共施設等総合管理計画

	沖の殿ハイツ	沖の殿ハイツ	1,450 m ²	RC	1994年	安芸津町三津 4646-1
	薬師丸ハイツ	薬師丸ハイツ	832 m ²	RC	1997年	安芸津町風早 501-12
薬師丸団地		薬師丸団地 A	2,312 m ²	RC	1999年	安芸津町風早 501-8
		薬師丸団地 B1	218 m ²	W	1999年	安芸津町風早 501-8
		薬師丸団地 B2	218 m ²	W	1999年	安芸津町風早 501-8
		薬師丸団地 B3	218 m ²	W	1999年	安芸津町風早 501-8
		薬師丸団地 B4	218 m ²	W	1999年	安芸津町風早 501-8
		薬師丸団地 C1	144 m ²	W	2002年	安芸津町風早 501-8
		薬師丸団地 C2	144 m ²	W	2002年	安芸津町風早 501-8
		薬師丸団地 C3	144 m ²	W	2002年	安芸津町風早 501-8
		薬師丸団地 C4	144 m ²	W	2002年	安芸津町風早 501-8
			薬師丸団地集会所	108 m ²	W	2002年
若宮ハイツ		若宮ハイツ A	151 m ²	W	1988年	安芸津町大田 463
		若宮ハイツ B	151 m ²	W	1988年	安芸津町大田 463
		若宮ハイツ C	151 m ²	W	1988年	安芸津町大田 463
		若宮ハイツ D	151 m ²	W	1988年	安芸津町大田 463
		若宮ハイツ E	151 m ²	W	1988年	安芸津町大田 463
		若宮ハイツ F	151 m ²	W	1988年	安芸津町大田 463
		若宮ハイツ G	151 m ²	W	1989年	安芸津町大田 463
		若宮ハイツ H	151 m ²	W	1989年	安芸津町大田 463
		若宮ハイツ I	151 m ²	W	1989年	安芸津町大田 463
		若宮ハイツ J	151 m ²	W	1989年	安芸津町大田 463
		若宮ハイツ K	151 m ²	W	1989年	安芸津町大田 463
西条駅前再開発住宅	西条駅前再開発住宅	西条駅前再開発住宅	2,340 m ²	RC	1999年	西条栄町 9番 21号
子育て世代向け賃貸住宅	ひだまりハウス	ひだまりハウス	794 m ²	RC	2002年	安芸津町三津 3618番地

17 産業施設

1 施設の概要

産業施設には、道の駅湖畔の里福富、直売所等、コラボスクエア、安芸津港湾事務所（安芸津港待合所）が含まれます。

【表1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
道の駅湖畔の里福富	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
直売所等	-	-	-	-	-	3	4	3	1	11
コラボスクエア	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
園芸センター	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
安芸津港湾事務所	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
合計	1	-	1	-	-	4	4	3	2	15

2 施設の役割

- (1) 道の駅湖畔の里福富は、道路の利用者に対し良好な休憩場所を提供し、地域情報の受信、発信等による地域間交流の促進及び農産物等の地元産品の販売による地域の活性化に寄与するとともに、市民の健康及び福祉の増進を図ることを目的とする施設です。
- (2) 直売所等には、直売所、加工所、集出荷施設があり、農産物処理加工技術の向上並びに農業経営の安定及び合理化を図ることを目的としています。
- (3) コラボスクエアは、地域の産学官連携を促進し、産業の発展と地域経済の活性化に寄与することを目的として、市内企業の事業高度化、新産業の創出等を支援する施設です。園芸センターは、都市近郊型農業（園芸作物）の振興及び地域農業の活性化を図ることを目的とする施設です。
- (4) 安芸津港湾事務所は、港湾法の規定に基づく港湾施設に設置され、利用者のための待合所等が設置されています。

3 現状

(1) 施設のサービス圏域

- ア 道の駅湖畔の里福富は、地域情報の受発信及び地域間交流を目的としており、市域を超えた広域をサービス圏域としています。
- イ 直売所等は、地域雇用の創出や地域特産物の加工等を目的としており、概ね町単位をサービス圏域としています。
- ウ コラボスクエアは、産学官連携を促進する全市的な施設として、市内全域をサービス圏域としています。

エ 園芸センターは、全市的な農業振興施設として、市内全域をサービス圏域として
います。

オ 安芸津港湾事務所は、大崎上島町と本市を結ぶ交通拠点として、市域を超えた広
域をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

ア 道の駅湖畔の里福富は、福富町に設置しています。

イ 直売所等は、地域における農業振興を図る施設として、福富町、豊栄町、河内町、
安芸津町に設置しています。

ウ コラボスクエアは、西条町に設置し市民文化センターに入居しています。

エ 園芸センターは、志和町に設置しています。

オ 安芸津港湾事務所は、港湾に付随する施設として安芸津町に設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

産業施設には、管理対象とする建築物が 15 棟ありますが、新耐震基準施行年の昭
和 56 年以前に建設された建築物はありません。

建築構造としては、鉄筋コンクリート造が 3 棟、鉄骨造が 4 棟、木造が 8 棟ありま
す。建築後 30 年以上経過した建築物はありませんが、法定耐用年数を超過した建築
物については、建替えや大規模改修の必要性を検討します。

(4) 今後のニーズ

ア 道の駅湖畔の里福富は、地域情報を受発信し地域資源を活用する施設であり、市
民ニーズがあるものと考えられます。

イ 直売所等については、特定地域において一定の市民ニーズがあります。

ウ コラボスクエアについては、産学金官連携を促進し、産業を発展させる施設とし
て、今後も企業ニーズが増加していくと考えられます。

エ 園芸センターについては、農業振興の観点から一定の行政ニーズがあり、市民ニ
ーズについては、食の安全に対する関心や農業従事者の増加によって今後も増加す
ると考えられます。

オ 安芸津港湾事務所は、公共交通を確保する観点から行政として必要な施設ですが、
フェリー利用者以外に市民ニーズが増加することは無いと考えられます。

(5) 特記事項

なし。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

- ア 道の駅湖畔の里福富については、既存施設の有効活用を図るとともに、施設の拡充が必要な場合は費用対効果を考慮し検討します。
- イ 直売所等については、利用実態を考慮し、地元団体等への移譲も含め、そのあり方を検討します。
- ウ 園芸センターは、現位置において、既存施設の有効活用を図ることとします。
- エ 安芸津港湾事務所については、現位置において既存施設の有効活用を図りつつ、将来的には施設のあり方を含めて検討を行います。

(2) 管理及び運営の方向性

- ア 道の駅湖畔の里福富及び園芸センターについては、予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。
- イ 直売所等については、改修や整備は、施設機能を維持するために必要な範囲にとどめ、効果的・効率的な運営を図ります。
- ウ コラボスクエアについては、今後も効果的・効率的な運営を図ります。
- エ 安芸津港湾事務所については、予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、空き室の利活用を検討します。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
道の駅湖畔の里福富	道の駅湖畔の里福富	道の駅湖畔の里福富交流館	867 m ²	S	2008年	福富町久芳 1506
		道の駅湖畔の里福富多目的ホール	883 m ²	RC	2008年	福富町久芳 1506
直売所等	福富物産しゃくなげ館	福富物産しゃくなげ館	542 m ²	W	2002年	福富町下竹仁 470 番地 1
	福富特産加工センター	福富特産加工センター	86 m ²	W	1986年	福富町久芳 3700 番地 1
	福富ふるさと産品直売所わにぶち	福富ふるさと産品直売所わにぶち	50 m ²	W	1988年	福富町上戸野 2899 番地 1
	とよさか伊尾集出荷センター	とよさか伊尾集出荷センター	179 m ²	S	1992年	豊栄町清武 1891 番地 2
	とよさか農畜産物処理加工センター	とよさか農畜産物処理加工センター	119 m ²	S	1988年	豊栄町清武 3366 番地 1
	とよさか四季菜館	とよさか四季菜館	148 m ²	W	1999年	豊栄町鍛冶屋 841 番地 2
	とよさか吉原集出荷センター	とよさか吉原集出荷センター	194 m ²	S	1991年	豊栄町吉原 4980 番地 1
	こうちそば加工センター	こうちそば加工センター	52 m ²	W	1999年	河内町宇山 1481 番地
	こうち寄りん菜屋	こうち寄りん菜屋	246 m ²	W	2000年	河内町小田 4132 番地 1
	こうち小田農産物処理加工センター	こうち小田農産物処理加工センター	81 m ²	RC	1990年	河内町小田 2517 番地 5
安芸津農産物加工センター	安芸津農産物加工センター	383 m ²	W	1995年	安芸津町木谷 4441 番地	
園芸センター	東広島市園芸センター	東広島市園芸センター	762 m ²	W	1994年	志和町別府 247
安芸津港湾事務所	安芸津港湾事務所	安芸津港湾事務所	186 m ²	RC	1996年	安芸津町三津 4216-16

施設配置図（産業施設）



18 消防署

1 施設の概要

【表1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
消防署	1	1	-	-	1	-	1	1	1	6

2 施設の役割

消防署は、消防組織法の定めるところによって、市民の安心・安全な暮らしを確保するために、消防職員・緊急車両の常備及び各種災害・救急対応並びに本市の消防事務処理を行う総合的な拠点施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

東広島市消防局庁舎は全市的な基幹施設であり、各消防署分署については、広域連携及び応援体制があることから、全施設が市域を超えた広域をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

東広島市消防局庁舎は基幹施設として西条町に設置し、各消防署分署については、救急等に対する出動から到着までの所要時間等を考慮し設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

消防署には、管理対象とする建築物が8棟あり、新耐震基準施行年の昭和56年以前に建設された消防署安芸津分署については、平成27年度に建替えることとしています。

建築構造としては、鉄筋コンクリート造（鉄骨及び鉄骨鉄筋コンクリートとの複合を構造を含む）が4棟、鉄骨造が4棟あります。法定耐用年数を超過した建築物はありません。建築後40年以上経過している建築物は、消防署安芸津分署のみです。

(4) 今後のニーズ

人口増加地域、高齢化地域においては市民ニーズの増加が見込まれ、その他の地域においても一定の市民ニーズが見込まれることから、市民の安全・安心な暮らしを守る施設としての必要性が今後も増加すると考えられます。

(5) 特記事項

なし。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

新設が必要な場合は、将来的な人口の動向及び配置バランスを考慮し検討します。

(2) 管理及び運営の方向性

予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
消防署	東広島市消防局庁舎	東広島市消防局庁舎	5,903 m ²	RC、SRC、S	2011年	西条町助実 1173 番地 1
		主訓練棟	240 m ²	RC	2011年	西条町助実 1173 番地 1
		副訓練棟	222 m ²	RC	2011年	西条町助実 1173 番地 1
	東広島消防署西分署	東広島消防署西分署	622 m ²	S	2000年	八本松西 5 丁目 1 番 6 号
	東広島消防署南分署	東広島消防署南分署	551 m ²	S	2001年	黒瀬町大多田 1496 番地 5
	東広島消防署北分署	東広島消防署北分署	421 m ²	S	1998年	豊栄町乃美 1118 番地 3
	東広島消防署東分署	東広島消防署東分署	430 m ²	S	1999年	河内町入野 2076 番地 1
	東広島消防署安芸津分署	東広島消防署安芸津分署	417 m ²	RC	1973年	安芸津町三津 5542 番地 1

施設配置図（消防署）



19 格納庫

1 施設の概要

格納庫には、消防ポンプ格納庫と防災倉庫が含まれます。

【表1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
消防ポンプ格納庫	9	8	8	4	24	7	8	6	16	90
防災倉庫	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
合計	11	8	8	4	24	7	8	6	16	92

2 施設の役割

- (1) 消防ポンプ格納庫は、字または複数字単位で消防の機械器具を格納し、非常時の消防団の出動を容易にすることを目的とした施設であり、消防団員の団結の場でもあります。
- (2) 防災倉庫とは、市民の生命と財産守るため、災害等の非常時に必要となる食料、生活必需品、防災資機材等を備蓄し、迅速かつ効果的に供給することを目的とする施設です。

3 現状

(1) 施設のサービス圏域

- ア 消防ポンプ格納庫は、東広島市消防団の組織に関する規則に定められた消防団分団の管轄区域をサービス圏域としています。
- イ 防災倉庫は、災害時における必需品を一括して備蓄し、効果的に供給することを目的としており、市内全域をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

- ア 消防ポンプ格納庫は、東広島市消防団の組織に関する規則に定められた消防団分団の管轄区域ごとに設置しています。
- イ 防災倉庫は、災害時の市内全域への輸送を考慮し設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

格納庫には、管理対象とする建築物が66棟あります。このうち、新耐震基準施行年の昭和56年以前に建設された22棟については、利用実態等を踏まえながら耐震診断や耐震改修の必要性を検討します。

建築構造としては、鉄筋コンクリート造が1棟、コンクリートブロック造が1棟、鉄骨造が32棟、軽量鉄骨造が6棟、木造が26棟あり、11棟が建築後40年以上経過

し、15棟が30年以上経過しています。法定耐用年数を超過した建築物もあることから、これらについては、建替えや大規模改修の必要性を検討します。

また、竣工年が不明の1棟については、耐震化及び老朽化の状況が把握できていません。

(4) 今後のニーズ

ア 消防ポンプ格納庫は、市民の安全・安心な暮らしを守る施設であり、人口増加地区においては、今後も市民ニーズが増加することが見込まれますが、緊急車両等の到着時間を踏まえて設置することから、設置における市民ニーズの影響は少ないと考えられます。

イ 防災倉庫については、市民の安全・安心な暮らしを守る施設であり、自主防災組織等の住民活動の活性化に伴い、今後も市民ニーズが増加することが見込まれます。

(5) 特記事項

消防ポンプ格納庫については、主に合併旧町において分散して設置されているため、老朽化した格納庫を順次統廃合し、待機室等を備えた統合格納庫の整備を進めています。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

ア 消防ポンプ格納庫については、1分団につき1格納庫を原則として、老朽化した格納庫の集約を図り、施設数を削減します。

イ 防災倉庫については、新たな施設が必要な場合は、災害時の拠点性や輸送ルート等の設置条件や費用対効果を考慮し検討します。

(2) 管理及び運営の方向性

ア 消防ポンプ格納庫については、既存施設の改修や整備は、施設機能を維持するために必要な範囲にとどめ、統合格納庫への集約を推進します。

イ 予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、可能な限り施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

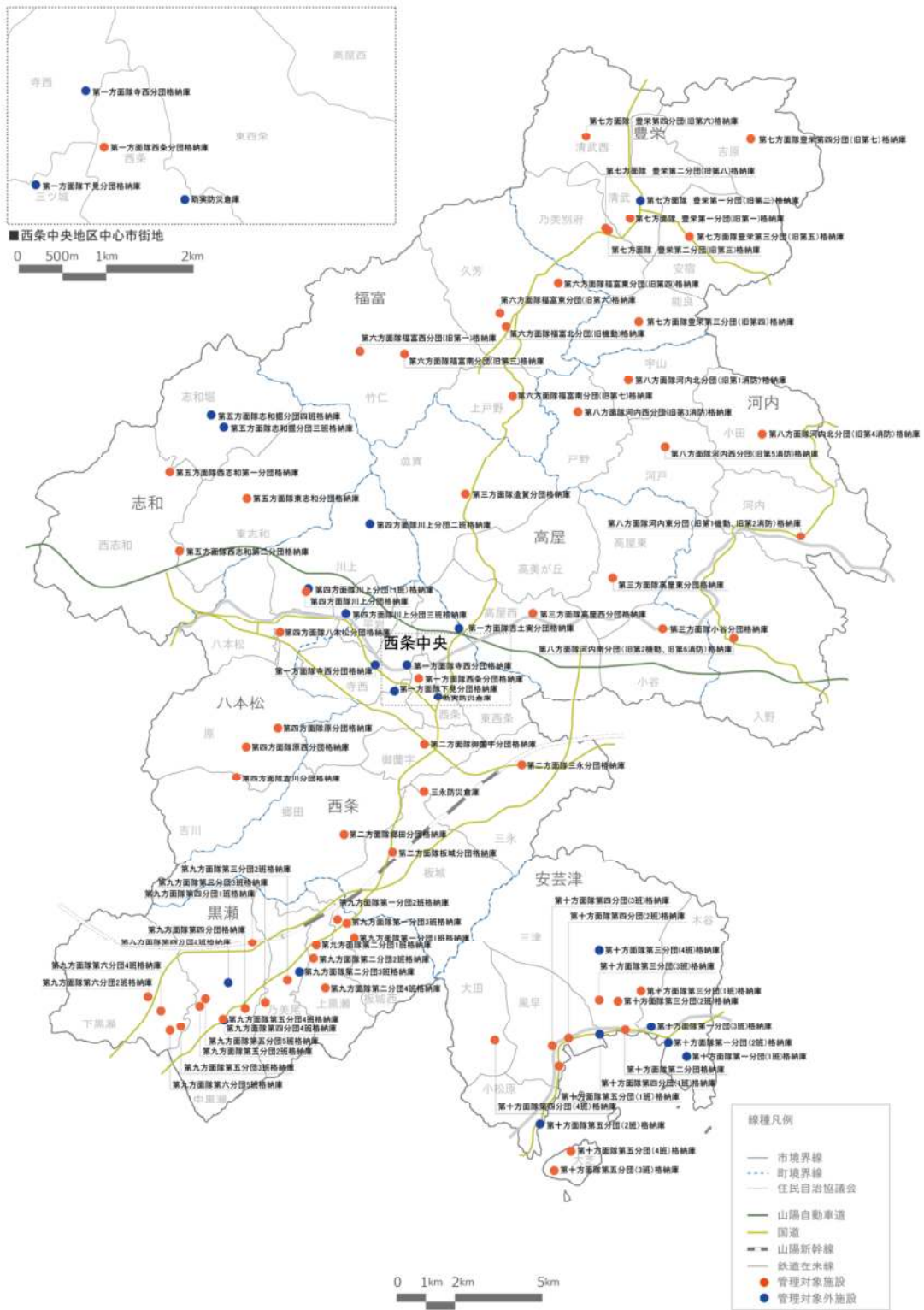
【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
消防ポンプ格納庫	第一方面隊西条分団格納庫	第一方面隊西条分団格納庫	194 m ²	S	1985年	西条朝日町1丁目25番
	第二方面隊御園宇分団格納庫	第二方面隊御園宇分団格納庫	68 m ²	S	2002年	西条町御園宇7206番地3
	第二方面隊郷田分団格納庫	第二方面隊郷田分団格納庫	83 m ²	S	2011年	西条町郷曾字柏原3792-1
	第二方面隊板城分団格納庫	第二方面隊板城分団格納庫	89 m ²	S	2013年	西条町森近355-2
	第二方面隊三永分団格納庫	第二方面隊三永分団格納庫	103 m ²	S	2004年	西条町上三永2588番地1
	第四方面隊川上分団格納庫	第四方面隊川上分団格納庫	79 m ²	W	1993年	八本松飯田8丁目8番地21
	第四方面隊原西分団格納庫	第四方面隊原西分団格納庫	70 m ²	S	2002年	八本松町原10527番地23
	第四方面隊八本松分団格納庫	第四方面隊八本松分団格納庫	119 m ²	S	1971年	八本松町原10127番地1
	第四方面隊原分団格納庫	第四方面隊原分団格納庫	89 m ²	S	2013年	八本松町原11259-24
	第四方面隊吉川分団格納庫	第四方面隊吉川分団格納庫	89 m ²	S	2008年	八本松町吉川5772番地15
	第五方面隊西志和第一分団格納庫	第五方面隊西志和第一分団格納庫	98 m ²	S	1972年	志和町志和西1164番地2
	第五方面隊東志和分団格納庫	第五方面隊東志和分団格納庫	66 m ²	S	1997年	志和町志和東3992番地8
	第五方面隊西志和第二分団格納庫	第五方面隊西志和第二分団格納庫	70 m ²	S	2000年	志和流通1番地84
	第三方面隊高屋東分団格納庫	第三方面隊高屋東分団格納庫	98 m ²	S	1994年	高屋町自市487番地2
	第三方面隊高屋西分団格納庫	第三方面隊高屋西分団格納庫	122 m ²	S	2002年	高屋町杵原1334番地2
	第三方面隊小谷分団格納庫	第三方面隊小谷分団格納庫	64 m ²	S	2004年	高屋町小谷3564番地1
	第三方面隊造賀分団格納庫	第三方面隊造賀分団格納庫	66 m ²	S	1997年	高屋町造賀2774番地1
	第九方面隊第1分団1班格納庫	第九方面隊第1分団1班格納庫	78 m ²	W	1995年	黒瀬町国近1907番地3
	第九方面隊第1分団3班格納庫	第九方面隊第1分団3班格納庫	54 m ²	W	1993年	黒瀬町国近360番地2
	第九方面隊第1分団2班格納庫	第九方面隊第1分団2班格納庫	66 m ²	W	1995年	黒瀬町小多田158
	第九方面隊第2分団4班格納庫	第九方面隊第2分団4班格納庫	54 m ²	W	2001年	黒瀬町宗近柳国2328番地1
	第九方面隊第2分団1班格納庫	第九方面隊第2分団1班格納庫	54 m ²	W	1995年	黒瀬町南方350
	第九方面隊第2分団2班格納庫	第九方面隊第2分団2班格納庫	78 m ²	W	1999年	黒瀬町南方1001番地15
	第九方面隊第3分団1班格納庫	第九方面隊第3分団1班格納庫	50 m ²	W	不明	黒瀬町乃美尾732番地5
	第九方面隊第3分団2班格納庫	第九方面隊第3分団2班格納庫	58 m ²	W	1989年	黒瀬町乃美尾2131
	第九方面隊第3分団3班格納庫	第九方面隊第3分団3班格納庫	50 m ²	W	1989年	黒瀬町乃美尾4093番地4
	第九方面隊第4分団1班格納庫	第九方面隊第4分団1班格納庫	54 m ²	W	1994年	黒瀬町大多田719番地1
	第九方面隊第5分団1班格納庫	第九方面隊第5分団1班格納庫	54 m ²	W	2000年	黒瀬町橋原147番地1
	第九方面隊第5分団5班格納庫	第九方面隊第5分団5班格納庫	54 m ²	W	1994年	黒瀬町橋原536番地106
	第九方面隊第5分団2班格納庫	第九方面隊第5分団2班格納庫	50 m ²	S	1992年	黒瀬町兼広295番地3
第九方面隊第5分団3班格納庫	第九方面隊第5分団3班格納庫	50 m ²	S	2002年	黒瀬町市飯田637番地4	
第九方面隊第5分団4班格納庫	第九方面隊第5分団4班格納庫	54 m ²	W	1995年	黒瀬町菅田24番地4	

東広島市公共施設等総合管理計画

第九方面隊第6分団5班格納庫	第九方面隊第6分団5班格納庫	54 m ²	W	1992年	黒瀬町兼沢 1001番地1
第九方面隊第6分団2班格納庫	第九方面隊第6分団2班格納庫	60 m ²	W	1988年	黒瀬町津江 6301番地1
第九方面隊第6分団4班格納庫	第九方面隊第6分団4班格納庫	50 m ²	W	1995年	黒瀬町津江 3953番地1
第九方面隊第四分団格納庫	第九方面隊第四分団格納庫	122 m ²	S	2012年	黒瀬町丸山 1281
第六方面隊福富西分団(旧第一)格納庫	第六方面隊福富西分団(旧第一)格納庫	61 m ²	LS	1980年	福富町上竹仁 1661番地7
第六方面隊福富西分団(旧第二)格納庫	第六方面隊福富西分団(旧第二)格納庫	61 m ²	LS	1984年	福富町下竹仁 856番地2
第六方面隊福富南分団(旧第三)格納庫	第六方面隊福富南分団(旧第三)格納庫	61 m ²	LS	1982年	福富町下竹仁 2752番地3
第六方面隊福富東分団(旧第四)格納庫	第六方面隊福富東分団(旧第四)格納庫	61 m ²	LS	1979年	福富町久芳 1720番地2
第六方面隊福富東分団(旧第六)格納庫	第六方面隊福富東分団(旧第六)格納庫	61 m ²	LS	1981年	福富町久芳 4500番地4
第六方面隊福富北分団(旧機動)格納庫	第六方面隊福富北分団(旧機動)格納庫	78 m ²	S	2002年	福富町久芳 1545番地1
第六方面隊福富南分団(旧第七)格納庫	第六方面隊福富南分団(旧第七)格納庫	63 m ²	RC	1983年	福富町上戸野 2555番地1
第七方面隊 豊栄第四分団(旧第六)格納庫	第七方面隊 豊栄第四分団(旧第六)格納庫	61 m ²	S	1977年	豊栄町清武 3495番地5
第七方面隊 豊栄第一分団(旧第一)格納庫	第七方面隊 豊栄第一分団(旧第一)格納庫	61 m ²	S	1978年	豊栄町鍛冶屋 624
第七方面隊 豊栄第三分団(旧第五)格納庫	第七方面隊 豊栄第三分団(旧第五)格納庫	61 m ²	S	1977年	豊栄町安宿 3964番地2
第七方面隊 豊栄第二分団(旧第三)格納庫	第七方面隊 豊栄第二分団(旧第三)格納庫	53 m ²	S	1976年	豊栄町乃美 2919番地3
第七方面隊 豊栄第二分団(旧第八)格納庫	第七方面隊 豊栄第二分団(旧第八)格納庫	61 m ²	S	1978年	豊栄町乃美 3414番地3
第七方面隊 豊栄第三分団(旧第四)格納庫	第七方面隊 豊栄第三分団(旧第四)格納庫	61 m ²	S	1978年	豊栄町能良 637番地3
第七方面隊 豊栄第四分団(旧第七)格納庫	第七方面隊 豊栄第四分団(旧第七)格納庫	58 m ²	S	1974年	豊栄町吉原 2120番地2
第八方面隊河内東分団(旧第1機動、旧第2消防施設)格納庫	第八方面隊河内東分団(旧第1機動、旧第2消防施設)格納庫	121 m ²	S	1981年	河内町中河内 1204番地1
第八方面隊河内西分団(旧第5消防施設)格納庫	第八方面隊河内西分団(旧第5消防施設)格納庫	60 m ²	W	1988年	河内町河戸 2107番地3
第八方面隊河内北分団(旧第1消防施設)格納庫	第八方面隊河内北分団(旧第1消防施設)格納庫	67 m ²	S	2002年	河内町宇山 1477番地1
第八方面隊河内西分団(旧第3消防施設)格納庫	第八方面隊河内西分団(旧第3消防施設)格納庫	63 m ²	LS	1980年	河内町戸野 742番地1
第八方面隊河内南分団(旧第2機動、旧第6消防施設)格納庫	第八方面隊河内南分団(旧第2機動、旧第6消防施設)格納庫	113 m ²	S	1993年	河内町入野 5013番地2
第八方面隊河内北分団(旧第4消防施設)格納庫	第八方面隊河内北分団(旧第4消防施設)格納庫	60 m ²	W	1987年	河内町小田 1833番地1
第十方面隊第三分団(2班)格納庫	第十方面隊第三分団(2班)格納庫	80 m ²	W	1960年	安芸津町三津 4680番地4
第十方面隊第三分団(3班)格納庫	第十方面隊第三分団(3班)格納庫	62 m ²	W	1974年	安芸津町三津 5273番地7
第十方面隊第三分団(1班)格納庫	第十方面隊第三分団(1班)格納庫	62 m ²	CB	1966年	安芸津町三津 3225番地2
第十方面隊第二分団格納庫	第十方面隊第二分団格納庫	122 m ²	S	2010年	安芸津町三津 4078-13
第十方面隊第五分団(1班)格納庫	第十方面隊第五分団(1班)格納庫	80 m ²	W	1952年	安芸津町風早 3089番地48
第十方面隊第五分団(3班)格納庫	第十方面隊第五分団(3班)格納庫	58 m ²	W	1965年	安芸津町風早 2501番地2
第十方面隊第四分団(2班)格納庫	第十方面隊第四分団(2班)格納庫	78 m ²	W	1967年	安芸津町風早 1475番地46
第十方面隊第四分団(3班)格納庫	第十方面隊第四分団(3班)格納庫	132 m ²	W	1952年	安芸津町風早 790番地1
第十方面隊第四分団(4班)格納庫	第十方面隊第四分団(4班)格納庫	79 m ²	W	1955年	安芸津町大田 544番地4
防災倉庫	三永防災倉庫	70 m ²	S	2000年	西条町下三永 2155-3

施設配置図（格納庫）



20 基地

1 施設の概要

【表1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	大崎上島	合計
無線基地	-	1	-	-	1	-	1	1	-	1	5

2 施設の役割

無線基地は、消防局が使用する無線の中継基地であり、市民の安全・安心な暮らしを確保するため、消防情報の伝達を行うことを目的とする施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

無線基地は、本市外の消防署を含めた情報伝達を行う施設であり、市域を超えた広域をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

無線基地は、東広島消防局を中心に、管轄エリア全域に消防無線を効率よくかつ円滑に交信するため、施設配置図のとおり設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

無線基地には、管理対象とする建築物が2棟あり、全て新耐震基準施行年の昭和56年以降に建設されています。建築構造としては、全棟が鉄筋コンクリート造であり、建築後30年以上経過した建築物はありません。

(4) 今後のニーズ

無線基地は、市民の安全・安心な暮らしを守る施設であり、機能拡充に伴い必要性が増加すると考えられます。また、消防無線を目的として設置することから、設置における市民ニーズの影響は少ないと考えられます。

(5) 特記事項

なし。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

新たな施設が必要な場合は、費用対効果を考慮し検討します。

(2) 管理及び運営の方向性

予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

【表 2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
無線基地	龍王山無線中継基地	龍王山無線中継基地	50 m ²	RC	1997 年	八本松町篠 1133 番地 4
	板鍋山無線中継基地	板鍋山無線中継基地	50 m ²	RC	1996 年	豊栄町能良 2160 番地 1

施設配置図（基地）



2 1 庁舎

1 施設グループの概要

庁舎には、市役所等（市役所本庁舎、支所・出張所、倉庫等の附属施設）、水道局庁舎、書庫が含まれます。

【表 1】施設内訳

施設種別	区分	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
市役所等	市役所本庁舎	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	支所・出張所	-	1	1	1	1	1	1	1	1	8
	附属施設	1	-	-	-	1	1	-	-	-	3
水道局庁舎		1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
書庫		2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
合計		5	1	1	1	2	2	1	1	1	15

2 施設の役割

- (1) 市役所本庁舎及び支所・出張所は、地方自治法等の規定に基づき、主に市長の権限に属する事務を分掌させることを目的とする施設です。
- (2) 附属施設は、市役所及び支所・出張所を補完し、公務上必要な備品等を保管する倉庫等です。
- (3) 水道局庁舎は、公営水道事業の運営全般を行う拠点施設です。
- (4) 書庫は、公文書の適切な保管を目的とする施設です。

3 現状

(1) 施設のサービス圏域

ア 市役所本庁舎は、全市的な行政サービスの拠点として、市内全域をサービス圏域としています。支所・出張所は、各町における行政サービスの拠点として、町単位をサービス圏域としています。

イ 水道局庁舎は、全市的な水道事業の拠点として、市内給水区域をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

ア 市役所本庁舎と水道局庁舎は、全市的な基幹施設として西条町に設置しています。

イ 支所・出張所は、各町における利便性の高い中心地区に設置しています。

ウ 書庫は、西条町に設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

庁舎には、管理対象とする建築物が20棟あります。このうち、4棟が新耐震基準施行年の昭和56年以前に建設されており、利用実態等を踏まえながら耐震診断や耐震改修の必要性を検討します。

建築構造としては、鉄筋コンクリート造が10棟、鉄骨造が9棟、軽量鉄骨造が1棟あり、このうち4棟が建築後40年以上経過しており、2棟が建築後30年以上経過しています。法定耐用年数を超過した建築物もあることから、これらについては、建替えや大規模改修の必要性を検討します。

(4) 今後のニーズ

ア 市役所本庁舎及び支所・出張所については、行政機能の基幹施設であり、今後は市民ニーズの多様化及び複雑化が想定されますが、長期的には、人口減少に伴いニーズ総量が減少していくと考えられます。また、支所・出張所については、地域の中心に位置することから、複合施設化等の推進により、地域における拠点施設としての役割が高まってくるものと考えられます。

イ 水道局庁舎については、公営水道事業を運営する基幹施設として、今後も、ニーズが非常に高いと考えられます。

ウ 書庫については、地方分権の進展等に伴い保存する公文書が増加傾向にあることから、狭隘化に対応する必要があります。

(5) 特記事項

なし。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

ア 市役所本庁舎、支所・出張所は、原則として各町における利便性の高い拠点地区に設置することとし、支所については、地域振興の観点から複合施設化等により余剰スペースの活用を図るとともに、老朽化により継続使用が困難な場合は面積の縮小を含めて機能の再編を検討します。

イ 書庫については、当面、既存施設等の活用により対応するとともに、文書保存のあり方を含め必要スペースの増大を抑制するための検討を行います。

ウ その他の施設については、現位置において、既存施設の有効活用を図ることとします。

(2) 管理及び運営の方向性

ア 附属施設の改修や整備は、施設機能を維持するために必要な修繕のみにとどめ、

適切な管理によって収蔵量を抑制します。

イ 書庫については、管理基準の見直し等により、全体的な文書量の増加の抑制に努めます。

ウ その他の施設は、予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
市役所等	市役所本庁舎	市役所本庁舎本館	17,476 m ²	PCaPC、S	2012年	西条栄町8番29号
		市役所本庁舎北館	2,398 m ²	S	1996年	西条栄町8番29号
		公用車庫	2,227 m ²	S	2012年	西条栄町8番29号
		倉庫	131 m ²	S	2013年	西条栄町8番29号
	黒瀬支所	黒瀬支所本庁舎	1,036 m ²	RC	1966年	黒瀬町丸山1333番地
		黒瀬支所南庁舎	1,835 m ²	RC	1985年	黒瀬町丸山1333番地
		黒瀬支所西庁舎	266 m ²	RC	1964年	黒瀬町丸山1333番地
		黒瀬支所別館	101 m ²	RC	1966年	黒瀬町丸山1333番地
	福富支所	福富支所	2,050 m ²	RC	2002年	福富町久芳1545番地1
	豊栄支所	豊栄支所	3,284 m ²	RC	1994年	豊栄町鍛冶屋963番地2
	河内支所	河内支所	2,789 m ²	RC	1995年	河内町中河内1166番地
		河内支所	122 m ²	S	1995年	河内町中河内1166番地
	安芸津支所	安芸津支所	2,658 m ²	RC	1999年	安芸津町三津5556番地1
	八本松出張所	八本松出張所	349 m ²	S	1987年	八本松町原10128番地200
	志和出張所	志和出張所	369 m ²	S	1994年	志和町志和堀4123番地6
	高屋出張所	高屋出張所	532 m ²	S	2002年	高屋町杵原1334番地2
	乃美尾倉庫	乃美尾倉庫	366 m ²	S	1967年	黒瀬町乃美尾2131-1
エコハウス21	エコハウス21	130 m ²	S	2000年	福富町久芳3694番地1	
水道局庁舎	水道局庁舎	水道局庁舎	1,380 m ²	RC	1984年	西条中央2丁目5番18号
書庫	助実書庫	助実書庫	218 m ²	LS	1997年	西条町助実1602番地

施設配置図（庁舎）



2.2 公園（自然公園等）

1 施設の概要

公園（自然公園等）には、自然公園、農村公園、地域公園、白竜湖親水公園、福富ふれあい農園が含まれます。

【表1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	豊栄	福富	河内	安芸津	合計
自然公園	1	-	-	-	1	1	2	1	2	8
農村公園	-	-	-	1	-	1	-	2	-	4
地域公園	-	-	-	-	-	-	4	-	-	4
白竜湖親水公園	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
福富ふれあい農園	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
合計	1	-	-	1	1	2	7	4	2	18

2 施設の役割

- (1) 自然公園は、恵まれた自然環境にある森林を保護するとともに、その優れた自然環境に触れ合える場の整備を図ることで、市民の福祉の向上及び都市と地域の住民の交流による緑化意識の高揚に資することを目的とした施設です。
- (2) 農村公園及び地域公園は、地域住民の健康福祉の増進及び地域コミュニティの醸成を図ることを目的とした施設です。
- (3) 白竜湖親水公園は、市民に憩いの場を提供することにより、市民の福祉の向上を図ることを目的とした施設です。
- (4) 福富ふれあい農園は、市民に野菜等の栽培を通じて自然に触れ合う場を提供し、市民相互の交流を促進するとともに、農業の振興及び農業に対する理解を深めることを目的とした施設です。

3 現状

(1) 施設のサービス圏域

ア 自然公園、白竜湖親水公園及び福富ふれあい農園は、市内全域をサービス圏域としています。

イ 農村公園及び地域公園は、地域コミュニティの醸成を目的としていることから、地域コミュニティの範囲をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

各施設については、施設配置図のとおり設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

公園には、管理対象とする建築物が10棟ありますが、新耐震基準施行年の昭和56年以前に建設された建築物はありません。

建築構造としては、全棟が木造であり、法定耐用年数を超過した建築物については、建替えや大規模改修の必要性を検討します。

(4) 今後のニーズ

全市域から利用のある施設については、人口の増加に伴い市民ニーズの増加が見込まれますが、人口減少地区にある農村公園については、市民ニーズが緩やかに減少することが考えられます。

(5) 特記事項

なし。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

既存施設の有効活用を図ることとし、福富ふれあい農園については、廃止も含めてあり方を検討します。

(2) 管理及び運営の方向性

ア 利用率が低い施設の改修や整備については、施設機能を維持するために必要な範囲にとどめるなど費用対効果を検討します。

イ 市直営の施設については、指定管理者制度による運営形態の検討を行うなど、効果的・効率的な運営を図ります。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
自然公園	憩いの森公園	憩いの森公園	219 m ²	W	1995年	西条町寺家 941 番地 17
		憩いの森公園	71 m ²	W	1998年	西条町寺家 941 番地 17
		憩いの森公園	87 m ²	W	2001年	西条町寺家 941 番地 17
		憩いの森公園	68 m ²	W	2001年	西条町寺家 941 番地 17
	わにぶちの滝公園	わにぶちの滝公園	50 m ²	W	1987年	福富町上戸野 2899 番地 1
	やすらぎの園	やすらぎの園六角堂	64 m ²	W	1997年	豊栄町鍛冶屋 260 番地 1
	深山峡公園	深山峡公園炊事棟	52 m ²	W	1996年	河内町中河内 13 番地 9
	あきまろの里公園	あきまろの里公園管理棟	73 m ²	W	1993年	安芸津町風早 497 番地 11
龍王島自然体験村	龍王島自然体験村管理棟	52 m ²	W	1996年	安芸津町風早 650 番地 41	

施設配置図（自然公園等）



2 3 研修施設

1 施設の概要

研修施設には、市民協働センター、市民文化センター、生涯学習センター等（生涯学習センター、生涯学習支援センター）、コミュニティハウス、創作村、豊栄情報プラザ、児童青少年センター、勤労者福祉施設、人権センター、エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）、農村環境改善センター、小田地区多目的集会施設が含まれます。

【表1】施設内訳

施設種別	区分	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	豊栄	福富	河内	安芸津	合計
市民協働センター		1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
市民文化センター		1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
生涯学習センター等	生涯学習センター	1	-	1	-	1	1	-	-	1	5
	生涯学習支援センター	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2
コミュニティハウス		1	-	1	-	-	-	-	-	-	2
創作村		-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
豊栄情報プラザ		-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
児童青少年センター		1	-	-	1	-	-	-	-	-	2
人権センター		1	-	-	-	1	-	-	1	1	4
エスポワール		1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
勤労者福祉施設		1	-	-	-	-	-	-	-	1	2
農村環境改善センター		-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
小田地区多目的集会施設		-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
合計		8	-	2	1	2	3	1	4	3	24

2 施設の役割

- (1) 市民協働センターは、市民活動の総合的な促進を図り、市民協働のまちづくりを推進することを目的とする施設です。
- (2) 市民文化センターは、市民の教養の向上及び生活文化の振興に資することを目的とする施設です。
- (3) 生涯学習センター等は、市民に生涯学習及び交流の場を提供するとともに、市民の生涯学習に関する活動を総合的に支援し、本市の生涯学習の振興に資することを目的とする施設です。
- (4) コミュニティハウスは、地域住民の教養の向上、健康の増進及び情操の純化を図り、生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする施設です。
- (5) 創作村は、市民の文化及び芸術の振興並びに生涯学習活動の推進に資することを目的とする施設です。

- 的とする施設です。
- (6) 豊栄情報プラザは、市民の情報技術に関する知識及び技能の向上並びに生活文化の振興を図る活動の拠点施設です。
 - (7) 児童青少年センターは、児童青少年の健全な育成と福祉の増進を目的として、児童青少年に関する施策の推進と効果的な支援を行うことを目的とする施設です。
 - (8) 人権センターは、基本的人権尊重の精神に基づき、市民の福祉の向上、人権啓発の推進及び市民の交流の促進を図り、すべての人々の人権が尊重される社会の実現に資することを目的とする施設です。
 - (9) エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）は、男女共同参画社会の実現を目指す東広島市男女共同参画推進計画を具体化していくための活動拠点となる施設です。
 - (10) 勤労者福祉施設は、勤労者の福祉の増進を図るとともに、その雇用の安定に資することを目的とする施設です。
 - (11) 農村環境改善センターは、農業経営及び生活環境の改善及び合理化、住民相互の連帯意識の高揚並びに住民自治の醸成を図り、地域社会の発展と福祉の増進に寄与することを目的とする施設です。
 - (12) 小田地区多目的集会施設は、地域農業の振興、生活水準の向上及び定住条件の整備を図ることを目的とする施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

- ア 市民協働センターは、全市的な市民活動を促進するとともに、住民自治協議会等の情報を発信し、市民協働のまちづくりを推進する施設として市内全域をサービス圏域としています。
- イ 市民文化センターは、市民の教養向上と文化振興に資する活動を展開しており、市内全域をサービス圏域としています。
- ウ 生涯学習センター等については、中央生涯学習センターを生涯学習の振興に係る基幹施設とし、その他施設とのネットワークにより全市的なサービス圏域を形成しています。
- エ コミュニティハウスのうち、三ツ城コミュニティハウスは、学社連携教育及び家庭教育支援の場として、市内全域をサービス圏域としています。西志和コミュニティハウスは、学社連携教育及び住民自治協議会の活動拠点でもあることから、住民自治協議会の単位を主なサービス圏域としています。
- オ 創作村は、市民の芸術文化活動に資する施設として市内全域をサービス圏域としています。
- カ 豊栄情報プラザは、市民の情報技術の向上に資する施設として、市内全域をサービス圏域としています。

- キ 児童青少年センターは、市内の全ての青少年を対象としていることから、市内全域をサービス圏域としています。
- ク 人権センターのうち、東広島市人権センターは、人権センターの基幹施設として市内全域をサービス圏域とし、河内人権センターは、市内北部地域における拠点として福富町、豊栄町、河内町を主なサービス圏域とし、その他の施設は、概ね町単位をサービス圏域としています。
- ケ エスポワールは、男女共同参画社会の醸成を目的とした事業を実施しており、市内全域をサービス圏域としています。
- コ 勤労者福祉施設のうち、東広島市勤労福祉センターは、市内全域をサービス圏域とし、安芸津共同福祉会館は、町単位をサービス圏域としています。
- サ 農村環境改善センター及び小田地区多目的集会施設は、地域振興を図る施設として、町単位をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

- ア 市民協働センターは、総合的な市民活動の拠点であり、各種団体と行政との円滑な連携を図るため、西条町に設置し市役所本庁舎北館に入居しています。
- イ 市民文化センターは、全市的な施設として西条町の利便性の高い中心地区に設置しています。
- ウ 生涯学習センター等のうち、生涯学習センターは、西条町、志和町、黒瀬町、豊栄町及び安芸津町に設置しており、生涯学習支援センターは、福富町及び河内町に設置し支所と複合化しています。
- エ コミュニティハウスは、西条町と志和町に設置し、小学校に近接又は複合化しています。
- オ 創作村及び豊栄情報プラザは、豊栄町に設置しています。
- カ 児童青少年センターは、全市的な施設として、西条町と高屋町の利便性の高い中心地区に設置し、市民文化センター及び高屋出張所と複合化しています。
- キ 人権センターのうち、東広島市人権センターは、全市的な施設として西条町に設置し、その他の施設は、各町における利便性の高い中心地区に設置しています。
- ク エスポワールは、全市的な施設として西条町に設置し、市民文化センターと複合化しています。
- ケ 勤労者福祉施設のうち、東広島市勤労福祉センターは、全市的な施設として西条町に設置し、安芸津共同福祉会館は、安芸津町に設置しています。
- コ 農村環境改善センター及び小田地区多目的集会施設は、河内町に設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

研修施設には、管理対象とする建築物が 16 棟あります。このうち、新耐震基準施

行年の昭和 56 年以前に建設された 7 棟については、利用実態等を踏まえながら耐震診断や耐震改修の必要性を検討します。

建築構造としては、鉄筋コンクリート造が 15 棟、鉄骨造が 1 棟あります。このうち 2 棟が建築後 40 年以上経過しており、6 棟が建築後 30 年以上経過しています。法定耐用年数を超過した建築物もあることから、これらについては、建替えや大規模改修の必要性について検討します。

(4) 今後のニーズ

ア 市民協働センターについては、住民自治協議会をはじめ各種市民活動団体の活動拠点であるとともに、協働社会を醸成する研修施設でもあり、市民協働を推進する観点から、市民ニーズが今後も増加していくと考えられます。

イ 市民文化センター及び生涯学習センター等については、住民の地域課題等に根ざした学習意欲を教育的に高めるとともに、生涯学習活動の場を提供する施設であることから、市民活動の充足に伴い、今後も、市民ニーズが増加していくと考えられます。

ウ コミュニティハウスは、学社連携教育の場として今後も必要な施設ですが、住民自治協議会の活動充足に伴い、集会機能に対する市民ニーズが増加すると考えられます。

エ 創作村は、生きがいつくりの場としての市民ニーズはあるものの、施設利用者数が少なく、後は横ばいまたは微減に向かうと考えられます。

オ 豊栄情報プラザは、市民の情報技術向上に資する施設ですが、パソコン操作等の技術向上に関するニーズはあるものの、一般の施設利用者数が少なく、後は横ばいまたは微減に向かうと考えられます。

カ 児童青少年センターは、青少年の健全な育成と居場所づくりに資する施設として、人口増加地区を中心に、今後も市民ニーズが増加すると考えられます。

キ 人権センターは、相談事業等の機能がありますが、貸館施設としての利用比率が高いため、サービス圏域内に貸館機能を有する施設が少ない黒瀬文化会館は、市民ニーズが微増し、その他の施設については、他の貸館機能を有する施設とのサービスの重複によって、市民ニーズが減少すると考えられます。

ク エスポワールについては、男女共同参画社会を推進する施設として、市民活動等の充足に伴い、市民ニーズが増加すると考えられます。

ケ 勤労者福祉施設については、勤労者の利用割合が高い施設には一定の必要性がありますが、施設全体としては勤労者以外の利用割合が高く、今後もこの状態が続くと考えられることから、他の貸館機能を有する施設とのサービスの重複等によって、市民ニーズは横ばいまたは微減に向かうと考えられます。

コ 農村環境改善センター及び小田地区多目的集会施設は、利用実態としては集会機

能が主となり、利用者も減少傾向にあることから、所在地区の人口減少に伴い、市民ニーズも減少していくと考えられます。

(5) 特記事項

- ア 中央生涯学習センターは、現施設を解体し、芸術文化ホールに施設機能を移転集約します。
- イ 安芸津生涯学習センターは、現施設を解体し、安芸津支所と複合化します。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

- ア 市民協働センター及び市民文化センターについては、現位置において既存施設の有効活用を図ることとします。
- イ 生涯学習センター等については、中央生涯学習センターは、芸術文化ホールに施設機能を移転集約し、その他の生涯学習センターは、原則として既存施設を活用し周辺の研修施設、福祉施設等と複合化について検討を進めるとともに、新設が必要な場合は、周辺施設の建替え時に機能を集約し、複合施設となるよう検討します。
- ウ コミュニティハウスについては、機能のあり方について検討を行います。
- エ 創作村については、利用実態を踏まえつつ、施設のあり方を検討します。
- オ 豊栄情報プラザは、その機能を豊栄生涯学習センターに移行し、現施設は豊栄中学校のパソコン教室として活用することを検討します。
- カ 児童青少年センター及びエスポワールについては、新設及び移設が必要な場合は、既存施設の多機能化又は複合化による対応を検討します。
- キ 人権センター及び勤労者福祉施設については、利用実態を踏まえつつ、老朽化により継続使用が難しい施設については廃止し、それ以外の施設についても他の関連施設の設置状況と市民ニーズを考慮し、整理統合について検討を行うこととします。
- ク 農村環境改善センター及び小田地区多目的集会所については、既存施設の有効活用を図るとともに、周辺施設の建替えや大規模改修の際に、再編及び地元への譲渡を検討します。

(2) 管理及び運営の方向性

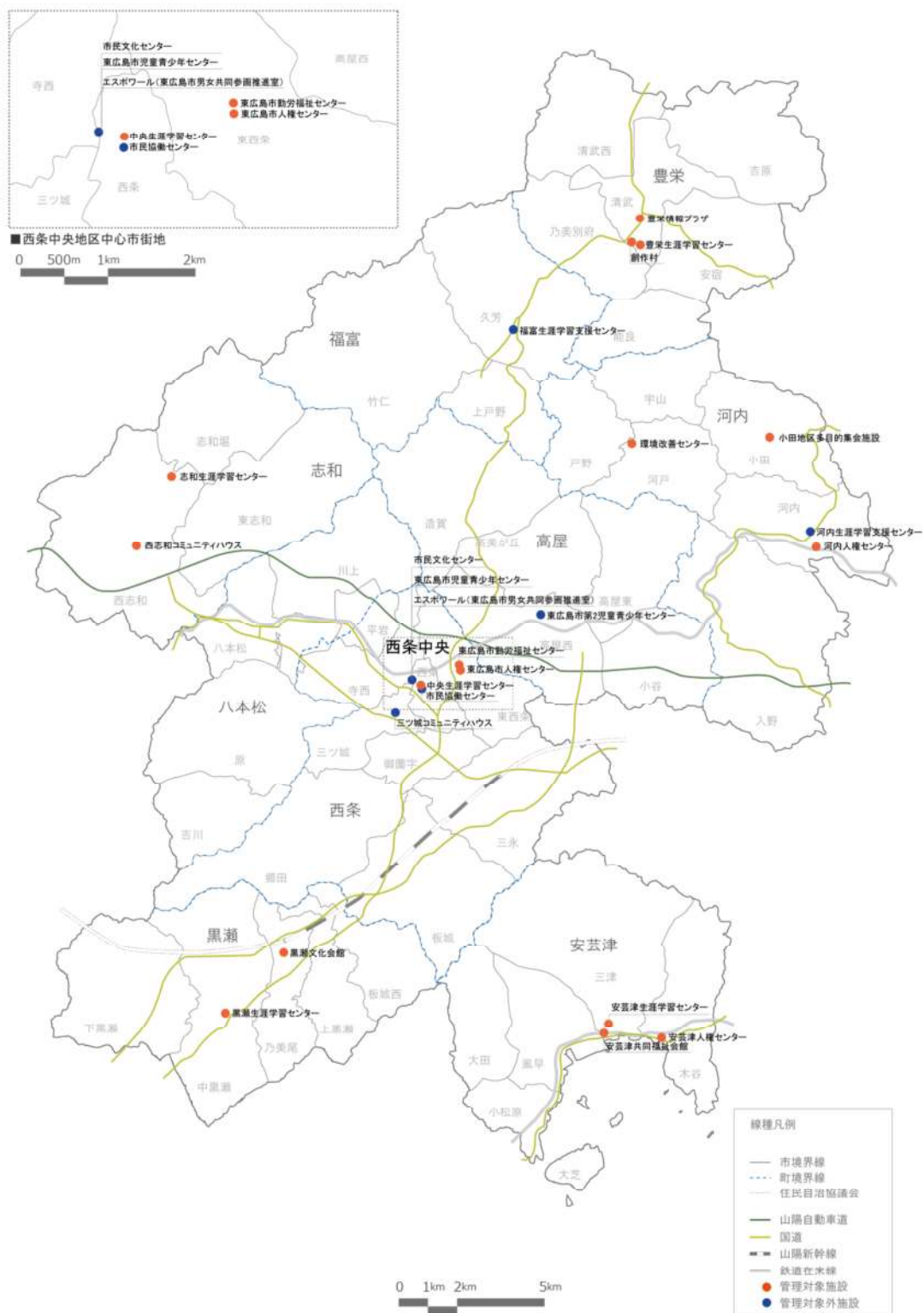
- ア 市民協働センターについては、複合化を維持しつつ、業務委託の対象を拡大する等、効果的・効率的な運営を図ることとし、移転の際には適正な規模となるよう検討することとします。
- イ 生涯学習センター等及びコミュニティハウスについては、予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

- ウ 創作村については、改修や整備は、施設機能を維持するために必要な範囲にとどめることとします。
- エ 児童青少年センター及びエスポワールについては、今後も複合化を維持することとします。
- オ 人権センター及び勤労者福祉施設については、改修や整備は、施設機能を維持するために必要な範囲にとどめることとします。また、大規模改修や建て替えを実施する際は、将来的な統合や再編の可能性を踏まえて検討します。
- カ 農村環境改善センター及び小田地区多目的集会施設については、改修や整備は、施設機能を維持するために必要な範囲にとどめることとします。
- キ 各施設ともに、業務委託の対象を拡大する等、効果的・効率的な運営を図ることとします。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
生涯学習センター等	中央生涯学習センター	中央生涯学習センター	5,132 ㎡	RC	1974 年	西条栄町 7 番 48 号
	志和生涯学習センター	志和生涯学習センター	914 ㎡	RC	1980 年	志和町志和西 1432 番地
	黒瀬生涯学習センター	黒瀬生涯学習センター	5,381 ㎡	RC	1994 年	黒瀬町菅田 10 番地
	豊栄生涯学習センター	豊栄生涯学習センター	1,883 ㎡	RC	1994 年	豊栄町鍛冶屋 271 番地
	安芸津生涯学習センター	安芸津生涯学習センター	1,919 ㎡	RC	1975 年	安芸津町三津 4423 番地
コミュニティハウス	西志和コミュニティハウス	西志和コミュニティハウス	302 ㎡	RC	2005 年	志和町七条権坂 1134 番地 1
創作村	創作村	創作村	363 ㎡	RC	1995 年	豊栄町乃美 2839 番地 1
豊栄情報プラザ	豊栄情報プラザ	豊栄情報プラザ	539 ㎡	RC	1998 年	豊栄町鍛冶屋 341 番地 1
人権センター	東広島市人権センター	東広島市人権センター	201 ㎡	RC	1982 年	西条吉行東 1 丁目 1 番 14 号
	黒瀬文化会館	黒瀬文化会館	440 ㎡	S	1978 年	黒瀬町乃美尾 890 番地 1
	河内人権センター	河内人権センター	507 ㎡	RC	1997 年	河内町中河内 1289 番地 1
	安芸津人権センター	安芸津人権センター	307 ㎡	RC	1978 年	安芸津町木谷 3263 番地 1
勤労者福祉施設	東広島市勤労福祉センター	東広島市勤労福祉センター	692 ㎡	RC	1981 年	西条吉行東 1 丁目 1 番 16 号
	安芸津共同福祉会館	安芸津共同福祉会館	564 ㎡	RC	1986 年	安芸津町三津 5515 番地
環境改善センター	環境改善センター	環境改善センター	971 ㎡	RC	1981 年	河内町河戸 136 番地 2
小田地区多目的集会所	小田地区多目的集会施設	小田地区多目的集会施設	239 ㎡	RC	1990 年	河内町小田 2517 番地 5

施設配置図（研修施設）



2 4 集会施設

1 施設の概要

集会施設には、地域センター、地区拠点施設、集会所等（地域集会所、地域研修センター、老人集会所、老人福祉センター、大芝北漁港待合所）が含まれます。

【表1】施設内訳

施設種別	区分	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
地域センター		7	4	2	5	-	3	6	6	2	35
地区拠点施設		2	-	1	-	5	-	-	-	4	12
集会所等	地域集会所	23	17	3	12	25	12	6	22	18	138
	地域研修センター	-	-	1	-	-	1	4	1	-	7
	老人集会所	1	-	1	3	12	8	-	8	-	33
	その他	-	-	-	-	1	-	-	-	1	2
合計		33	21	8	20	43	24	16	37	25	227

2 施設の役割

- (1) 地域センターは、住民による地域づくりに関する活動の拠点を確保するとともに、市民協働のまちづくりの推進及び地域住民による自治の支援を図り、住みよい地域社会の形成に寄与することを目的とする施設です。
- (2) 地区拠点施設は、事務室と会議スペースを備えた住民自治協議会の活動拠点です。
- (3) 集会所等には、地域集会所、地域研修センター、老人集会所等の施設があり、地域住民にコミュニティ活動やレクリエーション活動の場を提供し、住民相互の連帯意識の高揚と健康で文化的なコミュニティの建設とその発展に資することを目的として設置されています。

3 現状

(1) サービス圏域

- ア 地域センターは、貸館・研修機能を備えかつ住民自治協議会の拠点であることから、主として住民自治協議会の範囲をサービス圏域としています。
- イ 地区拠点施設は、住民自治協議会の範囲をサービス圏域としています。
- ウ 集会所等は、地域コミュニティの範囲をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

- ア 地域センターは、当該住民自治協議会の範囲における利便性の高い中心地区又は小学校と近接して設置しており、河内地域センター及び久芳地域センターは、支所と複合化しています。

イ 地区拠点施設は、当該住民自治協議会の範囲における利便性の高い中心地区に設置しています。

ウ 集会所等は、施設配置図のとおり設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

集会施設には、管理対象とする建築物が221棟あります。このうち、66棟が新耐震基準施行年の昭和56年以前に建設されており、利用実態等を踏まえながら耐震診断や耐震改修の必要性を検討します。

建築構造としては、鉄筋コンクリート造が32棟、鉄骨造が13棟、軽量鉄骨造が5棟、木造が171棟あり、このうち17棟が建築後40年以上、92棟が30年以上経過しており、各施設の現状を勘案しつつ建替えや大規模改修の必要性を検討します。

(4) 今後のニーズ

ア 地域センター及び地区拠点施設については、住民自治協議会の活動拡充に伴い、市民ニーズが今後も増加していくと考えられますが、人口が減少している地区において過大規模となっている施設については、利用率の低下によって必要性が減少すると考えられます。

イ 集会所等については、人口増加地域においてはコミュニティ活動の活性化に伴い市民ニーズが増加する一方、人口減少地域においては、利用率の低下により、市民ニーズが減少することが予想されますが、いずれにしてもサービス圏域が限定的であることから、市有の必要性は減少していくと考えられます。

(5) 特記事項

なし。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

ア 地区拠点施設については、各地域のまちづくりの拠点として、住民自治協議会の範囲に各1箇所の確保を図ることとします。また、施設に必要な機能は、事務室及び会議スペースとし、原則として既存施設の活用を図ることとします。

イ 地域センターについては、旧市の地域センターと比較して規模が過大となる場合や利用頻度が低い場合は、建替えや大規模改修の際に機能の削減及び面積の縮小を行います。

ウ 集会所等は、原則として、地元の理解が得られた施設から譲渡を進めていきます。

エ 市有が必要な集会所等については、整備時の条件及び環境の変化等が生じた際に、譲渡等の検討を行います。

オ 大芝北漁港待合所については、廃止又は譲渡することとします。

(2) 管理及び運営の方向性

ア 地域センター及び地区拠点施設については、予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

イ 市直営の施設にあつては、指定管理者制度等の運営形態の検討を行うとともに、段階的に業務の委託を進める等、効果的・効率的な運営を図ることとします。

ウ 集会所等の改修や整備については、原則、施設機能を維持するために必要な範囲とし、効果的・効率的な運営を図ります。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
地域センター	寺西地域センター	寺西地域センター	959 m ²	RC	1992年	西条町寺家 3166 番地 1
	平岩地域センター	平岩地域センター	509 m ²	RC	1985年	西条町寺家 520 番地 12
	御蘭宇地域センター	御蘭宇地域センター	508 m ²	RC	1986年	西条町御蘭宇 7200 番地
	東西条地域センター	東西条地域センター	798 m ²	S	1995年	西条土与丸 2 丁目 3 番 4 号
	郷田地域センター	郷田地域センター	1,004 m ²	RC	1982年	西条町郷曾 1130 番地 5
	板城地域センター	板城地域センター	508 m ²	RC	1989年	西条町馬木 565 番地 1
	三永地域センター	三永地域センター	508 m ²	RC	1987年	西条町下三永 927 番地 2
	川上地域センター	川上地域センター	800 m ²	RC	1991年	八本松飯田 8 丁目 19 番 49 号
	原地域センター	原地域センター	1,208 m ²	RC	1974年	八本松町原 3561 番地
	吉川地域センター	吉川地域センター	626 m ²	RC	1984年	八本松町吉川 435 番地 1
	八本松地域センター	八本松地域センター	1,304 m ²	RC	1974年	八本松南 2 丁目 1 番 1 号
	東志和地域センター	東志和地域センター	509 m ²	RC	1990年	志和町志和東 3887 番地 1
	志和堀地域センター	志和堀地域センター	507 m ²	RC	1988年	志和町志和堀 857 番地
	高屋東地域センター	高屋東地域センター	536 m ²	RC	1974年	高屋町白市 550 番地
	高屋西地域センター	高屋西地域センター	943 m ²	RC	1968年	高屋町杵原 1316 番地 1
	小谷地域センター	小谷地域センター	452 m ²	RC	1975年	高屋町小谷 5560 番地
	造賀地域センター	造賀地域センター	531 m ²	RC	1979年	高屋町造賀 3638 番地 1
	高美が丘地域センター	高美が丘地域センター	800 m ²	S	1997年	高屋高美が丘 4 丁目 34 番 2 号
	竹仁地域センター	竹仁地域センター	725 m ²	RC	1978年	富富町下竹仁 501 番地 11
	上戸野地域センター	上戸野地域センター	310 m ²	W	1978年	富富町上戸野 2555 番地
清武西地域センター	清武西地域センター	477 m ²	W	2001年	豊栄町清武 3756 番地 1	

東広島市公共施設等総合管理計画

	清武西地域センター	693 m ²	S	1989年	豊栄町清武 3756 番地 1	
清武地域センター	清武地域センター	818 m ²	RC	1973年	豊栄町鍛冶屋 603 番地	
安宿地域センター	安宿地域センター	933 m ²	W	1953年	豊栄町安宿 3876 番地 1	
	安宿地域センター大ホール(体育館)	697 m ²	RC	1984年	豊栄町安宿 3876 番地 1	
乃美地域センター	乃美地域センター	489 m ²	RC	1997年	豊栄町乃美 3163 番地	
	乃美地域センター大ホール(体育館)	770 m ²	RC	1983年	豊栄町乃美 3163 番地	
能良地域センター	能良地域センター	381 m ²	W	2002年	豊栄町能良 1324 番地	
	能良地域センター大ホール(体育館)	798 m ²	S	1984年	豊栄町能良 1324 番地	
吉原地域センター	吉原地域センター	441 m ²	W	2000年	豊栄町吉原 2243 番地	
	吉原地域センター大ホール(体育館)	839 m ²	S	1985年	豊栄町吉原 2243 番地	
河内地域センター	河内地域センター大ホール	838 m ²	S	1963年	河内町中河内 1205 番地	
河戸地域センター	河戸地域センター	344 m ²	W	1950年	河内町河戸 2080 番地 1	
宇山地域センター	宇山地域センター	841 m ²	RC	1980年	河内町宇山 1481 番地	
	宇山地域センター大ホール(体育館)	617 m ²	S	1981年	河内町宇山 1481 番地	
戸野地域センター	戸野地域センター	335 m ²	W	1993年	河内町戸野 738 番地	
	戸野地域センター大ホール(体育館)	509 m ²	S	1978年	河内町戸野 738 番地	
入野地域センター	入野地域センター	875 m ²	RC	1988年	河内町入野 2650 番地	
小田地域センター	小田地域センター	998 m ²	RC	1990年	河内町小田 2182 番地	
	小田地域センター大ホール(体育館)	531 m ²	RC	1980年	河内町小田 2182 番地	
木谷地域センター	木谷地域センター	456 m ²	RC	1982年	安芸津町木谷 4127 番地 2	
風早地域センター	風早地域センター	474 m ²	RC	1982年	安芸津町風早 1214 番地 1	
集会所等	龍王集会所	龍王集会所	165 m ²	W	1980年	西条町寺家 5161 番地
	早稲木集会所	早稲木集会所	99 m ²	W	1988年	西条町御藪宇 714 番地 9
	鴨ヶ池集会所	鴨ヶ池集会所	119 m ²	W	1983年	西条町吉行 181 番地 29
	吉行集会所	吉行集会所	123 m ²	W	1986年	西条町吉行 894 番地
	土与丸老人集会所	土与丸老人集会所	112 m ²	W	1981年	西条土与丸 2丁目 6 番地 61 号
	金清集会所	金清集会所	99 m ²	W	1983年	西条町田口 2077 番地 3
	東子集会所	東子集会所	200 m ²	W	1983年	西条町田口 150 番地 7
	今田集会所	今田集会所	149 m ²	W	1984年	西条町郷曾 3204 番地 1
	三升原集会所	三升原集会所	200 m ²	W	1985年	西条町大沢 1244 番地 1
	上三永公会堂	上三永公会堂	286 m ²	W	1988年	西条町上三永 1521 番地 1
	上三永第一会館	上三永第一会館	95 m ²	W	1986年	西条町上三永 505 番地
	上三永第五会館	上三永第五会館	122 m ²	W	1983年	西条町上三永 2587 番地 1
	上三永第三会館	上三永第三会館	122 m ²	W	1987年	西条町上三永 1424 番地 1

東広島市公共施設等総合管理計画

上三永第四会館	上三永第四会館	122 m ²	W	1986年	西条町上三永 2375 番地 5
上三永第二会館	上三永第二会館	122 m ²	W	1984年	西条町上三永 786 番地 4
上三永峠会館	上三永峠会館	99 m ²	W	2006年	西条町上三永 53 番地 1
下三永集会所	下三永集会所	238 m ²	W	1986年	西条町下三永 963 番地 1
加計多目的ホール	加計多目的ホール	135 m ²	W	1978年	西条町下三永 730 番地 388
河田集会所	河田集会所	122 m ²	W	2002年	西条町下三永 1243 番地 2
吉光・大宮会館	吉光・大宮会館	121 m ²	W	1984年	西条町下三永 416 番地 5
池田集会所	池田集会所	65 m ²	W	2005年	西条町下三永 876 番地 3
本頭会館	本頭会館	122 m ²	W	2007年	西条町下三永 161 番地 5
みずとり集会所	みずとり集会所	208 m ²	W	1992年	鏡山 3 丁目 8 番 1 号
武士集会所	武士集会所	135 m ²	W	1988年	田口研究団地 3 番 21 号
中組集会所	中組集会所	252 m ²	W	1981年	八本松飯田 8 丁目 8 番 20 号
篠集会所	篠集会所	181 m ²	W	1985年	八本松町篠 147 番地 1
正力集会所	正力集会所	217 m ²	LS	1984年	八本松町正力 1441 番地 1
正力第二集会所	正力第二集会所	199 m ²	W	1994年	八本松町正力 61 番地 2
米満集会所	米満集会所	181 m ²	W	1982年	八本松町米満 559 番地
上組コミュニケーション	上組コミュニケーション	218 m ²	RC	1979年	八本松町飯田 349 番地
八本松西集会所	八本松西集会所	160 m ²	LS	1995年	八本松西 2 丁目 11 番 14 号
八本松北集会所	八本松北集会所	87 m ²	S	2000年	八本松町飯田 1587 番地
宗吉第一集会所	宗吉第一集会所	290 m ²	RC	1979年	八本松西 5 丁目 5 番 12 号
宗吉第二集会所	宗吉第二集会所	150 m ²	W	2005年	八本松町宗吉 1179 番地 5
河内田・馬場台会館	河内田・馬場台会館	141 m ²	W	1987年	八本松町原 3316 番地 19
河内田集会所	河内田集会所	138 m ²	W	1982年	八本松町原 3566 番地 1
原西部集会所	原西部集会所	213 m ²	S	1994年	八本松町原 10527 番地 23
前長沢集会所	前長沢集会所	149 m ²	RC	1976年	八本松町原 11300 番地 2
八本松集会所	八本松集会所	394 m ²	S	1977年	八本松町原 10128 番地 197
八本松南集会所	八本松南集会所	241 m ²	W	1983年	八本松南 2 丁目 18 番 3 号
下組集会所	下組集会所	228 m ²	S	1980年	八本松東 5 丁目 6 番 23 号
道下集会所	道下集会所	147 m ²	W	1976年	志和町別府 1435 番地 1
農村青年サークル会館	農村青年サークル会館	73 m ²	LS	2003年	志和町奥屋 1377 番地 5
冠老人集会所	冠老人集会所	120 m ²	W	1980年	志和町冠 1340 番地
元広集会所	元広集会所	113 m ²	W	1982年	志和町志和東 685 番地 1
内集会所	内集会所	114 m ²	W	1978年	志和町内 28 番地 2
白市長寿会館	白市長寿会館	138 m ²	W	1950年	高屋町白市 1108 番地 1
高屋堀集会所	高屋堀集会所	181 m ²	W	1985年	高屋町高屋堀 1950 番地 2

東広島市公共施設等総合管理計画

重兼老人集会所	重兼老人集会所	106 m ²	W	1982年	高屋町重兼 145 番地
杵原下集会所	杵原下集会所	213 m ²	W	1988年	高屋町杵原 1398 番地 5
杵原上集会所	杵原上集会所	190 m ²	W	1985年	高屋町杵原 783 番地 2
宮領集会所	宮領集会所	211 m ²	W	1988年	高屋町宮領 336 番地 1
小谷福寿会館	小谷福寿会館	137 m ²	W	1956年	高屋町小谷 3564 番地 1
高美が丘一丁目・二丁目コミュニティ会館	高美が丘一丁目・二丁目コミュニティ会館	169 m ²	W	1989年	高屋高美が丘 2 丁目 1 番 1 号
高美が丘三丁目コミュニティ会館	高美が丘三丁目コミュニティ会館	96 m ²	W	1992年	高屋高美が丘 3 丁目 15 番地 8 号
高美が丘四丁目コミュニティ会館	高美が丘四丁目コミュニティ会館	92 m ²	W	1991年	高屋高美が丘 4 丁目 29 番 1 号
高美が丘六丁目コミュニティ会館	高美が丘六丁目コミュニティ会館	62 m ²	W	1994年	高屋高美が丘 6 丁目 9 番 8 号
高美が丘七丁目コミュニティ会館	高美が丘七丁目コミュニティ会館	91 m ²	W	1993年	高屋高美が丘 7 丁目 10 番 2 号
高美が丘八丁目コミュニティ会館	高美が丘八丁目コミュニティ会館	79 m ²	W	1996年	高屋高美が丘 8 丁目 17 番 1 号
高美が丘九丁目コミュニティ会館	高美が丘九丁目コミュニティ会館	92 m ²	W	1994年	高屋高美が丘 9 丁目 16 番 1 号
杵原中央集会所	杵原中央集会所	151 m ²	W	1988年	高屋うめの辺 1917 番地
下板城地区老人会館	下板城地区老人会館	286 m ²	W	1996年	黒瀬町国近 778 番地
国近会館	国近会館	258 m ²	W	1992年	黒瀬町国近 360 番地
梶屋迫老人集会所	梶屋迫老人集会所	101 m ²	W	1985年	黒瀬町小多田 1187 番地 3
小多田会館	小多田会館	190 m ²	W	1991年	黒瀬町小多田 174 番地 1
岩谷老人集会所	岩谷老人集会所	133 m ²	W	1988年	黒瀬町宗近柳国 2771 番地
柳国下モ原会館	柳国下モ原会館	135 m ²	W	2006年	黒瀬町宗近柳国 118 番地 78
南方会館	南方会館	149 m ²	W	2005年	黒瀬町南方 1411 番地 2
乃美尾下組老人集会所	乃美尾下組老人集会所	190 m ²	W	1988年	黒瀬町乃美尾 552 番地 1
乃美尾会館	乃美尾会館	367 m ²	RC	2000年	黒瀬町乃美尾 2131 番地 1
乃美尾老人会館	乃美尾老人会館	123 m ²	W	1976年	黒瀬町乃美尾 1720 番地 2
大多田会館	大多田会館	234 m ²	W	2006年	黒瀬町大多田 2606 番地 3
丸山日の出老人集会所	丸山日の出老人集会所	108 m ²	W	1973年	黒瀬町丸山 947 番地
丸山老人集会所	丸山老人集会所	132 m ²	W	1985年	黒瀬町丸山 163 番地
丸山サニーハイツ会館	丸山サニーハイツ会館	142 m ²	W	1996年	黒瀬町檜原 18 番地 6
檜原ハイライフ会館	檜原ハイライフ会館	99 m ²	LS	1992年	黒瀬町檜原西 1 丁目 2 番 5 号
檜原レークランド会館	檜原レークランド会館	142 m ²	W	1998年	黒瀬町檜原東 3 丁目 39 番地 14 号
檜原高屋池会館	檜原高屋池会館	135 m ²	W	2002年	黒瀬町檜原東 1 丁目 11 番 10 号
檜原第一鷹原会館	檜原第一鷹原会館	139 m ²	W	1998年	黒瀬町檜原北 2 丁目 5 番 8 号
檜原中央団地会館	檜原中央団地会館	131 m ²	W	1999年	黒瀬町檜原東 2 丁目 10 番 13 号
檜原緑ヶ丘会館	檜原緑ヶ丘会館	102 m ²	W	2001年	黒瀬町檜原東 3 丁目 9 番 24 号
檜原雉ヶ庭会館	檜原雉ヶ庭会館	97 m ²	W	2003年	黒瀬町檜原北 1 丁目 8 番 7 号
市飯田コミュニティ会館	市飯田コミュニティ会館	103 m ²	W	2005年	黒瀬町市飯田 133 番地 85

東広島市公共施設等総合管理計画

市飯田老人集会所	市飯田老人集会所	129 m ²	W	1984年	黒瀬町市飯田 910 番地 2
上保田会館	上保田会館	153 m ²	W	1993年	黒瀬町市飯田 1635 番地
菅田老人集会所	菅田老人集会所	121 m ²	W	1985年	黒瀬町菅田 5 番地
川角会館	川角会館	119 m ²	W	1993年	黒瀬町川角 203 番地 2
兼沢会館	兼沢会館	158 m ²	W	1997年	黒瀬町兼沢 118 番地 3
上条会館	上条会館	169 m ²	RC	1976年	黒瀬町津江 5772 番地
田代会館	田代会館	131 m ²	W	1995年	黒瀬町津江 1535 番地
東側老人集会所	東側老人集会所	139 m ²	W	1987年	黒瀬町津江 6301 番地 1
春日野一丁目会館	春日野一丁目会館	137 m ²	W	1996年	黒瀬町春日野 1 丁目 14 番地 2
春日野二丁目会館	春日野二丁目会館	79 m ²	W	1994年	黒瀬町春日野 2 丁目 13 番地 2
松ヶ丘会館	松ヶ丘会館	86 m ²	W	1994年	黒瀬町松ヶ丘 28 番 8 号
ひまわり台老人集会所	ひまわり台老人集会所	112 m ²	W	1988年	黒瀬町切田が丘 1 丁目 30 番 6 号
切田上組会館	切田上組会館	116 m ²	W	1994年	黒瀬町切田が丘 2 丁目 14 番 12 号
切田宝蔵院会館	切田宝蔵院会館	78 m ²	W	1992年	黒瀬町切田が丘 1 丁目 31 番 5 号
切田北組老人集会所	切田北組老人集会所	133 m ²	W	1990年	黒瀬町切田が丘 3 丁目 14 番 1 号
下組多目的集会所	下組多目的集会所	108 m ²	W	1980年	福富町上竹仁 1326 番地 1
市組コミュニティホーム	市組コミュニティホーム	119 m ²	W	2002年	福富町上竹仁 1563 番地 1
新開老人集会所	新開老人集会所	104 m ²	W	1978年	福富町上竹仁 247 番地 4
中組老人集会所	中組老人集会所	126 m ²	W	1988年	福富町上竹仁 312 番地
下竹仁天神コミュニティホーム	下竹仁天神コミュニティホーム	109 m ²	W	1989年	福富町下竹仁 2082 番地 6
宮郷ふれあいプラザ	宮郷ふれあいプラザ	180 m ²	W	1991年	福富町下竹仁 837 番地
郷谷コミュニティホーム	郷谷コミュニティホーム	105 m ²	W	1980年	福富町下竹仁 1363 番地 12
レイクヒルコミュニティホーム	レイクヒルコミュニティホーム	109 m ²	W	1998年	福富町久芳 1539 番地 25
押政南コミュニティホーム	押政南コミュニティホーム	113 m ²	W	2000年	福富町久芳 4343 番地 2
押政北コミュニティホーム	押政北コミュニティホーム	102 m ²	W	1999年	福富町久芳 4669 番地 1
後谷多目的研修施設集会所施設	後谷多目的研修施設集会所施設	94 m ²	W	1982年	福富町久芳 839 番地
三分区老人集会所	三分区老人集会所	107 m ²	W	1982年	福富町久芳 3570 番地 1
松崎コミュニティホーム	松崎コミュニティホーム	110 m ²	W	1977年	福富町久芳 2332 番地 4
西の谷老人集会所	西の谷老人集会所	104 m ²	W	1977年	福富町久芳 5391 番地 2
則友老人集会所	則友老人集会所	105 m ²	W	1980年	福富町久芳 3037 番地 1
丁田コミュニティホーム	丁田コミュニティホーム	105 m ²	W	2001年	福富町久芳 373 番地
東集会所	東集会所	54 m ²	W	1971年	福富町久芳 6524 番地 1
東谷老人集会所	東谷老人集会所	104 m ²	W	1979年	福富町久芳 380 番地 2
上コミュニティホーム	上コミュニティホーム	109 m ²	W	1981年	福富町上戸野 2982 番地
上神多目的集会所	上神多目的集会所	108 m ²	W	1980年	福富町上戸野 3097 番地

東広島市公共施設等総合管理計画

平上老人集会所	平上老人集会所	106 m ²	W	1988年	福富町上戸野 2224 番地
串集会所	串集会所	108 m ²	W	1979年	豊栄町清武 2489 番地 2
後谷集会所	後谷集会所	86 m ²	W	1988年	豊栄町清武 3366 番地 1
第3区生活改善センター	第3区生活改善センター	105 m ²	W	1981年	豊栄町清武 1454 番地 3
飯田生活改善センター	飯田生活改善センター	102 m ²	W	1982年	豊栄町飯田 1066 番地
見土路生活改善センター	見土路生活改善センター	169 m ²	W	1980年	豊栄町安宿 3246 番地 4
助谷上コミュニティ集会所	助谷上コミュニティ集会所	98 m ²	W	1982年	豊栄町安宿 4967 番地 1
別府集会所	別府集会所	157 m ²	W	2001年	豊栄町別府 440 番地 1
下陰地生活改善センター	下陰地生活改善センター	104 m ²	W	1980年	豊栄町乃美 2555 番地 2
北組集会所	北組集会所	104 m ²	W	1986年	豊栄町乃美 3691 番地 1
吉原陰地集会所	吉原陰地集会所	99 m ²	W	1980年	豊栄町吉原 3526 番地
一夜原コミュニティホーム	一夜原コミュニティホーム	87 m ²	W	1990年	河内町下河内 200 番地 46
大和原コミュニティホーム	大和原コミュニティホーム	57 m ²	W	1985年	河内町下河内 461 番地 1
奥条・串ヶ平コミュニティホーム	奥条・串ヶ平コミュニティホーム	86 m ²	W	1986年	河内町中河内 1439 番地 7
正尺コミュニティホーム	正尺コミュニティホーム	55 m ²	W	1974年	河内町中河内 120 番地 1
西条コミュニティホーム	西条コミュニティホーム	89 m ²	LS	1990年	河内町中河内 930 番地 4
中河内老人集会所	中河内老人集会所	102 m ²	W	1978年	河内町中河内 1024 番地 2
鉄南コミュニティホーム	鉄南コミュニティホーム	90 m ²	W	1978年	河内町中河内 549 番地 3
上河内コミュニティホーム	上河内コミュニティホーム	140 m ²	W	1978年	河内町上河内 431 番地
隠地コミュニティホーム	隠地コミュニティホーム	55 m ²	W	1974年	河内町河戸 1436 番地 2
河戸天神コミュニティホーム	河戸天神コミュニティホーム	77 m ²	W	1993年	河内町河戸 802 番地 4
河戸老人集会所	河戸老人集会所	102 m ²	W	1980年	河内町河戸 2916 番地 2
宇山コミュニティホーム	宇山コミュニティホーム	57 m ²	W	1977年	河内町宇山 2253 番地 8
宇山老人集会所	宇山老人集会所	124 m ²	W	1979年	河内町宇山 1243 番地
戸野コミュニティホーム	戸野コミュニティホーム	57 m ²	W	1977年	河内町戸野 1097 番地 1
戸野老人集会所	戸野老人集会所	119 m ²	W	1981年	河内町戸野 885 番地
前畑地区多目的集会所施設	前畑地区多目的集会所施設	65 m ²	W	1995年	河内町戸野 3427 番地
グリーンコミュニティホーム	グリーンコミュニティホーム	90 m ²	W	1998年	入野中山台 2 丁目 28 番 10 号
元兼コミュニティホーム	元兼コミュニティホーム	94 m ²	W	1986年	河内町入野 1263 番地 13
失平コミュニティホーム	失平コミュニティホーム	75 m ²	W	1995年	河内町入野 1707 番地 2
大矢コミュニティホーム	大矢コミュニティホーム	102 m ²	W	1979年	河内町入野 7641 番地 1
鶴亀山老人集会所	鶴亀山老人集会所	109 m ²	W	1984年	河内町入野 265 番地 2
入野コミュニティホーム	入野コミュニティホーム	57 m ²	W	1978年	河内町入野 1986 番地 9
入野駅前コミュニティホーム	入野駅前コミュニティホーム	119 m ²	W	1995年	河内町入野 878 番地 6
入野中央老人集会所	入野中央老人集会所	130 m ²	W	1985年	河内町入野 5835 番地 3

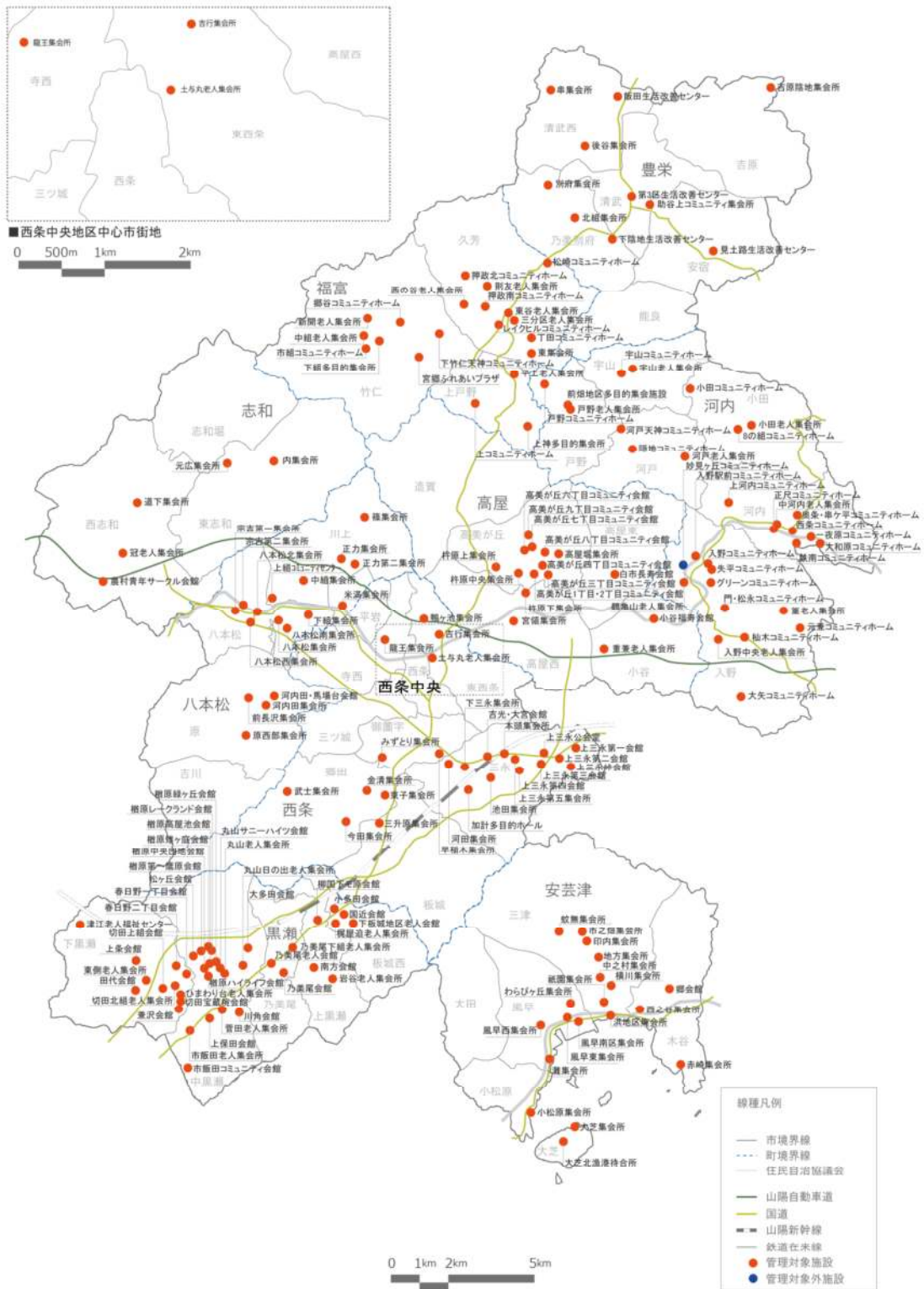
東広島市公共施設等総合管理計画

門・松永コミュニティホーム	門・松永コミュニティホーム	87 m ²	W	1990年	河内町入野 2808 番地 5
杣木コミュニティホーム	杣木コミュニティホーム	131 m ²	W	1987年	河内町入野 4496 番地
篁老人集会所	篁老人集会所	126 m ²	W	1985年	河内町入野 3460 番地 1
8の組コミュニティホーム	8の組コミュニティホーム	69 m ²	W	1974年	河内町小田 1773 番地 3
小田コミュニティホーム	小田コミュニティホーム	66 m ²	W	1996年	河内町小田 114 番地 2
小田老人集会所	小田老人集会所	114 m ²	W	1983年	河内町小田 2517 番地 1
郷会館	郷会館	146 m ²	W	2006年	安芸津町木谷 3118 番地 4
西之谷集会所	西之谷集会所	134 m ²	W	1998年	安芸津町木谷 359 番地 2
赤崎集会所	赤崎集会所	107 m ²	W	1989年	安芸津町木谷 4649 番地 1
印内集会所	印内集会所	128 m ²	W	1986年	安芸津町三津 1438 番地 3
横川集会所	横川集会所	99 m ²	W	2003年	安芸津町三津 3389 番地 1
蚊無集会所	蚊無集会所	68 m ²	W	1980年	安芸津町三津 454 番地 2
祇園集会所	祇園集会所	97 m ²	S	1973年	安芸津町三津 4274 番地 2
市之畑集会所	市之畑集会所	80 m ²	W	1981年	安芸津町三津 1286 番地 1
地方集会所	地方集会所	106 m ²	W	1983年	安芸津町三津 2523 番地 1
中之村集会所	中之村集会所	101 m ²	W	2007年	安芸津町三津 4805 番地 7
浜地区集会所	浜地区集会所	183 m ²	W	2001年	安芸津町三津 4106 番地 59
わらびヶ丘集会所	わらびヶ丘集会所	108 m ²	W	2004年	安芸津町風早 895 番地 42
大芝集会所	大芝集会所	103 m ²	W	1982年	安芸津町風早 652 番地 408
灘集会所	灘集会所	115 m ²	W	1991年	安芸津町風早 2808 番地 5
風早西集会所	風早西集会所	125 m ²	W	2002年	安芸津町風早 791 番地
風早東集会所	風早東集会所	132 m ²	W	1983年	安芸津町風早 1412 番地 9
風早南区集会所	風早南区集会所	144 m ²	W	2006年	安芸津町風早 3183 番地 3
小松原集会所	小松原集会所	106 m ²	W	1981年	安芸津町小松原 612 番地 11
津江老人福祉センター	津江老人福祉センター	168 m ²	W	1978年	黒瀬町津江 575 番地 2
大芝北漁港待合所	大芝北漁港待合所	105 m ²	W	1984年	安芸津町風早 653 番地 162

施設配置図（地域センター、地区拠点施設）



施設配置図（集会所等）



2 5 児童施設

1 施設の概要

児童施設には、いきいきこどもクラブと児童館が含まれます。

【表 1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
いきいきこどもクラブ	16	8	2	6	6	1	1	3	3	46
児童館	-	-	-	-	1	-	-	-	1	2
合計	16	8	2	6	7	1	1	3	4	48

2 施設の役割

- (1) いきいきこどもクラブは、児童福祉法に基づき、小学校に就学している児童のうち、保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、授業の終了後等に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を提供することにより、その健全な育成を図ることを目的とする施設であり、あわせて保護者の就労を支援するものです。
- (2) 児童館は、児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し情操を豊かにするとともに、児童の健全な育成を図ることを目的とする施設です。

3 現 状

(1) サービス圏域

ア いきいきこどもクラブについては、各小学校の児童を対象としていることから、小学校区をサービス圏域としています。ただし、福富いきいきこどもクラブは竹仁小学区及び久芳小学区を対象としています。

イ 児童館については、市内の全児童を対象としていることから、市内全域をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

ア いきいきこどもクラブは、小学校と円滑に連携するため、各小学校に同居又は近傍に設置しています。

イ 児童館は、黒瀬町と安芸津町に設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表 2）

児童施設には、管理対象とする建築物が 32 棟あります。このうち、新耐震基準施行年の昭和 56 年以前に建設された 2 棟については、利用実態等を踏まえながら耐震診断や耐震改修の必要性を検討します。

建築構造としては、鉄筋コンクリート造が 1 棟、軽量鉄骨造が 24 棟、木造が 7 棟

あり、2棟が建築後40年以上経過しています。法定耐用年数を超過した建築物もあることから、これらについては、建替えや大規模改修、他の公共施設等への移転などの必要性を検討します。

(4) 今後のニーズ

ア いきいきこどもクラブは、子育て環境の充実及び保護者の就労支援の観点から必要性の高い施設であり、利用者が全市的に増加傾向にあることと、対象となる児童年齢も引き上げられることから、今後も市民ニーズが増加すると考えられます。

イ 児童館は、児童に健全な遊びを提供するだけでなく、子育て支援を目的としたイベントなども実施しており、また放課後の児童の居場所としての利用もあるため、今後も市民ニーズが増加すると考えられます。

(5) 特記事項

なし。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

ア 将来にわたる社会情勢の変化を踏まえ、適正な規模の施設の確保を行います。

イ 新設が必要な場合は、空き教室、周辺施設の多機能化や複合化等、既存施設の有効活用を図るとともに、対象となる児童数の推移及び費用対効果を考慮し検討します。

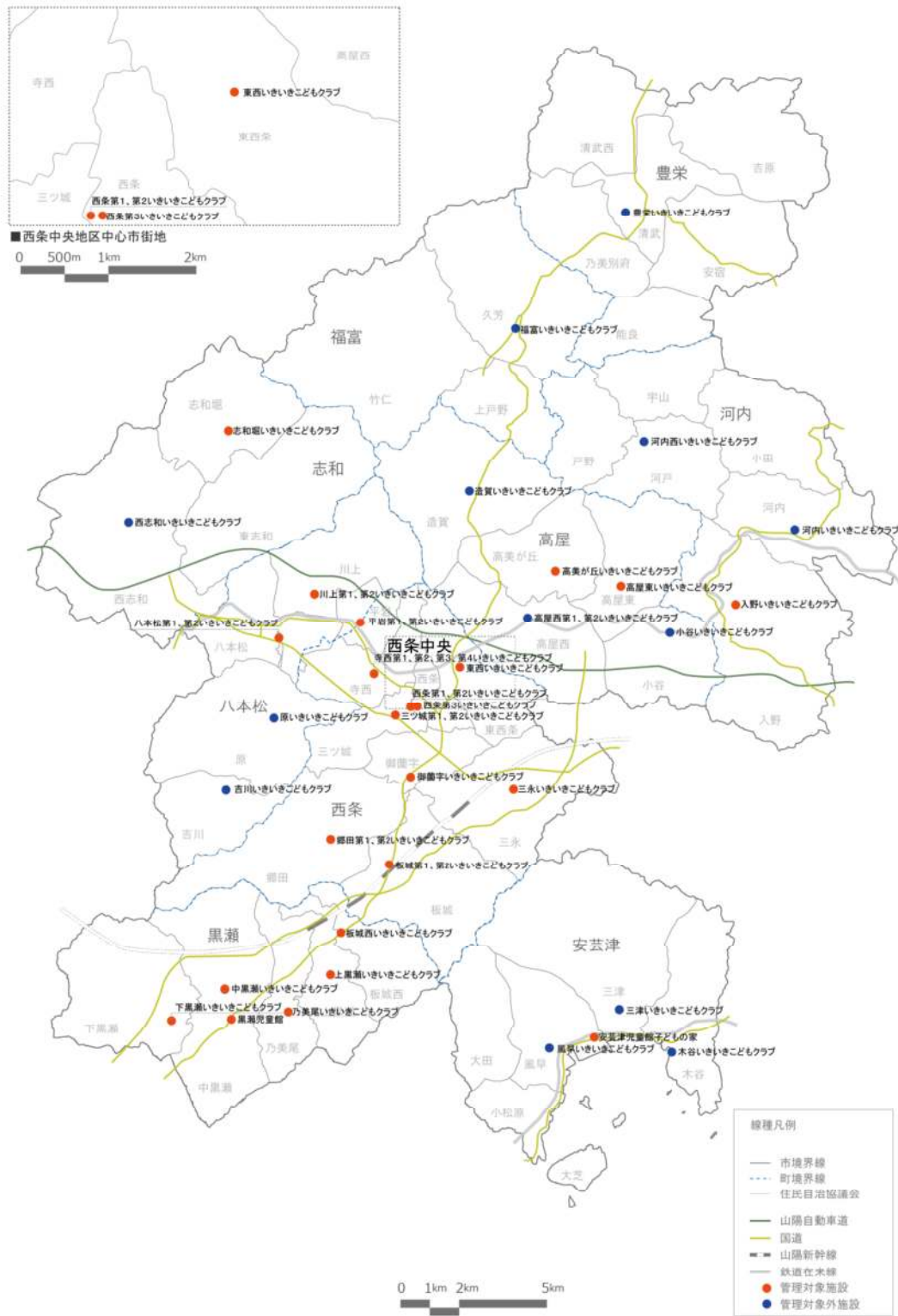
(2) 管理及び運営の方向性

予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
いきいき子どもクラブ	寺西第1いきいき子どもクラブ1期	寺西第1いきいき子どもクラブ1期	92 m ²	LS	2005年	西条町寺家 6664 番地 1
	寺西第1いきいき子どもクラブ2期	寺西第1いきいき子どもクラブ2期	104 m ²	LS	2008年	西条町寺家 6664 番地 1
	平岩第1いきいき子どもクラブ	平岩第1いきいき子どもクラブ	92 m ²	LS	2004年	西条町寺家 521 番地 9
	平岩第2いきいき子どもクラブ	平岩第2いきいき子どもクラブ	90 m ²	LS	2014年	西条町寺家 521 番地 9
	御園宇いきいき子どもクラブ	御園宇いきいき子どもクラブ	92 m ²	LS	2005年	西条町御園宇 8544 番地 6
	三ツ城第1いきいき子どもクラブ	三ツ城第1いきいき子どもクラブ	153 m ²	LS	2007年	西条中央 7 丁目 23 番 55 号
	三ツ城第2いきいき子どもクラブ	三ツ城第2いきいき子どもクラブ	187 m ²	LS	2009年	西条中央 7 丁目 23 番 55 号
	西条第1いきいき子どもクラブ1期	西条第1いきいき子どもクラブ1期	66 m ²	LS	1997年	西条中央 3 丁目 37 番 9 号
	西条第1いきいき子どもクラブ2期	西条第1いきいき子どもクラブ2期	99 m ²	LS	2005年	西条中央 3 丁目 37 番 9 号
	西条第3いきいき子どもクラブ	西条第3いきいき子どもクラブ	99 m ²	LS	2012年	西条中央 3 丁目 14 番 1 号
	郷田第1いきいき子どもクラブ	郷田第1いきいき子どもクラブ	66 m ²	LS	2000年	西条町郷田 1133 番地
	郷田第2いきいき子どもクラブ	郷田第2いきいき子どもクラブ	66 m ²	LS	2012年	西条町郷田 1133 番地
	板城第1いきいき子どもクラブ	板城第1いきいき子どもクラブ	66 m ²	LS	1997年	西条町馬木 541 番地 1
	板城第2いきいき子どもクラブ	板城第2いきいき子どもクラブ	45 m ²	LS	2011年	西条町馬木 541 番地 1
	三永いきいき子どもクラブ	三永いきいき子どもクラブ	123 m ²	LS	2011年	西条町下三永宇池田 930-2
	東西条いきいき子どもクラブ	東西条いきいき子どもクラブ	107 m ²	LS	2012年	西条吉行東 1 丁目 2 番 1 号
	川上第1いきいき子どもクラブ1期	川上第1いきいき子どもクラブ1期	92 m ²	W	1954年	八本松飯田 5 丁目 8 番 23 号
	川上第2いきいき子どもクラブ2期	川上第2いきいき子どもクラブ2期	69 m ²	LS	2008年	八本松飯田 5 丁目 8 番 47 号
	八本松いきいき子どもクラブ1	八本松いきいき子どもクラブ1	104 m ²	LS	2005年	八本松町原 10128 番地 137
	八本松いきいき子どもクラブ2	八本松いきいき子どもクラブ2	54 m ²	LS	2007年	八本松町原 10128 番地 137
	志和堀いきいき子どもクラブ	志和堀いきいき子どもクラブ	94 m ²	W	1954年	志和町志和堀 3047 番地
	高屋東いきいき子どもクラブ	高屋東いきいき子どもクラブ	66 m ²	LS	1998年	高屋町白市 589 番地
	高美が丘いきいき子どもクラブ1期	高美が丘いきいき子どもクラブ1期	92 m ²	LS	1998年	高屋高美が丘 4 丁目 1 番 1 号
	高美が丘いきいき子どもクラブ2期	高美が丘いきいき子どもクラブ2期	70 m ²	LS	2000年	高屋高美が丘 4 丁目 1 番 1 号
	板城西いきいき子どもクラブ	板城西いきいき子どもクラブ	89 m ²	W	2004年	黒瀬町小多田 2045 番地
	上黒瀬いきいき子どもクラブ	上黒瀬いきいき子どもクラブ	89 m ²	W	2004年	黒瀬町宗近柳園 271 番地 2
	乃美尾いきいき子どもクラブ	乃美尾いきいき子どもクラブ	89 m ²	W	2004年	黒瀬町乃美尾 554 番地 1
	中黒瀬いきいき子どもクラブ	中黒瀬いきいき子どもクラブ	66 m ²	LS	1997年	黒瀬町楠原 18 番地 4
	下黒瀬いきいき子どもクラブ	下黒瀬いきいき子どもクラブ	89 m ²	W	2003年	黒瀬町津江 1225 番地 3
	入野いきいき子どもクラブ	入野いきいき子どもクラブ	110 m ²	LS	1997年	入野中山台 4 丁目 19 番 13 号
児童館	黒瀬児童館	黒瀬児童館	359 m ²	RC	1998年	黒瀬町丸山 1450 番地 1
	安芸津児童館子どもの家	安芸津児童館子どもの家	219 m ²	W	1995年	安芸津町風早 3092 番地 1

施設配置図（児童施設）



2 6 福祉施設

1 施設グループの概要

福祉施設には、総合福祉センター、地域福祉センター、福祉センター、安芸津地域福祉推進施設、子育て・障害総合支援センター（はあとふる）が含まれます。

【表 1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	豊栄	福富	河内	安芸津	合計
総合福祉センター	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
地域福祉センター	-	-	-	-	1	1	1	1	1	5
福祉センター	1	-	-	-	-	-	-	1	-	2
安芸津地域福祉推進施設	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
子育て・障害総合支援センター	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
合 計	3	-	-	-	1	1	1	2	2	10

2 施設の役割

- (1) 総合福祉センターは、高齢者、心身障害者等に対して各種の福祉サービスを提供するとともに、市民に対する保健サービスを充実し、併せて市民及び市民組織の協力による福祉保健活動を助長することで、総合的に市民の福祉と健康の増進を図ることを目的とする施設です。
- (2) 地域福祉センターは、市民の生活文化の向上、社会福祉の増進及び地域における保健活動の充実を図ることを目的とする施設です。
- (3) 福祉センターは、市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図ることを目的とする施設です。
- (4) 安芸津地域福祉推進施設は、要援護高齢者等が住み慣れた地域の中で、加齢や孤独感の不安を解消し、できるだけ自立生活を保てるよう管理・運営している施設です。
- (5) 子育て・障害総合支援センターは、子育て支援及び障害者の地域生活支援に関する事業を一体的かつ統合的に推進することにより、児童の健やかな成長と障害者の福祉の増進に資することを目的とし、基幹型子育て支援センター、家庭児童相談室、ファミリー・サポート・センター、児童館的機能施設、地域子育て支援センター及び障害者相談支援センターを有する施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

ア 総合福祉センターは、本市における福祉事業の基幹施設として市内全域をサービス圏域としています。地域福祉センターは、主に合併旧町において福祉相談や健康増進のための事業等を提供する施設として町単位をサービス圏域とします。福祉セ

ンターは、主に町単位をサービス圏域としています。

イ 安芸津地域福祉推進施設は、東広島市全域をサービス圏域としていますが、セラピー&サロンについては県立安芸津病院に通院する竹原市民の利用を想定し、竹原市と管理運営規約を定めており、市域を超えた広域をサービス圏域としています。

ウ 子育て・障害総合支援センターは、子育て支援及び障害者の地域生活支援に関する事業を実施する全市的な施設として、市内全域をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

ア 総合福祉センターは、全市的な基幹施設として西条町に設置しています。地域福祉センターは、合併旧町における利便性の高い中心地区にある支所の近隣又は支所と同居して設置しています。福祉センターは、西条町と河内町に設置しています。

イ 安芸津地域福祉推進施設は、県立安芸津病院に通院する高齢者の利用も想定して設置しています。

ウ 子育て・障害総合支援センターは、全市的な施設として西条町の利便性の高い中心地区に設置し、市民文化センター内及び西条プラザ内へ分散配置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

福祉施設には、管理対象とする建築物が10棟あります。このうち、下見福祉会館は新耐震基準施行年の昭和56年以前に建設されていますが、平成22年度に耐震診断を行っています。

建築構造としては、鉄筋コンクリート造が7棟、木造が3棟あり、このうち3棟が30年以上経過しています。法定耐用年数を超過した建築物もあることから、これらについては、建替えや大規模改修の必要性を検討します。

また、竣工年が不明の1棟については、耐震化及び老朽化の状況が把握できていません。

(4) 今後のニーズ

ア 総合福祉センター及び地域福祉センターについては、高齢社会の進行や法改正などの必要に応じて福祉サービスを提供する場として、今後も必要性が増加し、総合福祉センターは、福祉サービスの基幹施設として、地域福祉センターは、地域における福祉サービスを担う施設として、人口減少地区においても市民ニーズが増加していくと考えられます。

イ 福祉センターについては、貸館利用に対する市民ニーズが増加すると考えられます。

ウ 安芸津地域福祉推進施設については、高齢化の進展により要援護高齢者が今後も増加するものと見込まれており、高齢者が自立生活を保つ取組みに対して、行政ニ

ーズ・市民ニーズ共に増加すると考えられます。

エ 子育て・障害総合支援センターについては、子育て支援と障害者の生活の総合的な相談支援を行う施設として、今後も行政ニーズが増加し、子育て、障害に関する専門的相談や子どもの居場所を求める市民ニーズについても、今後も増加すると考えられます。

(5) 特記事項

なし。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

ア 総合福祉センターについては、既存施設の有効活用を図ることとします。

イ 地域福祉センター及び福祉センターについては、既存施設の有効活用を図るとともに、同一町内において機能が重複する施設については削減又は譲渡を検討します。また、貸館施設としての利用が主な施設については、転用等を検討します。

ウ 安芸津地域福祉推進施設は、公共施設としての必要性の観点から機能のあり方を検討します。

エ 子育て・障害総合支援センターについては、新設又は移設が必要な場合は、周辺施設の多機能化や複合化等、既存施設の有効活用を図ることとします。

(2) 管理及び運営の方向性

ア 総合福祉センター及び地域福祉センター並びに福祉センターについては、予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。また、大規模改修を実施する際は、各施設の利用実態を踏まえて検討します。

イ 安芸津地域福祉推進施設は、予防保全の観点から、必要な修繕を行うことにより、経年劣化の進行を抑制を図りますが、建替え及び大規模改修については耐用年数を考慮し必要性を検討します。

ウ 子育て・障害総合支援センターについては、管理体制及び運営手法のあり方を検討しつつ、効果的・効率的な運営を図ることとします。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
総合福祉センター	総合福祉センター	総合福祉センター	2,182 m ²	RC	1986年	西条町土与丸1108番地
地域福祉センター	黒瀬保健福祉センター	黒瀬保健福祉センター	1,072 m ²	RC	2007年	黒瀬町丸山1286番地1
	豊栄保健福祉センター	豊栄保健福祉センター	1,709 m ²	RC	1996年	豊栄町乃美2841番地1
	河内保健福祉センター	河内保健福祉センター	1,871 m ²	RC	2002年	河内町中河内1206番地1
	安芸津文化福祉センター	安芸津文化福祉センター	1,896 m ²	RC	1988年	安芸津町三津4398番地
福祉センター	下見福祉会館	下見福祉会館	1,431 m ²	RC	1980年	西条下見5丁目4番8号
	河内社会福祉会館	河内社会福祉会館	679 m ²	RC	1983年	河内町中河内1232番地4
安芸津地域福祉推進施設	ひだまりの家	ひだまりの家 1F セラピー&サロン	290 m ²	W	2001年	安芸津町三津3618番地
		ひだまりの家 2F グループハウス	296 m ²	W	2001年	安芸津町三津3618番地
		阪田記念館	60 m ²	W	不明	安芸津町三津3618番地

施設配置図（福祉施設）



第4章 施設グループごとの方針（インフラ施設編）

-
- 本章においては、本市に係る公共施設（インフラ施設）を機能別のグループに分類し、施設の概要・役割・現状・将来的なニーズ等を整理し、今後の取り組みについて基本的な方向性を示しています。
 - 基本方針に掲げる3原則（①施設の長寿命化を推進する、②災害に強く、安全・安心に配慮した都市基盤を整備する、③施設規模の適正化を推進する）は、全施設グループの共通項目とします。
 - 建築物を伴う施設については、各施設の位置を示す施設配置図を第3章（建築物編）にまとめて掲載している場合があります。
 - 本章に記載のない施設及び事項については、第2章のとおり扱うこととします。
 - 本章は、基本的に平成27年度末時点で整理した資料に基づき作成しています。

1 道路

1 施設の概要

道路には、幹線である1級、2級市道とその他の市道、農道、林道が含まれます。また、市道のトンネルは2か所あり、今坂トンネルは昭和58年、しろやまトンネルは平成7年に整備されています。

【表1】施設内訳（路線数）

施設種別	西条	八本松	高屋	志和	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
1級(幹線)市道	27	11	8	8	16	3	5	21	7	103
2級(幹線)市道	25	15	18	13	20	8	8	20	27	154
その他の市道	916	510	664	390	412	347	295	471	229	4,234
合計	968	536	690	408	448	358	308	512	263	4,491
農道	337	127	382	209	393	214	432	252	36	2,382
林道	9	15	13	12	8	19	10	12	14	112

【表2】施設内訳（総延長・道路面積）

施設種別	総延長(m)	道路面積(m ²)
1級(幹線)市道	278,810	2,277,650
2級(幹線)市道	237,423	1,303,281
その他の市道	1,711,152	7,283,447
合計	2,227,385	10,864,378
農道	392,857	
林道	167,267	

【表3】施設内訳（トンネル）

トンネル名	実延長(m)	車道幅員(m)	高さ(m)
今坂トンネル	340	6.0	5.7
しろやまトンネル	377	7.0	4.7

※他、農道にトンネルが1本（実延長205m）設置されている。

2 施設の役割

- (1) 市道は、交通機能及び空間機能としての役割を持っています。また、地域間をつなぐトンネルが人や物の流れを変え、生活や地域経済を活性化する役割を担っています。

交通機能としては、車両等の走行空間としての機能、交通の利便性を高める機能、土地利用を促進する機能などがあります。

空間機能としては、ライフライン等を埋設する収容空間としての機能、防災空間としての機能、生活環境を向上させる機能などがあります。

- (2) 農道は、農作業の効率化や生産コストの低減、効率的で安定的な農業経営の確立などを図る役割を持っています。
- (3) 林道は、林業の合理的経営、森林の集約的管理、林業の振興などを図る役割を持っています。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

ア 1級、2級市道は、幹線道路として市内全域をサービス圏域としており、その他の市道、農道、林道は、生活道路として地域を単位としたサービス圏域として利用されています。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

ア 道路は、表1のとおり設置しており、トンネルと都市計画道路は施設配置図のとおり設置しています。

イ トンネルについて、今坂トンネルは八本松町飯田から志和町志和東にかけて、しろやまトンネルは東広島中核工業団地方面と県道造賀田万里線を結ぶ施設として設置しています。

(3) 老朽化の状況

ア 道路（市道、農道、林道）は、交通量や周辺環境により損傷度は異なりますが、供用年数の経過とともにクラックやわだちなどが発生し老朽化が進行しています。

イ トンネルについては、今坂トンネルは建設後30年以上経過しており、急速に老朽化が進んでいたため、平成24～25年度に補修工事を実施しました。

しろやまトンネルには、大きな補修はありません。

今後は、定期点検を5年に1回実施し、点検結果を基に適切に修繕を行っていくこととしています。

(4) 今後のニーズ

ア 幹線道路については、防災対策や交通安全対策など、安全・安心な暮らしを支える機能に対して、今後も市民の高いニーズが見込まれます。

また、物流の効率化や観光を支援し、産業を支える施設として、企業等の高いニーズが見込まれます。

イ 生活道路（その他の市道、農道、林道）については、地域活動の根幹をなす施設としてのニーズが見込まれ、今後も適切な維持管理が必要です。

ウ トンネルについては、近年では通常の利用だけでなく、災害時における役割など、人や物流の移動以外の側面も再認識されつつあり、重要性はさらに高まっていくと考えられます。

(5) 特記事項

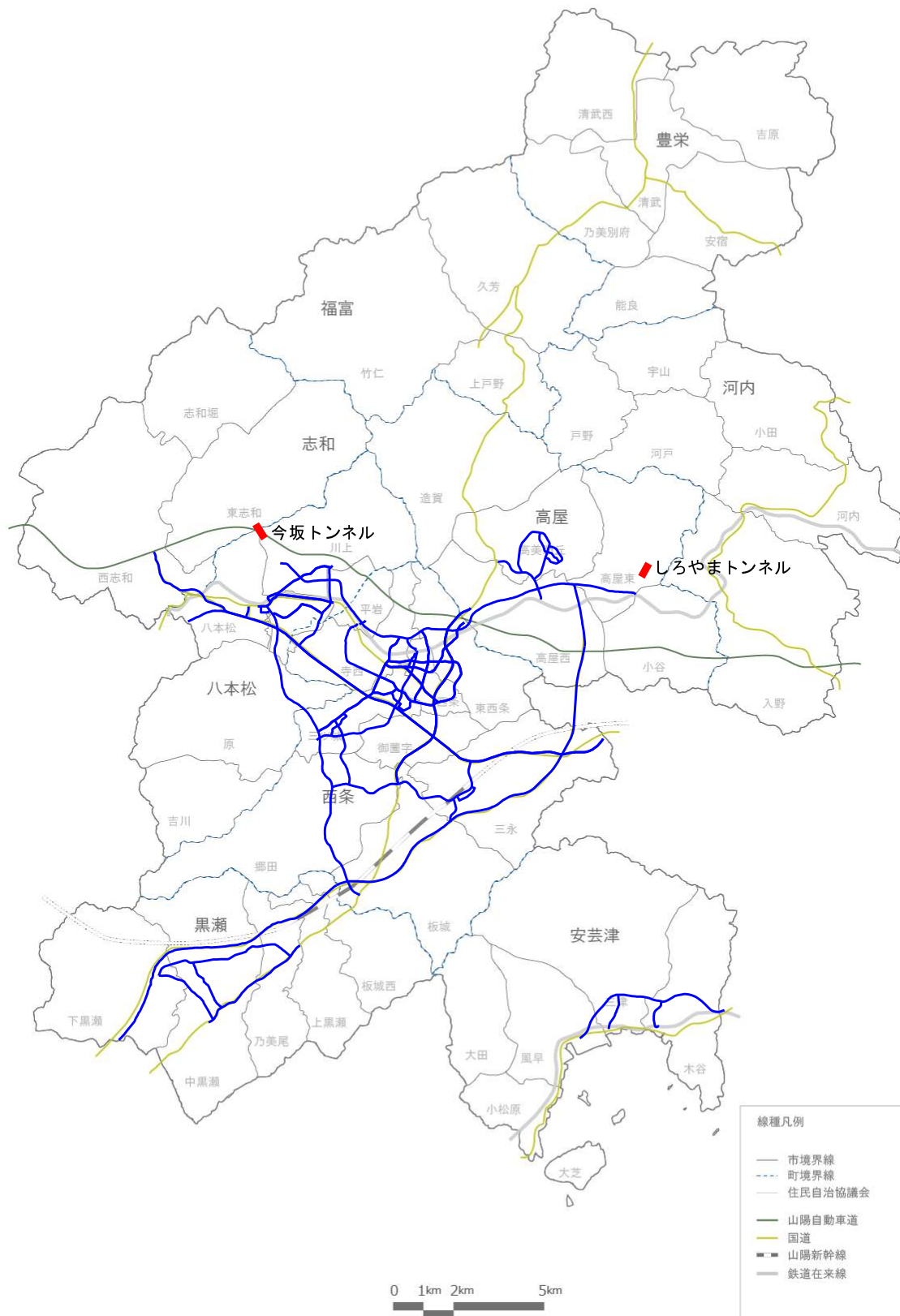
なし。

4 今後の方針

分野	実施方針
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 道路パトロールや市民からの通報等により、点検箇所を絞り、目視による点検を行い、危険箇所を早期発見し、施設の健全性を保持します。 トンネルについては、法令により5年に1回の定期点検が義務化されています。打音調査も併用した近接目視を基本とし、トンネルの現状をできるだけ細部まで正確に把握します。
施設管理・修繕・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 財政状況を見極めて、舗装の年間計画を策定し、優先順位を定め維持管理コストの平準化を目指します。 トンネルについては、定期点検結果に基づき、修繕計画を策定し、適切な修繕を順次実施します。なお、トンネルには、排水施設や照明設備などの附属設備が数多く存在することから、それらも定期点検を行います。 トンネル本体と附属設備の点検、補修にあたっては、同時施行を心がけ、点検・補修に伴う交通規制の影響を最小限に抑制するように努めます。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 道路の安全を確保するため、パトロールによる道路の異常や破損を発見した場合、応急修繕が可能な体制の構築を図ります。 幹線道路については、災害時に国、県と連携し安全確保に努めます。 トンネルについては、得られた点検結果から維持・補修計画を作成し、事業を着実に進めることで安全を確保します。
耐震化の実施方針	該当なし
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 損傷が軽微なうちに早期対策を行うなど計画的な整備を行うことで、道路の長寿命化を図ります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・補修を適切に行い、できる限りトンネルの長寿命化を図ります。
<p>統合や廃止の実施方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の交通量や交通の流れを予測し、新たな路線整備を行う際には、既存の路線の必要性について検討します。 ・地形的な制約等により、トンネルが採用されたことを考慮すると、トンネルについては統合・廃止が現実的な選択肢となることは少ないと考えられます。 ・都市計画道路の整備には長期間を要する場合があります、社会情勢等の変化があれば、都市計画決定当時の状況とは大きく異なっている可能性があります。そのため、長期未着手都市計画道路については、必要に応じて路線の変更や廃止等の見直しを行います。

施設配置図（トンネル、都市計画道路）



2 橋りょう

1 施設の概要

橋りょうは、本数 1,438 橋、実延長約 16,000m、面積約 97,000 m²となっています。

本市が管理する道路橋の多くは昭和 40 年から昭和 50 年にかけて建設されたものであり、橋りょうの老朽化が進んでいます。

【表 1】施設内訳(本数)

施設種別	西条	高屋	志和	八本松	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
橋りょう	301	203	153	155	144	83	110	145	144	1,438

施設種別	鋼橋	R C 橋	P C 橋	その他	合計
橋りょう	172	641	374	251	1,438

※R C 橋(鉄筋コンクリート橋)、P C 橋(プレストレスト・コンクリート橋)

※他、農道及び林道に 56 橋(実延長 1,175m、面積 7,721 m²)が設置されている。

2 施設の役割

橋りょうは、道路の一部として多くの人や物の移動に利用され、人々の活動の利便性、快適性の向上に役立っています。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

橋りょうは、道路の一部として市内全域をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況

橋りょうは、表 1 のとおり設置しています。

(3) 耐震化及び老朽化の状況

ほとんどの橋りょうが高度経済成長期に建設されており、建設後 40 年以上経過していることから老朽化が進んでいます。

耐震化は、J R 跨線橋など大規模な第 3 者被害の想定される橋りょうから検討することとしています。

(4) 今後のニーズ

橋りょうは、防災対策や交通安全対策などの面からも地域の安全・安心な暮らしを支えており、今後も市民の高いニーズが見込まれます。

また、物流の効率化や観光面での支援など、産業を支える施設として、企業等の高いニーズが見込まれます。

(5) 特記事項

なし。

4 今後の方針

分野	実施方針
点検・診断等の実施方針	・道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）において、橋りょうやトンネルなどの道路施設は近接目視による5年に1回の点検が義務付けられた（平成26年7月改正）ため、平成26年度から平成30年度までの5年間で橋長2m以上の市道橋りょうを総点検するとともに、健全性を診断します。
施設管理・修繕・更新等の実施方針	・橋りょうの点検結果により、点検評価が悪い橋りょうについて順次補修を行い、予防保全型の維持管理を実施します。
安全確保の実施方針	・計画的な点検により損傷が判明した橋りょうについては、早期に補修等を行うことにより施設の安全性を確保します。
耐震化の実施方針	・利用者の安全確保と災害時の避難路や輸送路を確保するため、第三者被害や社会的な影響が大きいと想定される橋りょうから耐震性の向上を図ります。
長寿命化の実施方針	・橋りょうの損傷が著しくなってから対応する事後保全型の維持管理から、損傷が軽微なうちに補修する予防保全型への転換を進めることで長寿命化を図ります。
統合や廃止の実施方針	・統合や廃止については、市民の安全、安心な日常生活に支障を与えることのないよう慎重に判断することとします。

3 河川

1 施設の概要

本市が管理する河川構造物は、揚排水機場の5施設です。

【表1】施設内訳

施設種別	施設数	備 考
揚排水機場 (ポンプ場)	5	高屋町 1 安芸津町 4

2 施設の役割

河川は、洪水などの自然災害から守る治水機能、水道水及び農業用水としての貴重な水源としての利水機能、町にうるおいを与え自然環境の一部として自然を育み町づくりに貢献する環境機能を保持しています。

また、揚排水機場については、内水はん乱を防ぐことを目的とし、下流河川又は海域の水位が高く自然流下が不可能な状態において強制的に排水することが主な役割です。

これにより浸水被害を軽減することができます。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

河川は、市内全域をサービス圏域としています。

揚排水機場は、高屋町及び安芸津町をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

揚排水機場は、施設配置図のとおり設置しています。

(3) 耐震化及び老朽化の状況

平成20年度以降に揚排水機場を整備しており、所定の耐震基準を満たした構造で整備しています。

(4) 今後のニーズ

まちづくり及び環境に大きな役割を持つことから、自然災害の防止とともに、地域と連携した河川の整備・保全が求められています。

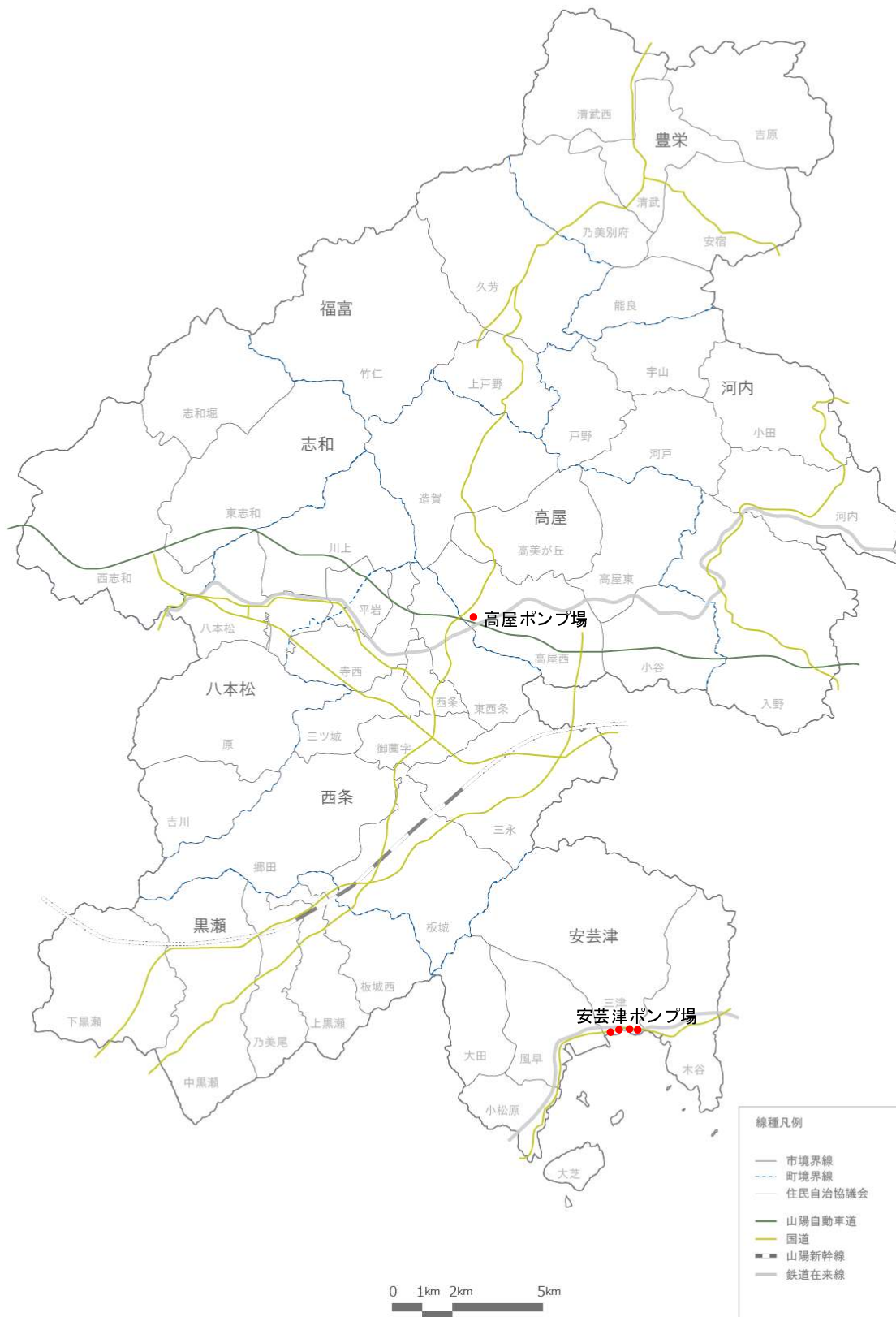
(5) 特記事項

なし。

4 今後の方針

分野	実施方針
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 定期点検と日常や災害対応時のパトロールにより、異常箇所を発見に努め適切な維持保全を実施します。
施設管理・修繕・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 施設の耐用年数や修繕履歴等をもとに、日常のパトロールにより判明した異常箇所が、周辺施設に与える影響が少ないうちに修繕を実施し、維持管理コストの低減を図ります。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 河川巡視や施設の定期点検などにおいて、異常箇所を発見した場合、異常の度合いや施設の安全性を評価したうえで補修を行い、浸水等による周辺への被害を未然に防ぎ安全の確保を図ります。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 今後、耐震化対策を進めるうえで、施設の新規整備・更新を計画的に実施する際には、所定の耐震基準に基づいた構造で整備します。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 定期点検により、施設の健全性を把握し、施設の損傷が軽微である早期段階に修繕を実施する予防保全型の維持管理によって機能を保全し、施設の長寿命化を図ります。
統合や廃止の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 河川構造物は地形的特性に応じて設置されており、それぞれ機能が異なることから、統合や廃止については、他の施設により必要な機能が代替されることなどを前提として、慎重に検討を行います。

施設配置図（揚排水機場）



4 港湾・漁港

1 施設の概要

港湾施設には、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、その他施設があり、漁港施設には、外郭施設、係留施設、輸送施設、その他施設があります。

【表1】施設内訳（港湾施設）

施設種別	施設数	具体的な施設
外郭施設	10	防波堤
係留施設	20	岸壁、浮き栈橋、物揚場
臨港交通施設	9	道路、駐車場
その他施設	14	船だまり、荷さばき地、緑地等
合計	53	

【表2】施設内訳（漁港施設）

施設種別	施設数	具体的な施設
外郭施設	3	防波堤
係留施設	21	係船岸、浮き栈橋、物揚場
輸送施設	3	道路
その他施設	6	泊地等
合計	33	

2 施設の役割

港湾施設は、水陸交通の結節点で物流や旅客輸送等を円滑に行うための施設です。

漁港施設は、漁船が停泊して出漁準備や漁獲物を陸揚げするための施設です。

3 現状

(1) 施設のサービス圏域

ア 港湾施設のサービス圏域は、安芸津町及び大崎上島町です。

イ 漁港施設のサービス圏域は、安芸津町です。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

ア 港湾施設は、安芸津港港湾区域内に設置しています。

イ 漁港施設は、大芝北漁港区域及び大芝南漁港区域内に設置しています。

(3) 耐震化及び老朽化の状況

ア 安芸津港港湾区域には管理対象が 53 施設ありますが、耐震性の有無は不明です。耐震化については、今後、施設の更新や大規模な改修等の時期に合わせ、必要性について検討します。

鋼構造の防波堤・岸壁において、鋼材の腐食により部材厚が減少している施設があります。また、安芸津防波堤は一部が沈下しており、機能が低下しています。

イ 大芝北漁港区域には管理対象が 22 施設、大芝南漁港区域には管理対象が 11 施設ありますが、耐震性の有無は不明です。耐震化については、今後、施設の更新や大規模な改修等の時期に合わせ、必要性について検討します。

老朽化の状況については、今後、定期点検の実施により把握することとしています。

(4) 今後のニーズ

ア 安芸津港は、島しょ部との交流拠点であり、安芸津棧橋でのフェリー乗降客は、年々増加しており、今後もニーズが増加していくものと考えられます。

イ 漁港については、現在、漁業の後継者が減少している状況ですが、今後の後継者育成等に伴う将来の漁業環境に対応できるよう、施設の現状を維持していきます。

(5) 特記事項

ア 港湾施設については、予防保全による計画的な維持管理を行うため、平成 24 年度に「安芸津港港湾施設維持管理計画」を策定しています。

イ 漁港施設については、今後、計画的な維持管理を行うため、「機能保全計画」の策定を予定しています。

4 今後の方針

分野	実施方針
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 港湾施設については、市策定の点検要領を基に、5年ごとに行います。 漁港施設については、港湾施設における考え方に準拠し、行います。
施設管理・修繕・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 点検診断結果を踏まえた計画を基に行います。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 「予防保全型」の計画に基づいた計画的な施設の補修、更新を実施し、利用者の安全を確保します。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 今後、施設の更新や大規模な改修等の時期に合わせ、耐震化の必要性について検討します。

長寿命化の実施方針	・定期的な点検診断を実施するとともに、国の交付金事業や補助金を活用し、施設の延命化対策を行います。
統合や廃止の実施方針	・施設の廃止については、施設の重要性や必要性等を慎重に検討した上で行うこととし、原則として既存施設の効率的な管理運営に努めます。

施設配置図（安芸津港港湾区域、大芝北漁港区域及び大芝南漁港区域）



5 公園

1 施設の概要

公園には、都市公園、地域公園、児童遊園、自然公園、農村公園、白竜湖親水公園が含まれます。

【表1】施設内訳(都市公園、地域公園、児童遊園、自然公園、農村公園、白竜湖親水公園)

施設種別	区分	公園数
都市公園	街区公園	297
都市公園	近隣公園	8
都市公園	総合公園	3
都市公園	運動公園	1
地域公園		4
児童遊園		1
自然公園		8
農村公園		4
白竜湖親水公園		1

2 施設の役割

- (1) 都市公園には、街区公園、近隣公園、総合公園、運動公園があり、都市に緑地とオープンスペースを提供し、都市環境の改善、都市の防災性の向上等、市民の憩いと地域活性化を目的とした施設です。
- (2) 地域公園は、地域住民の健康福祉の増進及び地域コミュニティの醸成を図ることを目的とした施設です。
- (3) 児童遊園は、児童に健全な遊び場を与えることにより、健康と体力の増進を図り、もってその情操を豊かにすることを目的とした施設です。
- (4) 自然公園は、恵まれた自然環境にある森林を保護するとともに、優れた自然環境に触れ合える場の整備を図ることで、市民の福祉の向上及び都市と地域の住民の交流による緑化意識の高揚に資することを目的とした施設です。
- (5) 農村公園は、地域住民の健康福祉の増進及び地域コミュニティの醸成を図ることを目的とした施設です。
- (6) 白竜湖親水公園は、市民に憩いの場を提供することにより、市民の福祉の向上を図ることを目的とした施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

ア 都市公園のうち、街区公園は、市民の日常生活圏域において身近に利用される公園として、地域コミュニティの範囲をサービス圏域としています。近隣公園は、市街化区域における住区基幹公園として、住民自治協議会の範囲をサービス圏域としています。総合公園及び運動公園は、市民全体に総合的なレクリエーションの場を提供する都市基幹公園として、市全域をサービス圏域としています。

イ 地域公園は、地域コミュニティの醸成を目的としていることから、地域コミュニティの範囲をサービス圏域としています。

ウ 児童遊園は、地域コミュニティの範囲をサービス圏域としています。

エ 自然公園は、市内全域をサービス圏域としています。

オ 農村公園は、地域コミュニティの醸成を目的としていることから、地域コミュニティの範囲をサービス圏域としています。

カ 白竜湖親水公園は、市内全域をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況

公園は、施設配置図のとおり設置しています。

(3) 耐震化及び老朽化の状況

公園については 327 公園が管理対象となっています。数多くある公園施設については、老朽化した施設もあり、点検等の結果から、更新・修繕等の検討を行い対応しています。

(4) 今後のニーズ

各公園については、人口増加地区においては、市民ニーズの多様化や開発団地の増加に伴い需要が増えますが、人口減少地区においては、利用頻度の低い公園が増加すると考えられます。

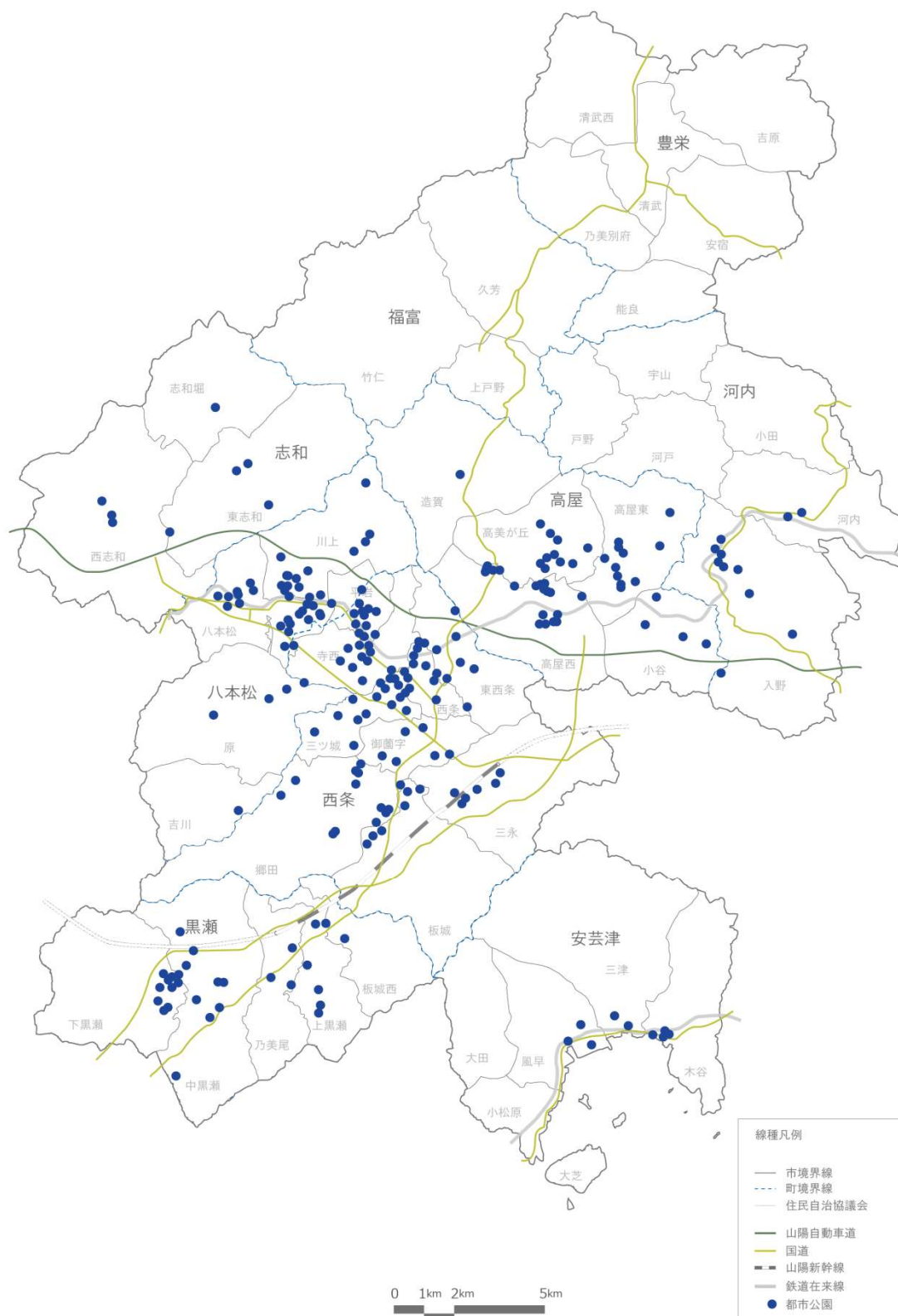
(5) 特記事項

都市公園については、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて東広島市公園施設長寿命化計画を策定し、公園の遊具や建築物などの予防保全と計画的な更新に取り組んでいます。

4 今後の方針

分野	実施方針
点検・診断等の実施方針	公園施設については、公園管理委託業者等による点検を行っており、施設の不具合の早期発見に努めます。
施設管理・修繕・更新等の実施方針	公園施設長寿命化計画と点検等の結果に基づき、公園施設の修繕・更新等を実施し、利用者にとって安全・安心な憩いの場となるように管理します。
安全確保の実施方針	点検等で判明した不具合については、早急に立入禁止の措置を行うなど安全確保に努めます。
耐震化の実施方針	耐震性に係る構造基準、関連する基準の改正等に留意し、必要に応じて対応します。
長寿命化の実施方針	公園施設長寿命化計画と点検等の結果に基づき更新・修繕等を行います。
統合や廃止の実施方針	利用頻度の少ない遊具等の施設については、関係者と協議を行い、統合や廃止を含めた検討を行います。

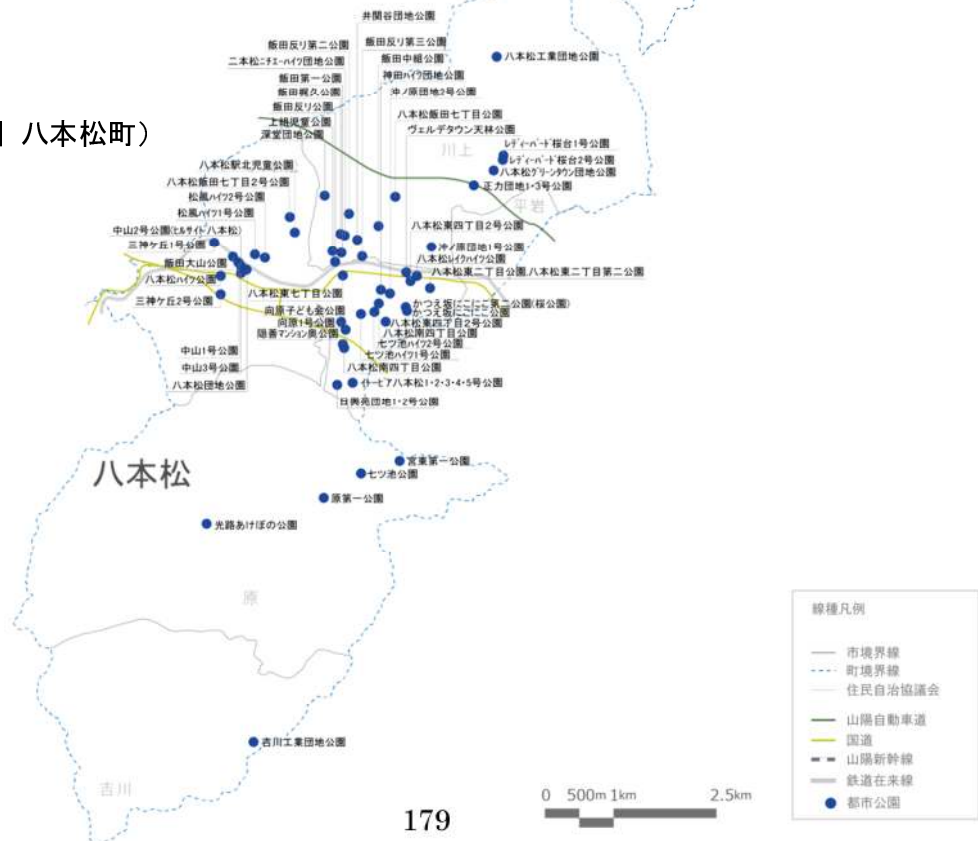
施設配置図（都市公園 全市域）



(都市公園 西条町)



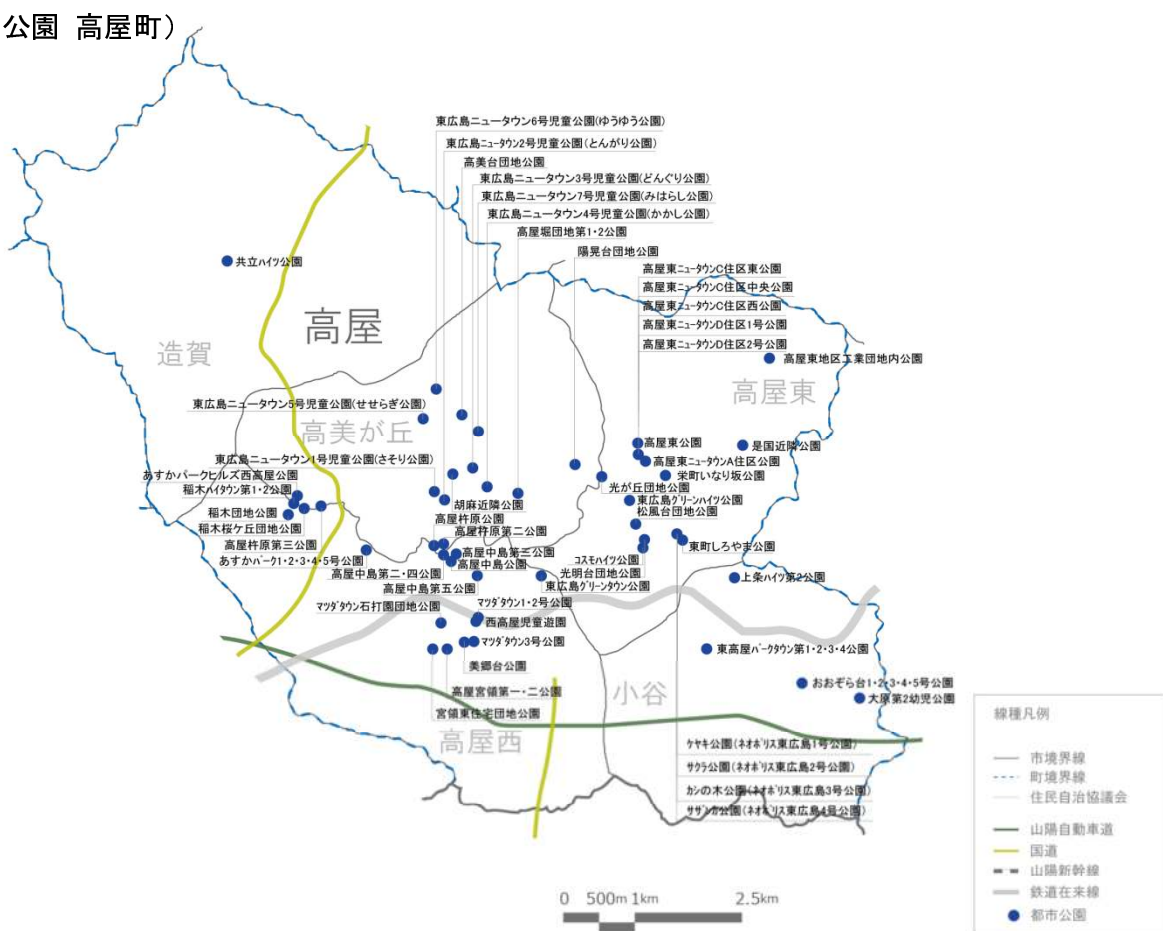
(都市公園 八本松町)



(都市公園 志和町)



(都市公園 高屋町)



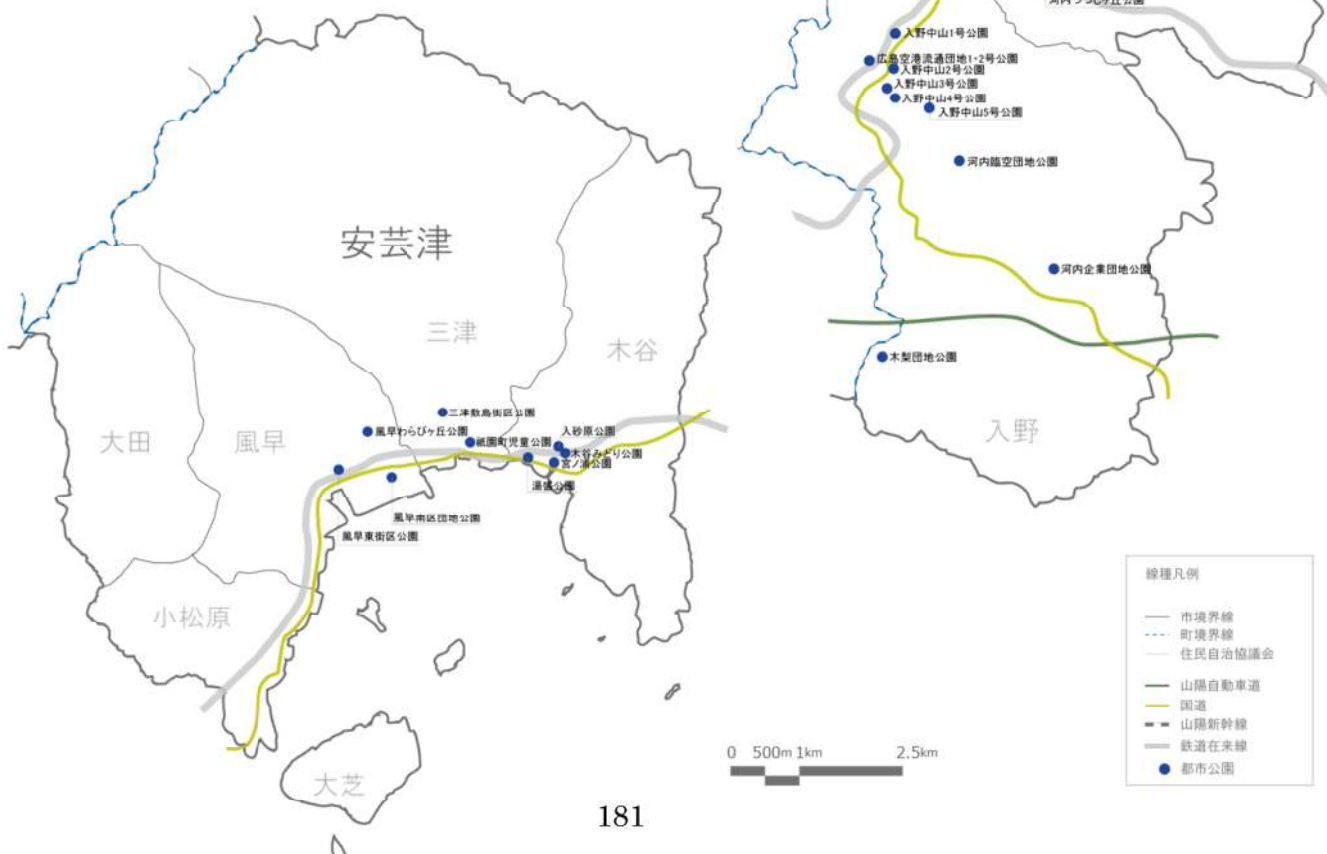
(都市公園 黒瀬町)



(都市公園 河内町)



(都市公園 安芸津町)



線種凡例

—	市境界線
- - -	町境界線
---	住民自治協議会
—	山陽自動車道
—	国道
- - -	山陽新幹線
—	鉄道在来線
●	都市公園



(都市公園以外 市全域)



6 上水道施設等

1 施設の概要

上水道施設は、管路及び施設（浄水場、ポンプ所、配水池等）により、飲用に適する水を安定的に供給することを目的として、水道事業者が設置及び維持管理する施設です。

【表1】施設内訳

施設種別	施設数（箇所）	管路延長（m）
取水施設	12	
導水施設		16,237
浄水施設	10	
送水施設	31	63,378
配水施設	73	1,204,128
計	126	1,283,743

2 施設の役割

取水施設は、水源である河川、湖沼、地下水等から水道原水を取り入れるための施設です。

導水施設は、取水施設を経た水を浄水場へ導くための施設です。

浄水施設は、原水を人の飲用に適する水として供給し得るように浄化処理するための施設です。

送水施設は、浄水を配水施設に送るための施設です。

配水施設は、一般の需要に応じ、又は居住に必要な水を供給するための施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

東広島市水道事業は西条町、八本松町、志和町、高屋町、安芸津町及び黒瀬町の、福富簡易水道事業は福富町の、河内簡易水道事業及び入野簡易水道事業は河内町の各給水区域をサービス圏域としています。

なお、市内の3つの簡易水道事業（福富・河内・入野）については、平成28年度末に上水道事業へ統合します。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

各施設の設置状況は、施設配置図の「給水区域図及び施設概要図」のとおりです。

(3) 耐震化及び老朽化の状況

平成 27 年度末現在における管路及び施設の耐震化率は、次のとおりです。

管路 (8.4%)、浄水場 (10.0%)、配水池 (17.3%) 送水・配水ポンプ所 (19.5%)

(※施設の耐震化率は、施設数により算定)

管路については、耐震性が低く、老朽化が進んだ塩化ビニル管（接着継手）の路線において漏水事故率が高い状況にあります。

また、施設については、防水塗装等の劣化が進んでおり、コンクリートブロック造や昭和 56 年度以前に築造された建築構造物は、所定の耐震性能が確保されていない施設が多いと考えられます。

(4) 今後のニーズ

本市全体の普及率は、平成 27 年度末現在で 84.3%であり、全国平均（平成 26 年度末：97.5%）を大きく下回っていることから、未普及地域の解消を目的とした、地域からの給水要望に基づく拡張事業を引き続き実施する必要があります。

また、本市の水道施設は、昭和 40 年代後半以降に整備されたものが多いことから、今後、老朽化が進行し、更新事業の大幅な増加が見込まれます。

(5) 特記事項

なし。

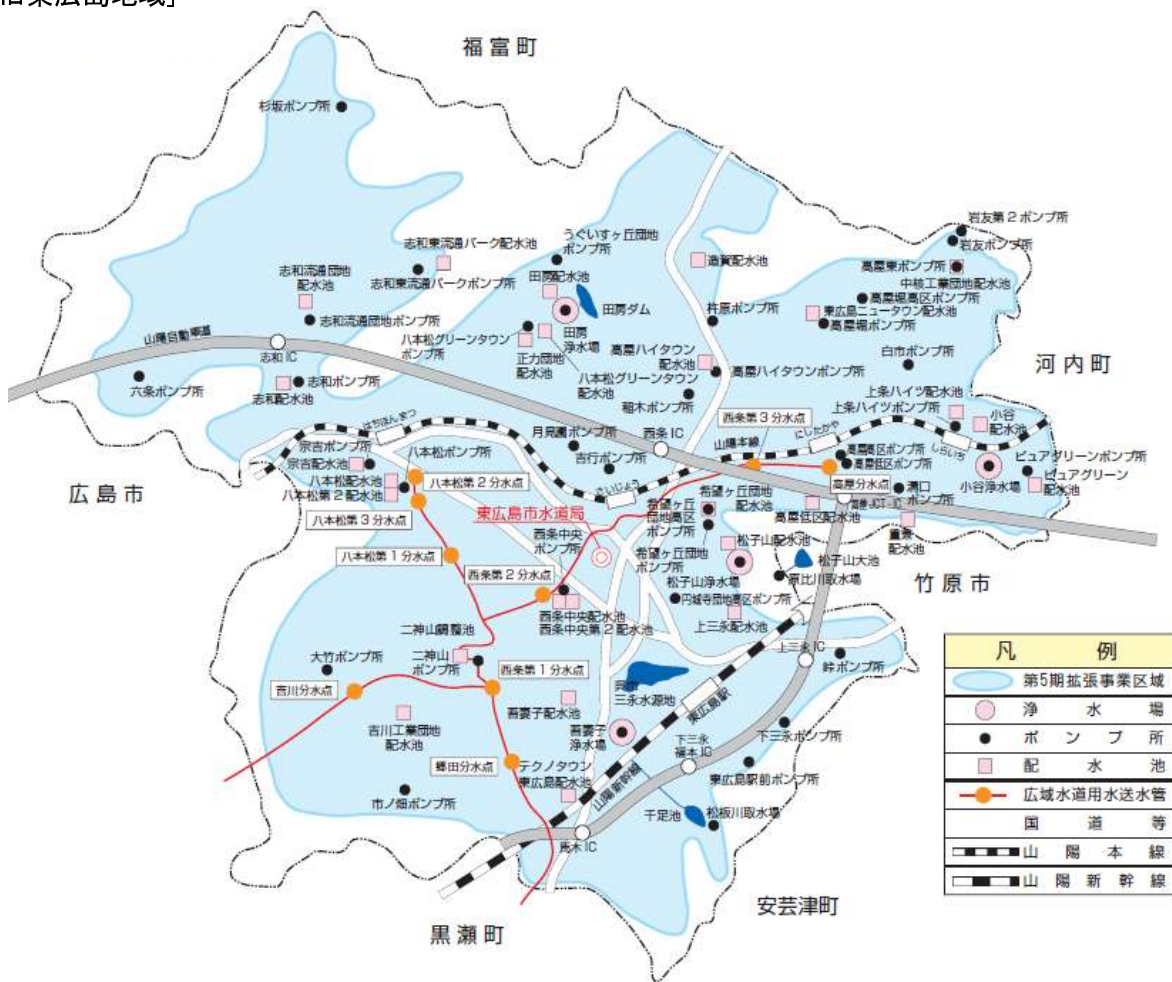
4 今後の方針

分野	実施方針
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・管路については、水道維持管理指針に基づき、定期的な漏水調査、管路・水管橋等の安全点検等を計画的に実施します。 ・施設については、取水施設（12 か所）、浄水施設（10 か所）、送水施設（31 ヶ所）、配水施設（73 ヶ所）を施設毎に毎日、または1か月に1回以上と回数を定めて定期点検を行います。 ・定期点検で修繕が必要となった場合、緊急度及び重要度を勘案し、即時対応または計画的に修繕工事を実施します。
施設管理・修繕・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・管路については、管路更新計画に基づき、更新を行います。また、漏水調査、管路・水管橋等の安全点検等を行い、その結果に基づき、管路等の修繕を計画的に行います。 ・漏水事故等が発生した場合、速やかに修繕工事を実施します。 ・施設については、施設更新計画に基づき、更新及び耐震化を図ります。また、時間計画保全を主体としながら、状態監視保全を組み合わせ、計画的に修繕することにより、更新時期をできるだけ延ばし、延命化を図ります。 ・電気・機械設備が故障した場合、速やかに修繕工事を実施します。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・管路については、漏水調査、管路・水管橋等の安全点検等を行い、緊急度が高い場合は、速やかに管路等の修繕を行います。 ・電気・機械設備及び浄水場、配水池、ポンプ所等の配管施設は劣化状況及び稼働年数により、躯体は劣化状況調査及び築造年数を基に、計画的な補修及び更新を実施し適切な維持管理に努め安定給水を図ります。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・管路の更新に当たっては、耐震性及び耐久性を有する管種を使用することにしており、施設については、耐震性能を確保できるよう、耐震補強又は更新することとしています。 ・管路については、基幹管路等の重要路線の耐震化を図るために必要な計画を策定します。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・管路については、更新の際、耐久性を有する管種を使用することにより、ライフサイクルコストの削減を図ります。 ・施設については、改築更新費用の抑制と平準化を図るため、更新時に耐震診断を行い、所定の耐震性能を有する施設については劣化補修を行うことで延命化を図るとともに、状態監視保全を定期的に行い、劣化の進行した施設については早期補修を行うことで

	<p>長寿命化を図ります。</p>
<p>統合や廃止の実施方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の地形的な特質から、給水人口に対する給水区域が広大であるため、管路延長が長いこと、起伏が大きい地形に対して最適な給水圧力を確保するため、標高に合わせた配水システムが必要になることから、単純な統廃合は困難ですが、近接した地域に複数の配水池がある場合などには、更新時に数量の縮減について検討を行います。 ・更新に当たっては、更新時期に相応する計画配水量を考慮して、適正な施設規模での更新を行います。 ・自己水源の施設については、浄水処理状況及び県用水の有効利用等を考慮し、施設の廃止等について検討を行います。

施設配置図（上水道）

[旧東広島地域]



[黒瀬地域]



[安芸津地域]



[福富地域]



[河内地域]



7 下水道施設等

1 施設の概要

下水道施設等には、公共下水道施設（汚水）、公共下水道施設（雨水）のほか、産業団地汚水処理施設、農業集落排水処理施設が含まれます。なお、建築物に関しては第3章に掲載しています。

【表1】施設内訳

施設種別	施設数	管路延長（m）
公共下水道施設（汚水）	8	455,652
公共下水道施設（雨水）	1	87,214
産業団地汚水処理施設	3	19,751
農業集落排水処理施設	4	46,648

2 施設の役割

- (1) 公共下水道施設は、主に市街地における生活や工場などの事業活動から生じるし尿及び雑排水を、汚水管渠並びにマンホールポンプなど付帯設備により汚水処理場へ流下させ、衛生的に処理し、公共用水域の水質保全を図ること、並びに雨水を雨水排水管等により適切に排除することを目的とする施設です。
- (2) 産業団地汚水処理施設は、産業団地内の事業所から生じるし尿及び生活雑排水を、汚水管渠並びにマンホールポンプなど付帯設備により汚水処理場へ流下させ、衛生的に処理すること、並びに各事業所内で適切に処理された事業所排水を専用排水管等により公共用水域へ排除することを目的とする施設です。
- (3) 農業集落排水処理施設は、農業振興地域内の農業集落におけるし尿及び生活雑排水を排除するための汚水管渠並びにマンホールポンプなど付帯設備により汚水処理場へ流下させ、し尿及び生活雑排水を排除及び処理することを目的とする施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

- ア 公共下水道施設は、東広島市公共下水道の処理区域をサービス圏域としています。
- イ 産業団地汚水処理施設は、東広島市産業団地汚水処理施設設置及び管理条例に定められた処理区域をサービス圏域としています。
- ウ 農業集落排水処理施設は、東広島市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例に定められた処理区域をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設配置図）

施設の設置状況は、施設配置図の「東広島市下水道計画一般平面図（汚水）」のとおりです。

(3) 耐震化及び老朽化の状況

下水道施設等は、整備着手後 30 年を経過し、施設の老朽化対策が課題となります。今後は計画的な施設の長寿命化工事と合わせ、必要に応じて耐震化工事を実施します。

(4) 今後のニーズ

現在、管渠の整備を進めているため、新規に下水道接続する人口（水洗化人口）が増加しています。このことから、今後も下水道施設等のニーズは増加していくものと予想されます。加えて、産業団地の新規開発や人口が増加傾向の地域では、さらに汚水量や下水道使用者が増加することが見込まれ、ニーズはますます増加するものと予想されます。

一方で、既に管渠の整備が完了し、新たな下水道接続の見込みが低い地域や人口が減少している地域では、下水道施設等のニーズは現状維持または減少していくものと考えられます。

(5) 特記事項

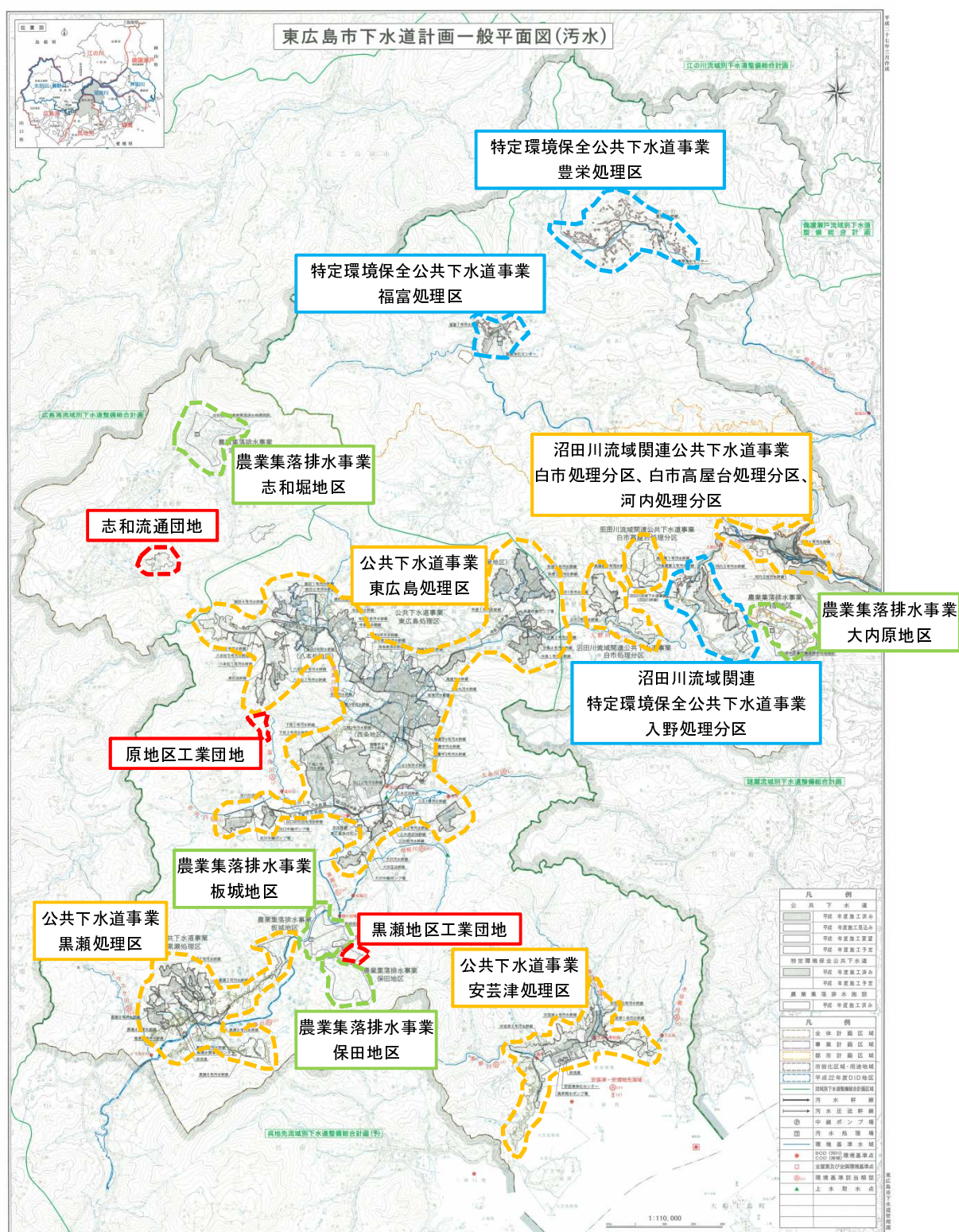
平成 31 年度を目途に下水道施設の総合的なストックマネジメント計画を策定し、これに基づき、施設の改築及び更新を計画的に進めます。策定までの間は、施設単位に策定する現行の長寿命化計画に基づき、施設の改築及び更新を進めます。

4 今後の方針

下水道施設等に関し、分野ごとの今後の実施方針は次のとおりです。

分野	実施方針
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・管渠については、災害時の緊急輸送路・避難路等、施設が埋設された路線の重要度や管路口径の大きさ等、施設の社会的重要性や陥没等が発生した際の影響を踏まえ被害規模（影響度）を算定します。また、施工年度や硫化水素による腐食等、老朽度・腐食度から危険性の発生確率を算定します。これらを勘案してリスクの大きさを評価のうえ、点検・調査及び修繕・改築の優先順位を決定し、優先度の高い施設から計画的に点検、調査を実施します。 ・汚水処理場等については、各施設に応じた点検・調査を適切に実施し、合わせて診断を実施します。
施設管理・修繕・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な下水道施設等の点検・診断等による健全度調査の結果をもとに、優先度の高い箇所から計画的に改築及び更新を実施します。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク評価に基づいた点検・診断等による健全度調査のもと、優先度に応じた計画的な改築及び更新を実施することにより、道路陥没をはじめとする被害を未然に防ぎ、市民の安全を確保します。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の耐震化については、施設の改築等にあわせ耐震化工事を進めます。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は、個々の施設単位で短・中期的な長寿命化計画を策定し、長寿命化対策や施設の更新を行っています。今後は、長期的な施設改築のシナリオを設定した上で、下水道施設の総合的なストックマネジメント計画を策定します。策定後は、点検・調査計画及び修繕・改築計画の実施による評価、見直しを行いながら、施設情報を蓄積し、ストックマネジメント計画の精度向上を図ります。
統合や廃止の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設等の統合や廃止については、東広島市污水適正処理構想に基づき、計画的に統合や廃止を行っていきます。 ・下水道の整備計画等も考慮に入れ、適切に下水道が整備されていくよう、必要に応じて都市計画下水道の変更を行います。

施設配置図（平成 25 年度末現在供用開始区域図）



8 その他の施設

1 施設の概要

本計画は公共施設全体を対象としており、主なインフラ施設以外の様々な施設についても、基本方針に従い適切に管理等を行っていく必要があります。

これらの、その他の施設に分類されるインフラ施設には、例えば、道路を構成する道路法面や道路照明、自動車や自転車の利用者の利便性の増進に資する駐車場や自転車駐車場、河川の氾濫を抑える機能を有する調整池や護岸、利水機能を備えるため池、ブロードバンドサービス未提供地域の解消を目的として整備された超高速ブロードバンド施設などがあります。

【表1】施設内訳（一部抜粋）

施設種別	数量	単位
道路附属物（道路照明）	1,864	基
（防護柵）	193,868	m
（道路反射鏡）	3,379	基
（排水ポンプ）	8	箇所
調整池	77	箇所
駐車場	9	箇所
自転車駐車場	23	箇所
超高速ブロードバンド施設 （光ケーブル幹線及び支線）	1,699	k m

2 施設の役割（一部抜粋）

- (1) 道路法面は、斜面に隣接した道路において安全かつ快適な道路空間を確保するために、適切な切土及び法面保護工による法面の安定の確保及び自然斜面災害を防止することを目的とする施設です。

道路照明は、夜間において、あるいはトンネル等の明るさが急変する場所において、道路状況、交通状況を的確に把握するための視環境を確保し、道路交通の安全、円滑化を図ることを目的とする施設です。

防護柵は、制御を失った車両が路外に逸脱することを防ぐための施設です。

道路反射鏡は、視距あるいは交差点における見通し距離が不足している場所を通行する車両を、安全かつ円滑に走行させることを目的とする施設です。

排水ポンプは、地下道のボックス等で雨水が自然排水できなくなった場合に、河川又は水路に強制的に排水して浸水を防止することを目的とする施設です。

- (2) 調整池は、集中豪雨などの局地的な出水により、河川の流下能力を超過する可能

性のある洪水を河川に入る前に一時的に溜めて徐々に放流させ、局地的な氾濫を抑える機能を有する施設です。

- (3) 駐車場は、道路交通の円滑化及び良好な生活環境の確保に資するとともに、自動車の利用者の利便の増進に資することを目的とする施設です。
- (4) 自転車駐車場は、自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図るとともに、自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする施設です。
- (5) 超高速ブロードバンド施設は、民間通信事業者による超高速インターネット接続サービスが提供されず、今後も事業者によるサービス提供が見込めない地域に対し、超高速ブロードバンドサービス（インターネット、CATV）を提供することにより、地域間情報格差の是正を図ることを目的とする施設です。

3 現 状

日常生活を支え、利便性の向上に資するこれらのインフラ施設の中には、経年劣化が進行し、大規模修繕や更新の検討が必要な施設もあります。

個別の施設において、指定管理者制度の導入により、指定管理者が日常的な維持管理及び小修繕を行うなど、計画的に点検、診断及び修繕や更新等に取り組んでいる施設もありますが、総合的な管理の方向性については、インフラ施設全体の方針を踏まえて整理する必要があります。

4 今後の方針

他のインフラ施設と同様に、優先して保全すべき施設を中心に、定期的な点検及び診断を実施し、予防保全型の維持管理手法の導入により施設の長寿命化を図ります。

また、計画的な修繕及び更新により施設の機能の維持を図るとともに、利用者の安全を確保し、コストの縮減と平準化に努めます。

今後の利用需要を見すえ、必要性が認められない施設は、集約や廃止、撤去について検討します。